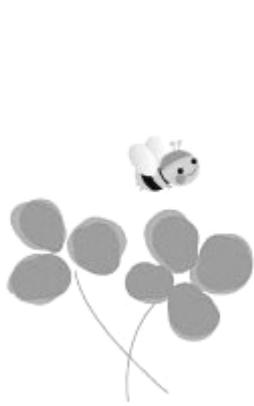


# 国分寺市男女平等推進行動計画

(国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

## 推進状況年次評価報告書

【平成24年度 実施状況】



人はだれもが「ただその人である」というだけで、



かけがえのない存在です。

国分寺市





## 目 次



<b>I 評価の考え方・手法について</b> .....	2
1 評価の目的.....	2
2 評価者とその役割.....	2
3 評価の頻度と公表.....	2
4 評価の方法.....	2
5 評価結果の反映.....	3
6 平成 25 年度男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ.....	4
<b>II 男女平等推進委員会からの答申</b> .....	5
<b>III 施策別推進状況評価</b> .....	19
課題 1 男女平等意識の醸成.....	20
課題 2 たがいの性の尊重と健康支援.....	25
課題 3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶.....	27
課題 4 就労における男女平等の推進.....	36
課題 5 男女共同参画を支える環境の充実.....	40
課題 6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画.....	46
<b>IV 数値目標の達成状況</b> .....	49
<b>V 評価方法の確認事項</b> .....	51
<b>VI 参考指標</b> .....	52
<b>VII 参考資料</b> .....	56
資料No.1 平成 24 年度事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）.....	57
資料No.2 平成 25 年度自己点検票書式.....	81
資料No.3 平成 25 年度会議の開催状況.....	82
資料No.4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要.....	84
1 計画の目的.....	84
2 計画の位置づけ.....	84
3 計画の期間.....	84
4 計画の推進.....	84
5 計画の基本理念.....	85
6 計画の体系.....	86
資料No.5 国分寺市男女平等推進条例.....	88
資料No.6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程.....	93

## I 評価の考え方・手法について

平成 24 年度に国分寺市男女平等推進行動計画(以下「計画」という)の進ちよく状況評価を行った際の課題を取り入れ、今年度は以下のような考えのもとに評価を行いました。

### 1 評価の目的

計画は、男女平等を推進するための施策を体系化したものです。計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女平等推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どのような事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女平等を推進するためには、市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

### 2 評価者とその役割

附属機関である国分寺市男女平等推進委員会(以下「委員会」という)からの意見と、国分寺市男女平等推進専門委員会(庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「専門委員会」という)からの報告をうけて、国分寺市男女平等推進協議会(副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という)で、総合的な評価を行います。

委員会の評価は、専門的、市民的見地をもった第三者的立場からの評価ですので、推進協議会は最大限その意見の趣旨を踏まえ、総合的評価を行うよう努めます。また、委員会は評価をするにあたり、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

### 3 評価の頻度と公表

進行管理を計画的にするために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

### 4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

#### (1) 所管課による自己点検票の作成

各事業の所管課は、自己点検票を用い、自らの事業について事業評価の視点から評価を行います。事業評価の視点は、①計画に沿った事業を行ったか、②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか、又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか(事業の主たる実施目的が男女平等推進そのものである場合には後者、そうでない場合には前者を選択)、③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるかという3つの基本視点を、各事業に応じて予め設定しました。男女平等推進の視点は、国分寺市男女平等推進条例第3条規定事項のうち、当該事業に関連のある事項を自己点検票に記載しました。

このことによって、所管課は事業の実施にあたり男女平等推進の視点として条例の基本理念を改めて認識するとともに、事業評価の視点から、自己の事業について具体的・客観的に振り返り評価することができます。所管課の評価の基準は下記の通りです。

#### 【評価の基準】

A＝前年度よりも実績が上がった      B＝前年度と同様の実績があった  
C＝前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
D＝実績がなかった  
達成＝計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

#### 【数値換算の方法について】

各事業評価の視点における評価につき、A＝4 B＝3 C＝2 D＝1 達成＝4 休止・廃止＝1点として合計点を事業評価の視点数3で除し、各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価として平均値を事業評価としました。

所管課は、事務局である男女平等人権課に自己点検票を提出します。

#### (2) 委員会の評価

以下の手順をおって評価をします。

##### ①所管課自己評価の点検

男女平等推進の視点及び事業評価の視点から、所管課から提出を受けた自己点検票の記入内容を検討します。課題ごとに複数のグループにわけて検討をすすめ、委員会で報告します。

##### ②所管課に対するヒアリングの実施

事業の内容について直接所管課と質疑応答をする必要があると委員会が考えた所管課に対し、ヒアリングを行います。委員会がヒアリングをすることで、市職員の男女平等施策に対する考えを知ることができ、施策の推進を阻むものがあるとするれば、それは何であるのかを知ることがもできます。

##### ③施策評価と提言

自己点検票の検討、ヒアリングの結果等をもとに、計画の推進状況を施策ごとに評価します。その際には評価理由を記載し、必要に応じて所管課に対する提言を行います。評価基準は所管課評価と同様ですが、数値換算による平均値はとらず、総合判断で施策ごとの評価を行います。

評価をまとめて、市長に意見として答申します。

#### (3) 専門委員会の評価

所管課から提出を受けた自己点検票を、事業ごとに検討します。評価は所管課評価と同様の基準に基づき行い、複数の所管課がある場合には数値換算し事業数で除し平均値をもとめて評価します。☆評価については勘案しません。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見を聞きながら、評価を進めます。必要に応じて評価理由を記載します。

#### (4) 推進協議会の評価

委員会からの意見と、専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

### 5 評価結果の反映

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民および事業者等に分かりやすい形で報告します。

年次報告書は次年度予算策定前に公表しますので、所管課は次年度予算策定に評価結果を加味することができます。

## 6 平成 25 年度男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ

○国分寺市男女平等推進条例  
○国分寺市男女平等推進行動計画(平成24年度中間見直し版)(2目標, 6課題, 26施策, 70事業)

↓  
これに基づき

	男女平等推進委員会	男女平等推進協議会	男女平等推進専門委員会	事業所管課	事務局	
役割	市長の諮問に応じ、男女平等推進施策に関わる重要事項に関すること及び行動計画の進捗状況に関することについて調査審議し答申するほか、市長に建議することができる。	市の男女平等推進施策の総合調整、行動計画の策定及び進行管理を行う。	行動計画の策定及び進行管理に関して、左記協議会の指示により調査検討を行い、結果を協議会長に報告する。	行動計画所定の事業を取り行う。	行動計画を推進するため関係機関と調整をする。	
構成員	男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者: 4人 公募市民: 3人 有識者: 3人	会長: 副市長 副会長: 市民生活部長 その他委員: 政策部長, 総務部長, 福祉保健部長, 子ども福祉部長, 教育次長	市職員14人 (政策部: 2人, 総務部1人, 市民生活部2人, 福祉保健部5人, 教育部4人)		男女平等人権課職員	
時期	4月			自己点検票記入説明会出席(4/18)	○今年度方針課内打合せ ○協議会開催準備 ○推進委員会へ諮問事項通知, 推進委員会開催準備	
	5月	第1回会議(5/10)開催 ○年間スケジュールと今年度評価手法の説明 ○指標の取扱い方について ○評価作業グループ分け(責任者決め) ○次回以降の委員会日程検討			各課で自己点検票作成・事務局へ提出(締切5/10)。	各課へ自己点検票記入依頼(新書式自己点検票配布)。
		○課題ごとにグループに分かれて審議				点検票内容確認, 各課と調整, 推進委員会へ点検票送付。
	6月	第2回会議(6/20)開催 ○施策推進状況の検討(各グループからの報告) ○ヒアリング対象課検討				ヒアリング対象課との調整
	7月	第3回会議(7/10)開催 ○ヒアリング(生活福祉課・学校指導課) ○意見交換			対象課はヒアリングに参加(生活福祉課・学校指導課)	
		第4回会議(7/24)開催 ○施策別推進状況評価審議(ヒアリング対象課事業を含む施策及び、特に検討を要する施策を中心に)				
	8月	正副委員長及び各グループリーダー等による評価検討会				
		第5回会議(8/7)開催 ○施策評価内容の最終調整 ○答申案審議	第2回会議(8/27)開催 ○施策別推進状況評価について(推進委員会答申と専門委員会調査報告をもとに検討)	第1回会議(8/12)開催 ○事業推進状況評価検討(課題1~3)		報告書案検討
		答申提出(8/26)		第2回会議(8/21)開催 ○事業推進状況評価検討(課題4~6)		
	9月					評価年次報告書起案(市長決裁・各課へ送付)
以降 10月				評価内容を勘案して年度後半の事業を執行する。また、次年度予算案に反映する。		

## Ⅱ 男女平等推進委員会からの答申

(写)

平成 25 年 8 月 26 日

国分寺市長

井澤 邦夫 様

国分寺市男女平等推進委員会

委員長 谷 口 郁 子

国分寺市男女平等推進行動計画の実施状況の評価について（答申）

平成 25 年 6 月 20 日付で、国分寺市男女平等推進行動計画の平成 24 年度実施状況の評価について諮問を受けました。

本委員会で審議の結果、実施状況の評価について別添のとおり取りまとめましたので答申します。

## 1. 本委員会における男女平等推進行動計画評価の経緯

国分寺市男女平等推進行動計画は（以下「行動計画」という）平成20年5月にスタートしました。本委員会は、市長の諮問を受け、平成20年度は「行動計画の実施状況の評価にかかる指標及び方法について」を答申、平成21年度、22年度、23年度は「行動計画の達成度の評価について」答申いたしました。さらに、平成23年度は行動計画の中間見直し年であったことから、平成20年度から平成22年度の3年間の総括評価についても答申いたしました。

今年度は、平成24年度の行動計画達成度を評価します。

## 2. 平成24年度の評価方法

### (1) 施策評価作業について

今年度も評価は①所管課（室）による自己点検票、②ヒアリング（今年度は生活福祉課、学校指導課へ実施）、③総合評価の3段階による方法で行いました。評価は施策単位で行いました。

本委員会での具体的な評価作業は、下記のように行いました。

- ① 委員長を除く9人の委員を3つのグループに分け、行動計画の6課題を2課題ずつ分担（可能な限り昨年度と異なる課題を担当するように分担しました）。各グループの担当課題につき、所管課（室）作成の自己点検票に基づき男女平等推進の視点から分析を行う。
- ② 本委員会で各グループの分析を報告し、検討する。
- ③ ヒアリング実施結果も交え、本委員会で施策別の評価及び評価理由・提言をまとめる。

## (2) 評価の考え方について

本委員会の評価は、男女平等推進の視点からみた下記の基準によって行っています。そのため事業本来の目的からは成果があげられていても、男女平等推進の視点からみて成果をあげられたと評価できなければ、D評価とさせていただくことがあります。もとより評価の目的は、行動計画の実効性を高めることにあります。そのため本委員会としては、なぜこのような評価になったのか評価理由を明示するとともに、提言を盛り込むことに力点をおきました。

各所管課（室）におかれましては、本答申の内容を念頭におきながら、平成 25 年度下半期の事業に取り組んでいただくとともに、来年度の予算作成に反映してくださることを期待します。

### 【評価の基準】

A＝前年度よりも実績が上がった B＝前年度と同様の実績があった C＝前年度より実績が下がった D＝実績がなかった 達成＝計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止＝計画所定の事業内容が休止・廃止になった

## 3. 施策評価における特記事項について

1

行動計画は基本目標・課題・施策・事業の順に細分設定されています。所管課（室）から提出された自己点検票において、昨年度に引き続きD評価（実績がなかった）と報告を受けた事業について、本委員会では深刻に受け止め、憂慮しております。所管課（室）におかれましては、その理由を明らかにするとともに、今後の取組み予定を立てる等、行動計画を着実に進めるための具体策を講じてください。

【今後の事業実施を特に期待する事業と所管課（室）】

- 基本目標1 課題1 施策（3）  
事業No.8 男女平等に関する職員意識調査の実施  
所管課（室） 職員課 男女平等人権課
- 基本目標1 課題1 施策（5）  
事業No.13 「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及  
所管課（室） 男女平等人権課
- 基本目標2 課題6 施策（1）  
事業No.63 審議会等の委員における性による偏りの解消  
所管課（室） 政策経営課
- 基本目標2 課題6 施策（1）  
事業No.65 女性管理職の登用促進  
所管課（室） 職員課 男女平等人権課

2-1

男性に対して、男女平等の視点に立った情報提供・支援、よりよく生きるための日常の生活力をつける（エンパワーメント）事業の推進は、行政のコスト削減の面からも重要です。さらなる今後の推進を求めます。

【今後の事業実施を特に期待する事業と所管課（室）】

- 基本目標1 課題2 施策（2）  
事業No.16 性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業  
所管課（室） 健康推進課
- 基本目標1 課題2 施策（2）  
事業No.17 性差に配慮した健診・検診の実施  
所管課（室） 健康推進課
- 基本目標2 課題5 施策（3）  
事業No.55 介護における男女共同参画の意識づくり  
所管課（室） 男女平等人権課 高齢者相談室  
事業No.56 介護者への支援  
所管課（室） 高齢者相談室 介護保険課  
事業No.57 介護に関する総合的な相談事業  
所管課（室） 高齢者相談室

## 2-2

子育て相談室（つくしんぼの父親参画事業）は、国分寺市独自の事業であり、高く評価しています。行動計画を理解した丁寧な取組みは、他の所管課（室）に模範にさせていただきたいと考えます。

【今後の事業実施を特に期待する事業と所管課（室）】

- 基本目標2 課題5 施策（2）  
事業No.50 男女がともに子育てをするための意識づくり  
所管課（室） 健康推進課 子育て支援課 男女平等人権課

## 3

3・11の経験を経て、都市のあり方・市民の暮らしと安全は、様々な行政施策の計画づくり段階から、男女平等の視点にたつ必要性が確認されております。国分寺市で平成24年度に地域防災計画を見直しし、避難者への配慮として男女のニーズの違いの対応を図ったことは、大いに評価できます。今後は、防災・災害時の方針決定の場へ女性が参画しリーダーとなれるような、人材育成の取組みを求めます。

【今後の事業実施を特に期待する事業と所管課（室）】

- 基本目標2 課題6 施策（2）  
事業No.67 市民活動への支援  
所管課（室） 協働コミュニティ課
- 基本目標2 課題6 施策（3）  
事業No.69 都市計画・防災分野への男女共同参画  
所管課（室） 都市計画課 暮らしの安全課

#### 4

国分寺市におかれましては、国分寺市公共調達条例、国分寺市犯罪被害者等支援条例を制定・施行しました。

各条例に盛り込まれた、男女平等・人権の理念を踏まえ、条例の内実を深めるよう努められることを期待します。

【今後の事業実施を特に期待する事業と所管課（室）】

・基本目標2課題4施策（2）

事業No.43 市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討

所管課（室） 総務課 男女平等人権課

#### 【施策体系図】

※本報告書 86・87 頁と重複するので掲載を割愛します。

## 【施策別評価理由と提言】

目標 1 男女の人権を尊重するまち

課題 1 男女平等意識の醸成

施策（1）家庭や地域における男女平等の意識づくり

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 予算が精査される中、工夫をして、昨年度の実績とほぼ同程度の事業等を行っている。特に男女平等人権課についてはかなり工夫が見受けられるが、図書館・総合情報課については、一層の努力が求められる。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆保育課が男性保育士による出前講座を行い、育児は男女ともに行うものということを参加者に伝えたことは評価できる。乳幼児期の父親の育児参加経験がその後の夫婦関係にも影響するという調査結果がある。引き続き積極的に取組まれることを期待したい。</li><li>◆図書館については、新規図書の購入だけではなく、男女平等や人権にかかわる図書の展示を行うなどの工夫に努められることを望む。</li><li>◆総合情報課については、関連記事の掲載数や表現への工夫の取組みなど、具体的な内容が盛り込まれていると本委員会として評価しやすい。</li></ul>

施策（2）学校における男女平等教育の充実

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆学校指導課には、男女平等教育をよりすすめるような具体的な取組みが何かあったといえるのかという点に絞って、自己点検票を記入していただきたい。</li><li>◆一見自由に選択しているように見えても、それが子どもにとっての本当の希望なのか、ジェンダー（社会的につくられた性差）をすりこまれた中での希望ではないかということを、きちんと学校教育の中で伝えてもらいたい。</li><li>◆女性特有の出産というライフイベントが女性のキャリアにどういう影響を与えるのか、それを男女でどう協力して乗り越えていくのかという視点を、キャリア教育の中で取り上げることで、より実践的な指導となると考える。</li></ul>

施策（3）庁内における男女平等意識の徹底

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆課によって記述内容の差が大きいため、市全体で課題への理解を深めていただきたい。</li><li>◆子育て支援課が行っているような研修は、自分たちの実践を振り返りつつ点検しあらたな実践に移していくものとなっている点で、他の所管（室）も参考にするとよいと思う。</li><li>◆学校指導課については、サービス事故の防止という観点ではなく、男女平等・人権にかかわる観点での研修が望まれる。</li><li>◆保育課についても、外部の研修への派遣とその報告にとどまっており、保育の実践にかかわって、男女平等や人権を考える視点にたって職員への男女平等</li></ul>

	<p>意識の醸成に取り組まれることを望む。</p> <p>◆職員課については、行動計画に職員意識調査を実施するように書かれているので、計画期間中での調査実施を希望する。</p>
--	--

#### 施策（４）男女平等に関する実態把握

評価	評価の理由と提言
<b>B</b>	<p>【理由】直接の実態把握は行っていないが、前回調査を利用するなどしている点は評価できる。</p> <p>【提言】</p> <p>◆男女平等施策を推進するためには、各種統計資料を活用して問題点・課題を把握することが有益である。市で調査を行う場合には男女平等の視点を盛り込むように各課と連携するとともに、データの整備・市民への情報発信に努められたい。</p>

#### 施策（５）男女の人権に配慮した表現の推進

評価	評価の理由と提言
<b>C</b>	<p>【理由】実績がない課もあることからCとした。</p> <p>【提言】</p> <p>◆公民館で、メディア・リテラシーに関する学習会を行ったことは評価できる。今後も機会をみつけて取組んでいただきたい。</p> <p>◆学校指導課については、研修の視点や目的について具体的な記述をしていただきたい。</p> <p>◆昨年度に引き続き、男女平等の視点による表現のガイドラインの作成が進んでいない。確かに一步間違えるとかえって差別的発想を助長しかねないが、ガイドライン作成に向けて基本となる考え方を示していただきたい。</p>

### 課題２ たがいの性の尊重と健康支援

#### 施策（１）たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

評価	評価の理由と提言
<b>B</b>	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆児童館には乳幼児の保護者も一緒に来館している。そういった親に対して心と身体についての理解を深めてもらうような取組みができないか、子育て支援課には検討願いたい。</p> <p>◆健康推進課について、HIVなどの情報提供は都の事業だとしても、市の担当課としての主体性をもって積極的に市民に対して働きかけることができると考える。HIV・性感染症については、知識を得ることが予防に効果的である。市民の健康を守るために、市としてできることを検討していただきたい。</p> <p>◆学校は学習指導要領に沿った形をとる中でも、専門家を招いて話をしてもらうなどの講師・内容についての工夫をすることを検討していただきたい。</p>

## 施策（２）性差や年代に応じた健康支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆健康推進課の講座は内容はよいと思うが、参加者が少ない。積極的な広報などをするとよいのではないか。市民にはあまり知られていないように思える。</li> <li>◆健康診断等については、男性特有の疾患もあることから、女性のみを対象とせず男性のみを対象とする視点も必要だと思われる。</li> </ul>

## 課題 3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

### 施策（１）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆予防についての取組みは不十分と考える。</li> <li>◆公民館や駅など、人目につくところに啓発ポスターやリーフレットなどをおき、予防効果を高められたい。例えば多くの方が通る場所での啓発活動の実施。</li> <li>◆被害者を早期発見するために、少なくとも市報やホームページにヘルプ窓口を設け案内する。DV防止月間などのキャンペーンも行うと効果もあるのではないか。</li> <li>◆周辺大学への出前講座を予定としてあげるだけでなく、実施に移していただきたい。</li> <li>◆学校教育における暴力予防対策として、いじめの調査をするだけでは不十分。学齢に応じた段階的な情報提供をするとともに、ジェンダーの視点を取り入れた暴力予防教育を行っていただきたい。</li> </ul>

### 施策（２）ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆通報周知については、啓発リーフレット配布では不十分だと思われる。</li> <li>◆DV被害者に対する支援については、一定程度の体制が整いつつあると感じる。しかし被害者を安全な環境に確保することに関しては、その発見の仕方としてさらなる工夫が必要ではないかと感じる。相談を待つだけでなく積極的に啓発する姿勢を示していただきたい。</li> <li>◆DV通報マニュアル（医者や学校など関係機関向け）を作成し、関係機関への配布及び運用ルールの説明をしていただきたい。</li> <li>◆DV啓発ポスター（一般市民向け）を作成し、被害者がすぐに通報できる道筋を示すとともに、加害者に対して、DV行為は許されない行為であることを明示することで、抑止力として働く仕掛けを講じる必要があると思われる。</li> <li>◆被害者の安全確保の連携機関として、高齢者相談室も入れるべき。特に高齢者については、介護の専門家であるケアマネージャー・ヘルパーが DV を発見することがあるとの現場の声がある。このような専門家への啓発活動が効果的と考える。</li> </ul>

	◆乳幼児の健診の際に、DVについてのチェックも必須項目として行ってはどうか。相談を受けた場合だけという姿勢よりは、多くの事案が炙り出されると思われる。
--	---

### 施策（3）相談業務の充実と関係機関との連携

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子どもを相手とする教職員に対して、啓発していくことは大変に意味があると考えるので、ぜひ取組んでいただきたい。</li> <li>◆庁内関係機関がそれぞれの役割を共有することには一定の効果を見込めるが、それが実際に機能しているのかをチェックし、改善するような仕組みを作っていただきたい。</li> </ul>

### 施策（4）セクシュアル・ハラスメント等の防止

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】実績がない課もあることから C とした。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆学校においては、セクハラ相談員を位置づけたとあるが、被害者が学校関係者に通報する仕組みは機能しないと思われる。学校の外の第三者機関などに相談できる実効性のある仕組みが必要と思われる。</li> </ul>

### 施策（5）人権侵害を予防するための支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆青色防犯パトロールは犯罪の抑止に繋がるし、安全・安心メールは一般市民の防犯意識を高める意味でも効果があると考ええる。</li> <li>◆これから国分寺駅前再開発が推進するなかで、閉店や工事期間中には街灯が少なくなるなどの懸念があるので、つきまとい行為防止パトロールは今後も引き続き行っていただきたい。</li> <li>◆安全・安心メールをより多くの方が受け取れるように宣伝告知してほしい。</li> <li>◆男女平等人権課には、ストーカー規制法改正の周知を図るとともに、相談があった際には警察と連携をし、対処していただきたい。</li> </ul>

### 施策（6）子どもにとっての男女平等

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】会議に出席し、DV を目撃させられることも子どもにとって精神的虐待であるという意識を関係者間で共有したため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆今後はさらに男女平等人権課は、積極的に会議に参加して男女平等の視点から課題をひろい、問題提起をするよう努められたい。</li> </ul>

### 施策（7）性犯罪被害者の支援

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】 犯罪被害者等支援条例施行は評価できる。</p> <p>【提言】</p> <p>◆まずは、条例の存在や相談窓口の存在を周知していくことが重要で、少数局所配布のリーフレットでは不十分。犯罪被害者支援窓口は、市報やHPに告知していただきたい。</p> <p>◆窓口相談した後に実効性のある支援を受けられるような支援メニュー・支援マニュアルなどを作成して、実績があがるよう今後に期待する。</p>

## 目標2 男女が平等に社会参画できるまち

### 課題4 就労における男女平等の推進

#### 施策（1）事業者への啓発と支援

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 実績がない課もあることからCとした。</p> <p>【提言】</p> <p>◆総務課が公共調達条例を制定したことは評価できるが、今後男女平等推進の視点から実効性をもたせることを希望する。</p> <p>◆啓発セミナーは、一部の方にしか情報がいきわたらず効果の有無は確かではないが、地域における就労支援関係団体の連絡会を立ち上げることができたことは、一歩前進であると評価できる。しかしなお実態の把握と課題の整理が不十分ではないかと考えられるので、更なる男女平等の推進に期待する。</p> <p>◆就労支援地域連絡会という枠組みを、今後どのように活用するかが重要。地域の事業者の人材ニーズと、職を探している層とのマッチングが生れるような仕組みづくりを推進してほしい。</p> <p>◆総じて、なぜ雇用における男女平等が必要なのか、課題の整理と効果、そのために取るべき施策などが、市民にわかりやすく明示されていない。情報提供を行ってほしい。</p>

#### 施策（2）男女平等の視点による調達の仕組みの検討

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】 公共調達条例が制定されたことは評価できる。</p> <p>【提言】</p> <p>◆実際の契約にはまだ男女平等推進の視点を活かした契約実績はみられないが、今後の取組みや実績に期待する。</p>

#### 施策（3）起業・再就職への支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆一般に起業経験が少ない女性に対しての支援として、実用性の高いプレゼンテーションの仕方、法務などの相談支援制度があるとよいと考えられる。</p> <p>◆女性起業家の輩出は、活力ある社会を維持するための社会の要請といえる。政府を含め社会には女性起業家を対象とする融資制度が様々あるが、あまり知られていない。市としても積極的に周知を図られたい。</p>

#### 施策（4）働き方における格差の是正

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】セミナーやパンフレットについては、他の主目的で行われているものであり、働き方の格差是正を目的としたアクションとはとらえにくく、効果は低いと考えるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆依然として男女の生涯賃金には大きな格差がある。男性だから女性だからというのではなく、その人個人の特性、強みを生かした働き方ができるよう、現状分析をし、事業者・市民それぞれに積極的に投げかけていく地道な努力をし続けることが望まれる。</li> <li>◆事業者・市民に対して、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法等の内容の周知を行っていただきたい。</li> </ul>

#### 課題5 男女共同参画を支える環境の充実

##### 施策（1）「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）」の推進

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自己点検票において、「配布だけのため成果は不明」というのは、前向きではない。現実に所掌業務が配布物の配架だけであったとしても、当該事業の成果を把握するにはどうすればよいか工夫をしていただきたい。</li> <li>◆男性の育児休業取得に向けて、庁内で積極的に PR 活動をしたことは評価できる。今後も市役所がワーク・ライフ・バランスのモデル事業所となるべく、積極的に取り組んでいただきたい。</li> <li>◆昨年度も提言したが、このような啓発事業は、広く市民全体への広報活動とするよう改善を望む。</li> </ul>

##### 施策（2）子育てへの支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆子育て相談室（つくしんぼの父親参画事業）は、国分寺市独自の取り組みであり大いに評価できる。今後とも継続して行っていただきたい。</li> <li>◆保育課で保育所数を増やし待機児童を減少させていることは評価できる。</li> <li>◆ただし各種子育て関連事業については、特定のメンバーの参加にとどまっている傾向があるのではないかと懸念される。この種の企画は参加する男性は何度も参加するが、多数の父親は全く関心がない。今後は新たな参加者の開拓が必要であり、数値も新たな参加者の開拓実績が表示されるものを入れるよう望む。</li> <li>◆総じて事業実績は評価できるが、一部に子育ては女性の仕事という意識が透けて見えるのは問題である。今後はこの意識の改革を行い、父親の日常的な参画を促すような取り組みをしていただきたい。</li> <li>◆各課の自己点検票記載のデータは、男女平等の視点から評価ができるようなものを可能な限り提示いただきたい。</li> </ul>

### 施策（3）介護への支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆介護関係については男性がどれくらい参加しているかが重要であり、養成講座は男性の参加を目標として、その向上のための方向性を打ち出すという観点があって、はじめて行動計画に基づいた事業といえる。そのためにも、まず男女別の参加人数の把握に努められたい。</li> <li>◆特に男性の生活の自立は男女平等の見地からみても、ケア費用の節減の観点からも重要であり、重点的な政策目標としていただきたい。</li> <li>◆介護者となる可能性に性差はなく、男性も介護の主体となって行動できるように、情報提供だけでなく積極的な行動のための意識づくり、そして具体的な行動に結び付けていけるような取組みを望む。</li> </ul>

### 施策（4）生活の安定と自立の促進

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆特に福祉関係については、自己点検票が単なる所掌事項のまとめとなっているケースが多いため、男女平等推進の視点を加味しての記載精査を望む。</li> <li>◆ひとり親家庭の生活安定と自立支援については、暗黙裡に女性が対象となりがちである。行動計画の趣旨からも父子家庭についても目を向けていただきたい。</li> <li>◆生活福祉課の母子福祉資金貸付及び自立支援給付金の支給については、今後も引き続ききめ細やかな対応をお願いしたい。</li> </ul>

### 施策（5）高齢者の虐待防止

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆高齢者間の DV と高齢者に対する虐待は分けて捉えてほしい。高齢者虐待に対する男女平等の視点について、会議を通じて関係者に周知を図られたい。</li> </ul>

## 課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

### 施策（1）庁内における男女共同参画

評価	評価の理由と提言
D	<p>【理由】事業の実績が不十分なため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆本施策は市の行政の根幹にかかわる問題であり、所管の評価が D というのは問題である。特に市の政策経営中枢課である政策経営課においては「事業を行えなかった」という回答で済ますのではなく、積極的に取組むとともに市としての方向性を示していただきたい。</li> </ul>

### 施策（2）地域における男女共同参画

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価 B が妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 今後は、男性の地域参加を促進するためには何が必要かという観点で施策を実施してほしい。特に男性対象の講座は、参加人数を指標として明示すべきである。</li><li>◆ 特に、女性リーダーの育成に向けて積極的に取り組んでいただきたい。</li></ul>

### 施策（3）新たに取り組むを必要とする分野への男女共同参画

評価	評価の理由と提言
A	<p>【理由】昨年度よりは実績をあげたため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ まちづくり市民会議の女性委員数が基準に照らして少ない。少なくとも4割は越えることが望ましく、あと3人の女性委員の増員を望みたい。</li><li>◆ ぐらしの安全課の防災会議員として女性1名を委嘱したことは評価するが、「多くの女性に参加していただき、積極的に意見を取り入れながら検討を進める」という自己点検票の記述自体が、男女平等の観点からは残念な姿勢である。「意見を取り入れながら検討を進める」ではなく、行動計画事業内容にある3つの◇に則り、防災・災害時の方針決定の場へ女性が参画しリーダーとなれるように、具体的な取り組みを通じて人材の育成を図るとともに、防災分野における固定的な性別役割分担意識の解消等、いっそうの女性の参加・参画を図られることを望む。</li></ul>

### Ⅲ 施策別推進状況評価

#### ◆計画の体系

基本目標	1. 男女平等社会の実現
課題	1. 男女平等意識の醸成

#### 施策別推進状況表の見方

#### 施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No1-2)性別にかかわらずなげられも、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること(事業No3)国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること</p>
---

所管課で事業評価をする際の評価視点及び男女平等推進の視点です。

行動計画記載の事業内容です。

所管課から提出を受けた自己点検票記載の、事業実績の抜粋です。所管課名は下記の略称で表しています。

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課 公民館 保育課	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう、テーマや開催日時の工夫をします。◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知◇多様な団体との連携による広報 ◇公民館保育室事業の実施◇男女平等の保育、幼児教育の促進◇若年層とともに進める事業の実施 ◇市民の作品募集による意識の普及	【男女】年6回の講座を実施。【公民】絵本などを取り上げ、男性が仕事・女性が家庭という性別役割分担から見えてくる課題等について話し合った。【保育】保育所職員の中にも男性職員(特に保育士)が増えつつありそれにより児童は男女両性から平等に守られ、育てられているということを実感できるように工夫。	B 【男女】講座開催内容に、市民が参加しやすいように工夫している点が見られた。
(No.2) 男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課 図書館 総合情報課	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。◇男女平等推進センター情報誌の発行◇男女平等推進センターホームページの作成◇男女平等推進センター図書資料室事業の充実 ◇図書館でのコーナー設置	【男女】センター情報誌を一回発行。(ページ数4頁増)。図書館のHPから、図書資料室の蔵書リストを閲覧できるようにした。【図書】男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、購入、提供。ライツこくふんじ図書資料室の所蔵情報のページを設置。【情報】男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等を尊重した広報活動を行った。	B 【男女】HPの加筆修正が見られた。
(No.3) 国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課 公民館 文化のまちづくり課	男女平等社会実現の取組みは、国際社会における取組みと密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	【男女】ハグ条約の情報提供のための講座を文化のまちづくり課・国際協会と共催で開催。【公民】地域に住む外国人の日本語学習支援及び市民との交流を目的とし、日本語教室を全32回実施。【文まち】国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施)第1回「アメリカはどう変わるのか」-特に米大統領の視点から-参加者44名 第2回「アラブ諸国の政治動向と中東の今後」参加者33名 第3回「変貌する大西インドの現状-最近のカーズト制裁措置の格差など」参加者28名 第4回「ブーテン大統領と今後のロシアの行方について」参加者33名	B 【男女】新規に国際結婚・離婚をテーマとする講座の取組みがあった。【文まち】4回の講座のうち1回でも、男女平等推進の視点から成果が見られるような取組みがほしい。

職員で組織する男女平等推進専門委員会での評価と評価理由です。必要に応じて評価理由をつけています。

市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の評価です。

男女平等推進委員会の評価理由と提言です。評価は施策別評価です。

#### ◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価	B
-------------	---

協議会(総合)評価	B
-----------	---

【評価の基準】
A=前年度よりも実績が上がった
B=前年度と同様の実績があった
C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった
D=実績がなかった
達成=計画所定の事業内容を達成した
休止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

<p>＜推進委員会による施策別評価理由と提言＞</p> <p>【理由】予算が精査される中、工夫をして、昨年度の実績とほぼ同程度の事業等を行っている。特に男女平等人権課についてはかなり工夫が見受けられるが、図書館・総合情報課については、一層の努力が求められる。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆保育課が男性保育士による出前講座を行い、育児は男女ともに行うものという考えを参加者に伝えることは評価できる。乳幼児期の女性の育児参加経験がその後の夫婦関係にも影響するという調査結果がある。引き続き積極的に取組まれることを期待したい。</li> <li>◆図書館については、新規図書の購入だけではなく、男女平等や人権にかかわる図書の展示などを行うなどの工夫があるとよいのではないかと。</li> <li>◆総合情報課については、関連記事の掲載数や表現への工夫の取組みなど、具体的な内容が盛り込まれているとわかりやすいのではないかと。</li> </ul> <p>＜協議会による施策別評価理由・今後の見通し＞</p> <p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。概ね行動計画に沿って着実に事業がすすめられている。男女平等人権課で、講座受講前後の受講者意識の変化について把握するようにしたい。今後とも所管で事業実施の際に男女平等の視点を意識して、より効果的な学習機会の提供に努めるものとする。</p>
--

男女平等推進専門委員会と男女平等推進委員会の評価を基に、市の男女平等問題を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会(副市長を会長とし6人の部長で組織)で行った評価です。

すべての評価の評価基準です。前年度比進ちょく度評価となっています。

#### 男女平等推進行動計画所管課一覧表

部	課	略称	部	課	略称
政策	総合情報課	[情報]	子ども福祉	保育課	[保育]
	政策経営課	[経営]		子育て支援課	[支援]
総務	総務課	[総務]	都市建設	子育て相談室	[相談]
	職員課	[職員]		都市計画課	[都市]
市民生活	くらしの安全課	[くらし]	教育	学校指導課	[学校]
	市民課	[市民]		公民館	[公民]
	経済課	[経済]		図書館	[図書]
	協働コミュニティ課	[協コミ]			
福祉保健	文化のまちづくり課	[文まち]			
	男女平等人権課	[男女]			
	生活福祉課	[生福]			
	障害者相談室	[障害者]			
	健康推進課	[健推]			
	高齢者相談室	[高齢者]			
	介護保険課	[介護]			

協議会の評価理由と今後の見通しです。評価は施策別評価です。

課題1 男女平等意識の醸成

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業№1・2)性別にかかわらずけれども、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

(事業№3)国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課 公民館 保育課	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男女平等への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。幅広い世代が参加できるよう、テーマや開催日時の工夫をします。◇男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知◇多様な団体との連携による広報 ◇公民館保育室事業の実施◇男女平等の保育、幼児教育の促進◇若年層とともに進める事業の実施 ◇市民の作品募集による意識の普及	[男女]女性の視点を取り入れた災害支援、高齢者の恋愛など新たな視点の講座を含め年6回講座を開催。[公民]絵本などを取り上げ、男性が仕事・女性が家庭という性別役割分担から見えてくる課題等について話し合った。[保育]低年齢児のうちから男女平等を認識できる環境を構築し、生涯にわたって男女平等意識が身につく幼児期の教育を行った。保護者に対しては男女の保育士が協力し合いながら保育を行う姿を見せた。	B 【男女】講座開催内容に、市民が参加しやすいように工夫している点が見られた。
(No.2) 男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課 図書館 総合情報課	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。◇男女平等推進センター情報誌の発行◇男女平等推進センターホームページの作成◇男女平等推進センター図書資料室事業の充実 ◇図書館でのコーナー設置	[男女]センター情報誌を一回発行。(ページ数4頁増)。図書館のHPから、図書資料室の蔵書リストを閲覧できるようにした。[図書]男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、購入、提供。ライツこくぶんじ図書資料室の所蔵情報のページを設置。[情報]男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等を尊重した広報活動を行なった。	B 【男女】HPの加筆修正が見られた。
(No.3) 国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課 公民館 文化のまちづくり課	男女平等社会実現の取組みは、国際社会における取組みと密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	[男女]ハーグ条約の情報を提供するための講座を、文化のまちづくり課・国際協会と共催で開催。[公民]地域に住む外国人の日本語学習支援及び市民との交流を目的とし、日本語教室を全32回実施。[文まち]国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施)第1回「アメリカはどう変わるのかー特に米大統領の視点から」参加者44名 第2回「アラブ諸国の政治動向と中東の今後」参加者33名 第3回「変貌する大国インドの現状ー最近のカースト制や貧富の格差など」参加者28名 第4回「プーチン大統領と今後のロシアの行方について」参加者33名	B 【男女】新規に国際結婚・離婚をテーマとする講座の取組みがあった。【文まち】4回の講座のうち1回でも、男女平等推進の視点から成果が見られるような取組みがほしい。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度よりも実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】予算が精査される中、工夫をして、昨年度の実績とほぼ同程度の事業等を行っている。特に男女平等人権課についてはかなり工夫が見受けられるが、図書館・総合情報課については、一層の努力が求められる。

【提言】  
◆保育課が男性保育士による出前講座を行い、育児は男女ともに行うものということを参加者に伝えたことは評価できる。乳幼児期の父親の育児参加経験がその後の夫婦関係にも影響するという調査結果がある。引き続き積極的に取組まれることを期待したい。  
◆図書館については、新規図書の購入だけでなく、男女平等や人権にかかわる図書の展示を行うなどの工夫に努められることを望む。  
◆総合情報課については、関連記事の掲載数や表現への工夫の取組みなど、具体的な内容が盛り込まれていると本委員会として評価しやすい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。概ね行動計画に沿って着実に事業がすすめられている。男女平等人権課で、講座受講前後の受講者意識の変化について把握するようになったことは評価される。今後とも所管で事業実施の際に男女平等の視点を意識して、より効果的な学習機会の提供に努める必要がある。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(2) 学校における男女平等教育の充実

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№4・5)性別にかかわらず誰もが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること  
 (事業№6)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.4) 男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。	国分寺市男女平等推進行動計画における基本目標の達成を踏まえ、人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成を年4回行った。市独自のいじめに関する実態調査を年間4回実施した。各中学校では毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している。平成24年度は国分寺市が人権メッセージ発表会の担当市であり、四小と五小の児童が作文を発表。	B
(No.5) 性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	学校指導課	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	児童・生徒の望ましい勤労観・職業観を幅広くむために、中学生を対象とする職場体験活動を3日間実施するとともに、義務教育9年間を通じたキャリア教育を推進している。具体的には、平成24年度は中学校全校で1年生又は2年生が職場体験を行った。さらに「生き方」指導を基本としたキャリア教育・進路指導推進委員会を2回開催した。	B
(No.6) 教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	各学校においては男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解されるために、学習指導要領に基づいて、男女平等教育の適正な実施に努めている。また、教員研修では、セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため、各学校における服務事故防止研修を年2回実施している。さらに毎月の校長や副校長の連絡時に、服務事故事例を使いながら事故防止のための啓発を図っている。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。  
 【提言】  
 ◆学校指導課には、男女平等教育をよりすすめるような具体的な取組みが何かあったといえるのかという点に絞って、自己点検票を記入していただきたい。  
 ◆一見自由に選択しているように見えても、それが子どもにとっての本当の希望なのか、ジェンダー(社会的につくられた性差)をすりこまれた中での希望ではないかということ、きちんと学校教育の中で伝えてもらいたい。  
 ◆女性特有の出産というライフイベントが女性のキャリアにどう影響を与えるのか、それを男女でどう協力して乗り越えていくのかという視点を、キャリア教育の中で取り上げることで、より実践的な指導となると考える。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。  
 今後は、実施された教育活動、研修や研究がどのように男女平等意識の醸成に役立ったのか検証する取組みをされたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(3)庁内における男女平等意識の徹底

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№7・8)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.7)職員への男女平等研修の実施	職員課 男女平等 人権課 保育課 子育て支援課	職員への男女平等意識の徹底を図るため、職員研修を実施します。全職員対象の研修のほか、対象や階層をしばった研修を行います。	[職員]男女平等研修としてはじめて、庁内研修「ワーク・ライフ・バランス」研修を全職層を対象に実施。[男女]新人研修において、課長がセクシュアル・ハラスメント防止についての講座を実施。[保育]庁内研修及び男女共同参画社会形成研修に職員を派遣。[子支援]子どもたちの意識形成のため職員会議等での事例研究や情報を交換した。	B 【職員】点検票記載の研修は毎年実施しているものである。
(No.8)男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課 男女平等 人権課	男女平等に関する職員意識調査を行い、研修等を効果的に進めるための資料とします。	[職員]実施なし。[男女]男女平等推進行動計画評価のための自己点検票を、各課職員に提出してもらった。男女平等推進の意識をもって業務を行っているが、所管により差が大きくみられることが読み取れたため、次の行動計画評価に関する自己点検票書式において更にその点を分かりやすく示せるよう書式に工夫をした。	D 男女平等人権課から職員課に対して働きかけをし、具体的な計画をたて計画期間内に調査の実施をするような取組みをすべき。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価	B
協議会(総合)評価	B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉  
 【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。  
 【提言】  
 ◆課によって記述内容の差が大きいため、市全体で課題への理解を深めていただきたい。  
 ◆子育て支援課が行っているような研修は、自分たちの実践を振り返りつつ点検しあらたな実践に移していくものとなっている点で、他の所管(室)も参考にするとよいと思う。  
 ◆学校指導課については、服務事故の防止という観点ではなく、男女平等・人権にかかわる観点での研修が望まれる。  
 ◆保育課についても、外部の研修への派遣とその報告にとどまっておらず、保育の実践にかかわって、男女平等や人権を考える視点にたって職員への男女平等意識の醸成に取り組まれることを望む。  
 ◆職員課については、行動計画に職員意識調査を実施するように書かれているので、計画期間中の調査実施を希望する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉  
 総じて昨年度並みの実施状況と評価される。  
 職員意識調査については、過去に実施した調査の内容をふまえて平成25年度中に男女平等人権課主導で実施し、調査結果を次年度以降職員研修に活かしていくよう進められたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(4)男女平等に関する実態把握

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業No9・10)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.9)男女平等に関する市民意識・実態調査	男女平等人権課	無作為抽出による調査を行い、市民の意識や実態を把握します。	平成22年度に実施した国分寺市民意識・実態調査の概要を情報誌に掲載し、市民に情報提供した。	達成 調査を計画年度内平成22年度に行ったため。
(No.10)資料・データ等の整備	男女平等人権課	市の各部署が保有する様々なデータ等を男女平等推進の視点から整理し、施策に反映していきます。 ◇男女別データの整備	○男女平等推進状況評価報告書を9月に発行し、行動計画の推進状況と市が行っている男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。 ○図書資料室の蔵書点検をし、資料・データ等が市民に対して分かりやすくなるように配架した。 ○平成22年度に実施した国分寺市民意識・実態調査の概要を情報誌に掲載し、市民に情報提供した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】直接の実態把握は行っていないが、前回調査を利用するなどしている点は評価できる。  
 【提言】  
 ◆男女平等施策を推進するためには、各種統計資料を活用して問題点・課題を把握することが有益である。市で調査を行う場合には男女平等の視点を盛り込めるように各課と連携するとともに、データの整備・市民への情報発信に努められたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。  
 今後とも市民にわかりやすい形で情報提供を行っていくことが必要である。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(5)男女の人権に配慮した表現の推進

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№11・12・13)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.11)メディア・リテラシーを育成する学習機会の充実	男女平等人権課 公民館 学校指導課	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を能動的・批判的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	[男女]実施していない。[公民]講座の中でメディアの持つ力を学び、受け身になるだけでなく、複眼で物事を見ていく力を育てていくことの大事さを話合った。[学校]情報教育・ICT教育活用委員会を年2回、情報教育・ICT教育活用研修会年1回開催。携帯電話やインターネット犯罪から身を守るための研修を6校で実施した。	C 【公民館】すべての公民館でメディアにおける男女の取扱いの差を意識した講座を行ったことは評価できる。
(No.12)男女平等の視点での市刊行物等の見直し	総合情報課 男女平等人権課 公民館	「男女平等の視点による表現のガイドライン」をつくり、その活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を徹底します。	[情報]「広報連絡会議」において、文章・イラスト等について、男女平等の観点から市報等の記事を作成するように周知を図った。 [男女]平成22年度に作成したガイドライン案から進展なし。[公民]公民館だよりや事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、人権を尊重した表現を行っている。	C ガイドラインの作成には至っていないが、各課で日常的な業務において男女平等推進の視点を活かした広報・啓発を行っている。
(No.13)「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	男女平等人権課 総合情報課	人権に配慮した情報発信が行われるよう、「男女平等の視点による表現のガイドライン」について市民に広報します。	[男女]男女平等の視点による表現のガイドラインが作成・発行できていない。[総情]ガイドラインは発行しなかったが、各課に所属する広報連絡員を対象にした「広報連絡会議」を開催し、男女平等の視点にたった記事作成を啓発した(2回、47人参加)。	評価不能 ガイドラインがない以上、専門委員会としては評価できない。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉  
**【理由】**実績がない課もあることからCとした。  
**【提言】**  
 ◆公民館で、メディア・リテラシーに関する学習会を行ったことは評価できる。今後も機会をみつけて取組んでいただきたい。  
 ◆学校指導課については、研修の視点や目的について具体的な記述をしていただきたい。  
 ◆昨年度に引き続き、男女平等の視点による表現のガイドラインの作成が進んでいない。確かに一歩間違えるとかえって差別的発想を助長しかねないが、ガイドライン作成に向けて基本となる考え方を示していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉  
 すべての公民館で学習会を行ったことは評価できるが、「男女平等の視点による表現のガイドライン」の作成が中断しているためこのような評価となった。日常的業務の中で男女平等推進の視点での広報・啓発にとどまらず、上記のガイドライン作成に向けて、いつまでに完成させるのかスケジュールをたて早急に取組んでいく必要がある。

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(1)たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№14・15)性別にかかわらずなくだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.14)たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等人権課 子育て支援課 学校指導課	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組みを行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。	[男女]若年層ではないが、高齢者に向けて性と生を考える講座を開催した。[子支援]若年層がたがいの性を理解し尊重するために、児童が自然な関わりをもてるよう配慮。館内宿泊を実施。[学校]小学校4年生の体育では、体の発育・発達について、中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導。	B 【男女】リプロの講座は対象者を若年に限って行われるべきものではない。高齢者対象に講座を実施したことは評価できる。
(No.15)HIVや性感染症などに関する情報提供	男女平等人権課 健康推進課 学校指導課	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため積極的に情報提供を行います。	[男女]実施していない。[健推]相談時に対応したり、保健所で行っている無料のHIV検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。[学校]小学校6年生では、エイズの理解と感染者に対する接し方を指導し、中学校3年生では、主体の抵抗力を高めることによって予防できることを指導。	C 【男女】今後の取り組み予定を示してほしい。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。  
 【提言】  
 ◆児童館には乳幼児の保護者も一緒に来館している。そういった親に対して心と身体についての理解を深めてもらうような取組みができないか、子育て支援課には検討願いたい。  
 ◆健康推進課について、HIVなどの情報提供は都の事業だとしても、市の担当課としての主体性をもって積極的に市民に対して働きかけられることができると考える。HIV・性感染症については、知識を得ることが予防に効果的である。市民の健康を守るために、市としてできることを検討していただきたい。  
 ◆学校は学習指導要領に沿った形をとる中でも、専門家を招いて話をしてもらうなどの講師・内容についての工夫をすることを検討していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。男女平等人権課で高齢者の性について講座を実施したことは評価できる。  
 今後とも関係部署で協力しながら、様々な機会を活用して情報提供をしていくことが必要である。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(2)性差や年代に応じた健康支援

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№16・17・18)性別にかかわらず誰もが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.16)性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	性差に応じた疾病や健康上の課題について、講演会を開催するなど情報提供を行います。	女性講座(女性のがん予防・乳がん子宮がんなど)を実施した。また、全世代共通の悩みである睡眠についての講座(睡眠の質と睡眠障害について)を実施した。その他、ママ講座として育児中の母親をターゲットとした講座も実施した。女性・ママ講座においては、保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。保育(託児)数:9名。	B 男性に特化した対象事業についても行う必要を検討してほしい。
(No.17)性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	・20歳以上の女性を対象に、骨粗しょう症検診を実施した。参加者数合計632名 ・乳がん検診は、40歳以上の女性を対象として、4月～翌年3月に国分寺市公衆衛生センター及び東京都がん検診センターで実施し、2,201人受診した。 ・子宮がん検診は、20歳以上の女性を対象として、4月～翌年2月に国分寺・小金井・小平市内の指定医療機関で実施し、2,460人受診した。	B
(No.18)妊産婦への支援	健康推進課	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。	妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介。また、アンケートにて妊娠に対する気持ちや協力者の有無、出産後の就労等について確認。必要に応じて個別相談に応じている。妊婦・産婦・新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)、乳幼児健診の実施や3・4か月児健診と同時実施の産婦相談事業を実施している。	B 全戸訪問への取組みを推進したことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。  
 【提言】  
 ◆健康推進課の講座は内容はよいと思うが、参加者が少ない。積極的な広報などをするとよいのではないかと。市民にはあまり知られていないように思える。  
 ◆健康診断等については、男性特有の疾患もあることから、女性のみを対象とせず男性のみを対象とする視点も必要だと思われる。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。  
 今後は、例えば対象者のうち何割が受診したかというように、市民に対して数値で分かりやすい情報提供をしていく工夫が必要である。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1)ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業No.19・20・21)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.19) 広報啓発活動による普及	男女平等人権課	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。 ◇広報活動の強化 ◇啓発資料の作成・普及 ◇研修・講座の開催	啓発講座3回開催。 ①「パパ、ママを怒鳴らないで～DV家庭の子どもたち」 ②「なぜ母と娘はむずかしいのか～新しい親子関係を築くための処方箋」 ③「桶川ストーカー殺人事件被害者遺族の証言～最愛の娘が被害にあった日」 啓発リーフレットを市内医師会・歯科医師会全加盟医療機関に50部ずつ送付し、広く一般市民の目に触れるようにした。	A 母娘関係、子どもたちへの支援という新たな切り口で講座開催したことは評価できる。
(No.20)「デートDV」に関する啓発	男女平等人権課 子育て支援課	「デートDV」について、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくれます。近隣大学との連携のあり方を検討します。	[男女]「桶川ストーカー殺人事件被害者遺族の証言」という講座を行った。[子支援]児童館の中高校生タイムの実施により、中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をしている。	B 【両課】今後どの層を対象年齢として啓発をしていくのか明確にしていける必要がある。低年齢層への啓発は非常に難しい。児童館では日常の子どもとの触れ合いの中で相談を受けている実態がある。「学習の場」とすると児童・生徒をなかなか呼び込めないのが実情。
(No.21) 学校教育における暴力予防教育	学校指導課	学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくれます。	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間4回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査も年間1回実施している。調査の結果は当事者への直接対応のほか、道徳の授業で生命尊重の視点を伝えたり、保護者向けリーフレットを配布したりして反映している。また、相談窓口の紹介チラシを配布している。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。  
 【提言】  
 ◆予防についての取り組みは不十分と考える。  
 ◆公民館や駅など、人目につくところに啓発ポスターやリーフレットなどを置き、予防効果を高められたい。例えば多くの方が通る場所での啓発活動の実施。  
 ◆被害者を早期発見するために、少なくとも市報やホームページにヘルプ窓口を設け案内する。DV防止月間などのキャンペーンも行うと効果もあるのではないかと。  
 ◆周辺大学への出前講座を予定としてあげるだけでなく、実施に移していただきたい。  
 ◆学校教育における暴力予防対策として、いじめの調査をするだけでは不十分。年齢に応じた段階的な情報提供をするともに、ジェンダーの視点を取り入れた暴力予防教育を行っていただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。  
 いじめ防止の啓発活動をする際には、いかなる理由があっても力による支配は許されない、対等な人間関係を築くことが大切であるということに合わせて伝えるように、具体的に検討されたい。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(2)ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№22・23・24・25・26・27・28・29)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.22)健診などを通じての発見と対応	健康推進課	子どもの健診などをおとしてDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握。保健師の役割を説明し、信頼関係を築き、安心して相談できる関係を作る。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。H24年度健診事業を通してDV相談があった件数は3件。	B
(No.23)関係者による通報の周知	男女平等人権課	市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	啓発リーフレットを市内医師会・歯科医師会全加盟医療機関に50部ずつ送付し、広く一般市民の目に触れるようにした。	A 医療機関から患者へリーフレットを配布できるような取り組みをしたことは評価できる。
(No.24)被害者の安全確保	生活福祉課 男女平等人権課 総務課	女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。	[生福]身体的または精神的暴力による被害者との面接相談により、被害者にとって最も適切な施設への一時保護を実施。[男女]対象となる案件がなかった。[総務]被害者からの保護を求めてきた時は、二次被害等を起こさないように言動に細心の注意をはかるように当直警備員に徹底した。市役所に一時的に宿泊できる場所の確保をした。	B 【男女・総務】利用実績がないからD評価ではなく、緊急時に対応できる体制は前年度並みに整備してあったことを評価する。
(No.25)被害者の支援にかかる情報の取扱いへの留意	市民課 子育て支援課 男女平等人権課	住民基本台帳の他、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。	[市民]被害者の保護を図るため、当該住民票の写し等の発行を停止する支援措置を講じている。[子支援]システムより出力する郵送物等について、所管システムにおける情報管理を徹底。平成25年1月以降は新システムの導入のもと、さらに情報管理を徹底。[男女]DV防止連絡会を開催し、住民基本台帳制度におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置の一部改正について情報を共有した。	B
(No.26)さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等人権課	外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。	外国籍の被害者に対して対応可能な弁護士を探してほしいという相談者からの要望を受け、当課で法律相談を依頼している弁護士を通じて情報を提供した。精神障害を持っている相談者に対して、わかりやすく、丁寧な対応となるよう配慮した。	B

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.27) 民間シェルターへの財政的支援	男女平等 人権課	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため補助事業を行います。	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、昨年度に引き続き補助金の支給を行ったが、市全体の補助金額の見直しの影響により、10%補助額を削減した。	B
(No.28) 被害者の自立支援	生活福祉課 男女平等 人権課	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 被害者の回復の一助として、必要な情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。	[生福]一時保護を行った被害者世帯については、日常の生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行い、計画的かつ継続的な支援を行った。[男女]自立を希望する相談者に、離婚を希望しているが、手続がわからないという相談者や、必要としている情報を提供した。	B
(No.29) 子どもの安全確保とケア	子育て相談室 保育課 子育て支援課 学校指導課	児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。	[子相談]相談の中でDVが疑われる家庭を把握した場合、男女平等人権課や母子自立支援員などの紹介を行ったり、他市よりDVで逃げてきた家庭の支援を行った。[保育]公立、私立に係わらずDV・虐待等が疑われる児童の早期発見に努め、保護者への指導、関係機関への通報などの適切な対応を行った。[子支援]日常的に直接子どもたちと関わりながら、児童虐待の早期発見に努めた。[学校]各学校・子ども家庭支援センターや児童相談所等で連携し、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努めた。各学校に、児童生徒虐待防止担当教員を配置し組織的な対応の充実を図った。	B

#### ◆施策の推進状況評価

##### 推進委員会(外部)評価

B

##### 協議会(総合)評価

B

##### 【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

##### 〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

##### 【提言】

- ◆通報周知については、啓発リーフレット配布では不十分だと思われる。
- ◆DV被害者に対する支援については、一定程度の体制が整いつつあると感じる。しかし被害者を安全な環境に確保することに関しては、その発見の仕方としてさらなる工夫が必要ではないかを感じる。相談を待つだけでなく積極的に啓発する姿勢を示していただきたい。
- ◆DV通報マニュアル(医者や学校など関係機関向け)を作成し、関係機関への配布及び運用ルールの説明をしていただきたい。
- ◆DV啓発ポスター(一般市民向け)を作成し、被害者がすぐに通報できる道筋を示すとともに、加害者に対して、DV行為は許されない行為であることを明示することで、抑止力として働く仕掛けを講じる必要があると思われる。
- ◆被害者の安全確保の連携機関として、高齢者相談室もいれるべき。特に高齢者については、介護の専門家であるケアマネージャー・ヘルパーがDVを発見することがあるとの現場の声がある。このような専門家への啓発活動が効果的と考える。
- ◆乳幼児の健診の際に、DVについてのチェックも必須項目として行ってはどうか。相談を受けた場合だけという姿勢よりは、多くの事案が炙り出されると思われる。

##### 〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。概ね行動計画に沿って着実に事業がすすめられている。更に多くの市民へ周知啓発が効果的になされるよう工夫をして取組んでいくことが必要である。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業№30・31・32・33・34)性別にかかわらず誰もが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.30)ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課	男女平等推進センターの相談事業を中心にDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。	男女平等推進センターにおいて各種相談事業を実施した。 市内医師会・歯科医師会加盟の全医療機関(161)に、30部ずつ啓発リーフレットを配布した。 庁内関係部署の相談対応フローチャートを作成し、関係課に配布した。	A リーフレットの積極的配布を行ったことは評価できる。
(No.31)関係者からの二次被害の防止	男女平等人権課 職員課	対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。	[男女]DV家庭で育った子どもたちへの支援を目的とする講座を開催。[職員]東京都町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」に相談員を派遣した。	A 【男女】新規に職員間でDV家庭で育った子どもたちへの共通理解を持ったことは評価できる。
(No.32)「DV防止連絡会」による庁内連携の強化	男女平等人権課	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。	DV防止連絡会を平成23年度までの年2回開催から年4回開催に増やした。庁内関係機関の連携フローチャートを作成・配布し、会議の都度DV防止連絡会で検討すべき課題を明確にし、所管に持ち帰って対応して次の連絡会でその対応について報告するという流れを確立した。従来DV防止連絡会と別に男女平等関係相談員情報交換会を設けていたが、これをDV防止連絡会に組み入れるような形にし、DV防止連絡会にも各課相談員が一部オブザーバーとして参加できるようにして情報の共有を図った。	A 関係課内で役割分担について共通理解を深めたことが評価できる。
(No.33)庁外の関係機関との連携強化	男女平等人権課	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。	市内医師会・歯科医師会加盟の全医療機関(161)に、30部ずつ啓発リーフレットを配布した。	B
(No.34)手続きの一元化についての検討	男女平等人権課	被害者の負担軽減のため、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。	福祉系基幹システムの導入をしたため、情報の共有化とセキュリティの確保について検討をはじめた。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度より実績が下がった又は  
前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成し  
た  
休止・廃止=計画所定の事業内容が  
休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】実績がない課もあることからCとした。

【提言】

◆学校においては、セクハラ相談員を位置づけたとあるが、被害者が学校関係者に通報する仕組みは機能しないと思われる。学校の外の第三者機関などに相談できる実効性のある仕組みが必要と思われる。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。概ね行動計画に沿って着実に事業がすすめられている。医師会・歯科医師会との連携を深めることができたことは評価される。

今後は社会福祉協議会、市内社会福祉法人、障害者団体等及び、高齢者が利用する施設との連携にも取り組む必要がある。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(4)セクシュアル・ハラスメント等の防止

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№35・36)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.35)セクシュアル・ハラスメントの防止の取組み	男女平等人権課	さまざまな機会をとおして事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止にむけた広報・啓発を行います。	今年度は事業を実施できなかった。	D 計画担当課として、事業者や市民へ分かりやすく身近な問題として情報提供する機会を検討してほしい。
(No.36)庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課 学校指導課	庁内や学校関係者に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知します。「苦情処理委員会」などにより、被害者の立場に立った適切な対応を行います。	[職員]セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会を初めて開催。また、セクシュアル・ハラスメント相談員研修に職員課から2名が参加。[学校]各学校の校務運営組織にセクシュアル・ハラスメント相談員を位置づけた相談体制を一層充実した。平成23年度から学校要覧に相談員名を記載している。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価	C
協議会(総合)評価	C

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】実績がない課もあることからCとした。  
 【提言】  
 ◆学校においては、セクハラ相談員を位置づけたとあるが、被害者が学校関係者に通報する仕組みは機能しないと思われる。学校の外の第三者機関などに相談できる実効性のある仕組みが必要と思われる。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度より特にすすめられたとまではいえない。  
 セクシュアル・ハラスメント防止の広報・啓発活動が市民・事業者に広くいきわたるような仕組みが必要と考える。このような啓発活動は、年1回は市報に関連記事を掲載することなど啓発内容を定例・継続して行うとよい。また、セクシュアル・ハラスメントだけでなくパワーハラスメント防止についても併せて広報・啓発活動等をすすめられたい。  
 なお、市職員・学校職員に対しても引き続き研修が必要と考える。

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(5)人権侵害を予防するための支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業№37)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.37) ストーカー等の防止の取組み	くらしの安全課 男女平等人権課	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。 防犯ブザーの貸し出しや不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組みを行います。	[くら]学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し、注意呼び掛けた(22回配信。平成25年3月末現在登録者数14,643件※平成24年3月末現在登録者数14,178件で3.3%増)。国分寺駅周辺でつきまとい勧誘行為防止パトロール(245日)を実施した。平成24年11月から本多連合町会に公民館車両を貸し出し、本多地区において青色防犯パトロール(月～金のうち週3日の夜間)が開始され、地域住民による防犯パトロールの活動支援を行った。[男女]講座「桶川ストーカー殺人事件被害者遺族の証言～最愛の娘が被害にあった日」を開催。	B 【男女】市で初めてストーカー被害啓発に関する講座を実施したことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
A

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
---

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆青色防犯パトロールは犯罪の抑止に繋がるし、安全・安心メールは一般市民の防犯意識を高める意味でも効果があると考ええる。</li> <li>◆これから国分寺駅前再開発が推進するなかで、閉店や工事期間中には街灯が少なくなるなどの懸念があるので、つきまとい行為防止パトロールは今後も引き続き行っていただきたい。</li> <li>◆安全・安心メールをより多くの方が受け取れるように宣伝告知してほしい。</li> <li>◆男女平等人権課には、ストーカー規制法改正の周知を図るとともに、相談があった際には警察と連携をし、対処していただきたい。</li> </ul>
---

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>担当二課で昨年度よりも実績をあげることができたと評価される。行動計画に沿って着実に事業がすすめられている。</p> <p>ストーカー問題は対象法律の改正が行われるなど社会問題のひとつになっている。今後ともくらしの安全課は犯罪一般の防止に取組むとともに、男女平等人権課はストーカー犯罪についての啓発を行っていく必要がある。</p>
---

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(6)子どもにとっての男女平等

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業No.38)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.38)「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	子育て相談室 男女平等人権課	児童虐待予防と児童の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	[子相談]要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を通じて各機関との連携、支援を行った。児童にDVを目撃させることは心理的虐待である事の周知を行った。また、民生委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会(四者協)においても学習と交流をし、連携を深めた。[男女]要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、DVと児童虐待の関係について関係者間に情報提供をした。また、DV防止連絡会や日常業務など、要保護児童対策地域協議会の場以外でも、児童虐待予防と児童の保護支援について関係機関と連携を深めた。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】担当者が会議に出席し、DVを目撃させられることも子どもにとって精神的虐待であるという意識を関係者間で共有したため。  
 【提言】  
 ◆今後はさらに男女平等人権課は、積極的に会議に参加して男女平等の視点から課題をひろい、問題提起をするよう努められたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

概ね行動計画に沿って事業がすすめられている。  
 児童虐待防止担当部署とDV担当部署とで連携し問題意識の共有を深めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携もよりいっそう深めていくことが今後とも必要である。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(7)性犯罪被害者の支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業№39)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.39)性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	男女平等人権課	性犯罪被害者が、被害を訴えることを躊躇せずに必要な相談を受けられるよう、広報活動を通じて性犯罪被害の潜在化防止に努めます。また、性犯罪に対する市民の理解を増進するため、啓発活動を行います。	平成24年2月に犯罪被害者等支援条例を施行し、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等の相談窓口を設置した。	A 新規に条例を制定し、支援をはじめたため。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった          B=前年度と同様の実績があった          C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった          D=実績がなかった          達成=計画所定の事業内容を達成した          休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】犯罪被害者等支援条例施行は評価できる。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆まずは、条例の存在や相談窓口の存在を周知していくことが重要で、少数局所配布のリーフレットでは不十分。犯罪被害者支援窓口は、市報やHPに告知していただきたい。</li> <li>◆窓口相談後に実効性のある支援を受けられるような支援メニュー・支援マニュアルなどを作成して、実績があがるよう今後期待する。</li> </ul>
---

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>犯罪被害者等支援条例を制定・施行したことは評価できる。今後は支援のための広報・啓発に取り組んでいく必要がある。</p>
--

## 課題4 就労における男女平等の推進

### ◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

### 施策(1) 事業者への啓発と支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業№40・41・42)性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.40) 雇用における男女平等に関する実態把握	男女平等人権課 総務課 経済課	市と契約を行った事業者に対して雇用における男女平等に関する実態調査を行います。市内事業者への実態調査を行い、調査を通じて関連法規の遵守等について啓発を進めます。	[男女]実施していない。[総務]国分寺市公共調達条例が平成24年12月1日に施行となった。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んでいる[経済]計画に掲げている当該事業については、具体的な対応は出来ていない。	B 【総務】条例ができたことは評価できる。今後の運用に期待。
(No.41) 雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等人権課 経済課	市民や事業者への理解を広げるため、市ホームページや男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、広報や学習機会の提供を行います。 ・ポジティブアクションについての啓発・女性労働者の母性保護	[男女]センター内で女性のための再就職支援情報を積極的に提供。センター発行情報誌で、女性の貧困が再生産性労働(アンペイドワーク)の主たる担い手であることと密接にかかわっているという情報を提供し、広く情報誌を配布。女性の起業・再就職支援講座を開催。[経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で男女雇用平等推進セミナーを共催で開催。	B
(No.42) 就労支援ネットワーク化の推進	経済課	地域において、女性をはじめとする就労困難者の就労支援を進めるため、情報交換の場をつくり、労働に関係する行政機関や事業者等との連携を図ります。	就労困難者等の就労支援および地域雇用創出を図るため、関係団体による国分寺市就労支援地域連絡会を設置。 関係団体: 東京しごとセンター多摩/ハローワーク立川/国分寺市社会福祉協議会/多摩信用金庫	B

### ◆施策の推進状況評価

#### 推進委員会(外部)評価

C

#### 協議会(総合)評価

B

#### 【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

#### 〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】実績がない課もあることからCとした。

#### 【提言】

- ◆総務課が公共調達条例を制定したことは評価できるが、今後男女平等推進の視点から実効性をもたせることを希望する。
- ◆啓発セミナーは、一部の方にしか情報がいきわたらず効果の有無は確かではないが、地域における就労支援関係団体の連絡会を立ち上げることができたことは、一歩前進であると評価できる。しかしなお実態の把握と課題の整理が不十分ではないかと考えられるので、更なる男女平等の推進に期待する。
- ◆就労支援地域連絡会という枠組みを、今後どのように活用するかが重要。地域の事業者の人材ニーズと、職を探している層とのマッチングが生れるような仕組みづくりを推進してほしい。
- ◆総じて、なぜ雇用における男女平等が必要なのか、課題の整理と効果、そのために取るべき施策などが、市民にわかりやすく明示されていない。情報提供を行ってほしい。

#### 〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。  
国分寺市工事請負契約に係る総合評価競争入札実施に関する要綱も7月1日より施行したことから、基礎自治体としてできることを今後とも検討する必要がある。実態調査については、早急に取り組むべきである。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業No.43)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.43)市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	総務課 男女平等 人権課	ア 調達の手法として、価格以外の要件に子育て支援や男女平等への取り組み状況の報告を求め、評価採点する仕組みの導入を検討しています。 イ 指名競争入札参加に係る指名等の補足資料として、市の契約に実績を持つ事業者へ調査を行い、子育て支援や男女平等などへ取組む事業者データの整備を検討します。 ウ イのデータ提供を受け、調達時の事業者選定の仕組みを検討します。 総務課ア・ウ/男女平等人権課イ	[総務]国分寺市公共調達条例が平成24年12月1日に施行となった。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んでいる。[男女]今年度は指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため、当課独自には特に事業を行わなかった。	達成 公共調達条例を制定し、一定の評価制度の検討を終了したため、達成とする。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

A

協議会(総合)評価

達成

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】公共調達条例が制定されたことは評価できる。  
 【提言】  
 ◆実際の契約にはまだ男女平等推進の視点を活かした契約実績はみられないが、今後の取組みや実績に期待する。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

公共調達条例を制定し、一定の評価制度をつくったことは評価できる。  
 今後は対象事業があった際に具体的な運用を行うことが課題である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(3) 起業・再就職への支援

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No44・45)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>
---

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.44)再就職に関する情報提供・支援	男女平等人権課	男女平等推進センターの講座などをおとして、女性の再就職に役立つ情報の提供を行います。職務能力の向上など就労にむけた支援を行います。必要に応じて東京都の関係機関と連携していきます。	男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。託児をつけて女性の起業・再就職支援講座を開催した。	B
(No.45)起業に関する情報提供・支援	男女平等人権課 経済課	小口事業資金融資制度や空き店舗事業など、起業に関する情報提供や女性起業家の経験を聞く場をつくれます。	[男女]託児をつけて女性の起業・再就職支援講座を開催した。[経済]小口事業資金融資あっせん制度について、市報、市ホームページ等で周知している。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった                  B=前年度と同様の実績があった                  C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった                  D=実績がなかった                  達成=計画所定の事業内容を達成した                  休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆一般に起業経験が少ない女性に対する支援として、実用性の高いプレゼンテーションの仕方、法務などの相談支援制度があるとよいと考えられる。</li> <li>◆女性起業家の輩出は、活力ある社会を維持するための社会の要請といえる。政府を含め社会には女性起業家を対象とする融資制度が様々あるが、あまり知られていない。市としても積極的に周知を図られたい。</li> </ul>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。</p> <p>今後とも制度についての周知に努める必要がある。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(4)働き方における格差の是正

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の視点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業№46 47)性別にかかわらずなくだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること</p>
---

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.46) 事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等人権課 経済課	各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供を通じて、均等待遇にむけた事業者への理解を深めます。	[男女]男女平等推進センター情報誌に書評記事「女性の貧困はなぜ見えにくいのか 再生産労働概念からの再検討」を掲載し、女性の無償労働について情報を提供し、商工会、市内信用金庫、JAに配布。[経済]男女雇用機会均等法等の啓発パンフレットを庁内に配架し、情報提供を行った。	C 【経済】本年度は都と共催でセミナー開催を行えなかったため。
(No.47) 市民にむけた情報提供	男女平等人権課 経済課	非正規雇用の現状や、パートタイム労働法、労働者派遣法などについての理解を広げるため広報を行い、学習機会を提供します。	[男女]センター情報誌にて女性の無償労働について情報を提供し、市内各所に配布。センター図書資料室の労働・女性労働コーナーに図書資料を購入・配架。女性のための就労支援情報コーナーを設置。[経済]東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナーを共催で開催。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C
協議会(総合)評価
B

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】セミナーやパンフレットについては、他の主目的で行われているものであり、働き方の格差是正を目的としたアクションとはとらえにくく、効果は低いと考えるため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆依然として男女の生涯賃金には大きな格差がある。男性だから女性だからというのではなく、その人個人の特性、強みを生かした働き方ができるよう、現状分析をし、事業者・市民それぞれに積極的に投げかけていく地道な努力をし続けることが望まれる。</p> <p>◆事業者・市民に対して、男女雇用機会均等法、育児介護休業法、パートタイム労働法等の内容の周知を行っていただきたい。</p>
---

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>事業者への啓発・情報提供があまり行われていないものの、総じて昨年度並みの実績が行われている。</p> <p>男女雇用機会均等法等関連法規・制度について、今後は情報誌を用いた情報提供だけでなく事業者・市民に対して効果的で分かりやすい情報提供を図っていく必要がある。</p>
--

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった</p> <p>B=前年度と同様の実績があった</p> <p>C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった</p> <p>D=実績がなかった</p> <p>達成=計画所定の事業内容を達成した</p> <p>休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
--

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策 (1)「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)」の推進

<p>【事業評価の視点】</p> <p>①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか</p> <p>【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)</p> <p>(事業No48・49)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること</p>
---

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.48) ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	男女平等 人権課 経済課	市報や情報誌、市ホームページなどにより、ワーク・ライフ・バランスについて広報を行います。 ◇各種事業・制度についての情報提供 ◇多様な働き方に関する情報提供 ◇市内事業者の好事例の紹介と普及	[男女]平成24年度は特に市民向けの対象事業は行わなかった。[経済]東京都が主催するワーク・ライフ・バランス普及啓発イベントの広報を行った。	C 【男女】翌年度以降実施の予定があればその旨記載したほうが良い。
(No.49) 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員課 男女平等 人権課	子育てや介護などと仕事とを両立できる環境の充実を図ります。特定事業主行動計画に基づき、次世代育成支援を進め、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。またワーク・ライフ・バランスに資する休暇制度の情報提供をします。男性職員の育児休業取得率について、平成28(2016)年までに対象者1割の取得を目指します。そのために積極的に情報提供と意識の啓発を行います。	[職員]前年度に引き続き、超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。男性職員が取得できる育児参加休暇については時間単位でも取得可能ということもあり継続して取得率は高い。[男女]庁内の掲示板に、男性職員の育児休業取得者の体験談(国分寺市で初の男性育児休業取得者と初の男性係長育児休業取得者)を職員課と共同で作成・掲載。	B 男性の育児取得啓発を情報、初めて庁内掲示板にて行ったことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆自己点検票において、「配布だけのため成果は不明」というのは、前向きではない。現実に所掌業務が配布物の配架だけであったとしても、当該事業の成果を把握するにはどうすればよいか工夫をしていただきたい。</li> <li>◆男性の育児休業取得に向けて、庁内で積極的にPR活動をしたことは評価できる。今後も市役所がワークライフバランスのモデル事業所となるべく、積極的に取り組んでいただきたい。</li> <li>◆昨年度も提言したが、このような啓発事業は、広く市民全体への広報活動とするよう改善を望む。</li> </ul>
---

<p>【評価の基準】</p> <p>A=前年度よりも実績が上がった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった</p>
---

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>総じて昨年度並みの実施状況と評価される。男性の育児休業啓発情報を庁内で行ったことは評価できる。今後とも庁内及び広く一般市民にむけて、ワーク・ライフ・バランス理念の周知・啓発をすすめていくことが必要である。</p>
---

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策 (2)子育てへの支援

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業№50・51・52・53・54)性別にかかわらずけれども、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.50) 男女がともに子育てをするための意識づくり	健康推進課 子育て相談室 子育て支援課 男女平等人権課	子育ては女性だけでなく、ともに行うものであることを考える機会をつくります。◇両親学級における父親参加の促進 ◇父親の子育てセミナー等の開催 ◇こどもの発達センターつくしんぼの父親参画事業の実施 ◇親子ひろば事業や児童館での土曜日の父親と乳幼児の利用拡大 男女平等人権課は、上記の各課事業の機会を活用し、男性の育児参加についての啓発を行います。	[健推]両親学級は毎月1回土曜日のひかりクラス(父親が主に実習・体験)・平日2日間コースのわくわくクラスを4回開催。[子相談]父親が参加しやすいように土日に行事を設定。通園教室の定員20名に対し、平均すると15名以上の父親が参加。[子支援]父親参画事業として親子ひろばを土曜日開催。毎週土曜日児童館を開館。親子ひろばフェスウィークを土・日開催。児童館まつりを日曜日に開催。[男女]健康推進課と共催でパパと子どもの料理講座を実施。	B 【子支援】親子ひろばを初めて土日に開催したことは評価できる。
(No.51) 保育サービスの充実	保育課 子育て支援課	保育園の待機児解消を進めます。延長保育・病後児保育、学童保育所の保育時間の延長など、保育サービスの充実、多様化を進めます。	[保育]4月1日に認可保育所2施設を開園定員200名増員。既存園の定員を拡大し市内認可保育所定員数を1,638名から1,899名へと増加した(平成20年度1,218名、21年度1,276名、22年度1,358名)。待機児童数は前年の39名から19名に減少。(平成20年度70名、21年度101名、22年度74名)翌年度開園を目指し定員100名の施設の開業準備に着手。病後児保育に加え病児保育事業を1施設(定員2名)で開始。[子支援]学童保育所の三季休業中午前8時15分開所の実施。学童保育所延長保育試行実施。2事業所で開館時間延長実施。	A 【保育】保育所を新規開設するなど待機児童を減少させたことは評価できる。【子支援】学童保育所・児童館の開所時間を延長したことは評価できる。
(No.52) 子育てを支え合う関係づくり	子育て相談室 子育て支援課	子育て中の親が孤立することなく、地域で支え合える関係づくりを支援します。 ◇ファミリーサポートセンター事業の充実 ◇親子ひろば事業や児童館事業の充実 ◇子育て関係団体のネットワークづくり	[子相談]毎月の講習会で父親対象講習会実施。土曜開催の増加。ファミリーサポート援助会員講習会を行い、援助会員数増加を図った。 [子支援]子ども・子育て円卓会議の定期的開催。国分寺地域の親子ひろば事業を展開し子どもの育ち、子育ての悩みなどへのサポート充実を図った。	B
(No.53) 子育てに関する総合的な相談・支援	保育課 子育て相談室	子どもの健康や発達などの不安の軽減にむけて子育てに関する総合的な情報提供と支援を行います。 児童虐待へきめ細やかに対応します。	[保育]保育所に入所する児童の保護者に対し、日々の送迎の際の対応、相談や助言、連絡や通信、懇談会や行事など様々な機会を活用して行った。懇談会や行事を父母のどちらかが参加しやすいように土曜日に開催。保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、保育課や子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。[子相談]家族や近隣に育児協力を得ることが困難で、育児支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣。保護者の方が何らかの理由で一時的に養育できない場合、子どもを短期間預かるショートステイ事業を行った。虐待通告を始め、18歳の子どもの持つ家庭の相談を電話、面談、訪問などで対応した。	B
(No.54) 子ども連れで利用しやすい施設整備	子育て支援課	◇市内公共施設において、ベビーシートやベビーキープの設置を進めます。 ◇赤ちゃん・ふらっと事業の市内施設等設置を促進し、市民に制度の周知を図ります。	ベビーシート・ベビーキープの設置目標値20箇所の設置は完了。利用者への案内を行いわかりやすい場所への案内掲示した。親子ひろばマップ、ぶんじふれあいマップ、市報掲載の行ってみよう親子ひろば・親子のあそび場に赤ちゃん・ふらっとマークの表示をいれてもらった。	B 前年度並みの実績があげられたと評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。  
 【提言】  
 ◆子育て相談室(つくしんぼの父親参画事業)は、国分寺市独自の取組みであり大いに評価できる。今後とも継続して行っていただきたい。  
 ◆保育課で保育所数を増やし待機児童を減少させていることは評価できる。  
 ◆ただし各種子育て関連事業については、特定のメンバーの参加にとどまっている傾向があるのではないかと懸念される。この種の企画は参加する男性は何度も参加するが、多数の父親は全く関心がない。今後は新たな参加者の開拓が必要であり、数値も新たな参加者の開拓実績が表示されるものを入れるよう望む。  
 ◆総じて事業実績は評価できるが、一部に子育ては女性の仕事という意識が透けて見えるのは問題である。今後はこの意識の改革を行い、父親の日常的な参画を促すような取組みをしていただきたい。  
 ◆各課の自己点検票記載のデータは、男女平等の視点から評価ができるようなものを可能な限り提示いただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

特に保育所待機児解消、学童保育所・児童館の開館・開所時間の延長の取組みは評価できる。  
 今後とも行動計画に沿って着実に事業をすすめていく必要がある。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策 (3) 介護への支援

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業№55・56・57)性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.55) 介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等人権課 高齢者相談室	男性の生活自立の促進や介護に関わる性別役割分担意識を解消するための情報提供や学習機会の提供を行います。	[男女]自分らしい最後を迎えるため準備することをテーマに講座を行い、男性が自立した生活について考える機会を提供した[高齢者]講演会実施(47回、延べ1098人参加)、地域包括及び地域相談センターを拠点に高齢期からの健康づくりや介護に関する情報提供実施。介護者以外の方にも参加を募り、家族介護を題材とした短編映画の上映会を2回実施。	B 【男女】新規に介護における男女共同参画の意識づくりを働きかけたことは評価できる。
(No.56) 介護者への支援	高齢者相談室 介護保険課	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの基盤整備を推進します。 ◇介護予防の取り組み ◇介護者の支え合い、仲間づくりの場の提供 男性介護者向けの講座などを通して、孤立しがちな男性介護者に情報提供と支援を行います。	[高齢者]要介護状態の未然防止のため機能低下の進行を予防する事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等)を委託により市内2会場において実施。地域包括または地域相談センターを拠点に、家族介護者教室・交流会を実施。[介護]認知症サポーター養成講座を企業等を対象にして行った。公開講座を開催し、職員及び市民等の参加を募集した(14回、延べ390人参加)。	B
(No.57) 介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取り組みを進め、関係機関と連携し、適切に対応します。	○総合相談における実績:22,294件 ○権利擁護に関する相談:1,278件 ○高齢者虐待に関する対応:38回 総合相談は地域包括及び地域相談センターにおける実績が昨年度より増加。また相談内容がセンターだけでは解決できないものが増え、関係機関との連携を図り多職種での支援体制をとった。高齢者虐待においては「高齢者虐待防止ネットワーク実施要綱」に基づき適宜支援法支援の協議・検討、未然・防止のために地域包括支援センター・地域相談センター、ケアマネジャー等介護保険事業所向けに研修開催。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆介護関係については男性がどれくらい参加しているかが重要であり、養成講座は男性の参加を目標として、その向上のための方向性を打ち出すという観点があつて、はじめて行動計画に基づいた事業といえる。そのためにも、まず男女別の参加人数の把握に努められたい。
- ◆特に男性の生活の自立は男女平等の見地からみても、ケア費用の節減の観点からも重要であり、重点的な政策目標としていただきたい。
- ◆介護者となる可能性に性差はなく、男性も介護の主体となって行動できるように、情報提供だけでなく積極的な行動のための意識づくり、そして具体的な行動に結び付けていけるような取り組みを望む。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。概ね行動計画に沿って事業がすすめられている。  
今後とも特に高齢男性の生活自立促進、男性介護者への支援に取組む必要がある。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策 (4)生活の安定と自立の促進

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業№58・59・60・61)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.58) 高齢者の自立支援	高齢者相談室	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。	〇地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに支援の現状を共有し、今後必要とされる基盤整備について検討及び協議をした〇市内の全地域包括支援及び地域相談センター職員による全体会を開催し、取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を実施〇地域包括支援及び地域相談センターの各職種による連絡会を開催し、地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた検討及び協議をした。	B
(No.59) 障害者への支援	障害者相談室	障害者自立支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	身体障害者相談員、知的障害者相談員が福祉センター及びひかりプラザで、月2回障害者とその家族の相談実施(延べ577人相談)。電話相談も随時受けており、障害福祉サービスなどの情報提供実施。市内には、3事業所が相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センター I型があり、ここにおいても種々の相談、情報提供実施(25180人)。	B
(No.60) ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課 子育て相談室 子育て支援課	ひとり親家庭に対する相談事業をとおして生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子福祉資金の貸付、自立支援給付金など生活自立のための支援を行います。また、就労相談を行い、経済的自立を支援します。ひとり親ホームヘルプサービスの派遣をとおして育児・家事の支援をします。	[生福]自立支援のため母子福祉資金の貸付(69人41,841,980円)及び自立支援給付金の支給(9人14,241,000円)実施。[子相談]ひとり親家庭へホームヘルパー派遣。相談対応と各種サービスの情報提供実施。[子支援]ひとり親家庭に関連する諸制度について広く制度の周知を行うとともに、関係部署と綿密な連携を図ることにより、対象となる相談者に対し支給・助成を実施。	B
(No.61) 外国人への情報提供	文化のまちづくり課	外国人への効果的な情報提供の仕方について検討し、実地します。	「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」を4言語(やさしい日本語、英語、中国語、韓国語)で発行した。	A くらしのガイドの外国語版を作成・配布したことは評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

- ◆特に福祉関係については、自己点検票が単なる所掌事項のまとめとなっているケースが多いため、男女平等推進の視点を加味しての記載精査を望む。
- ◆ひとり親家庭の生活安定と自立支援については、暗黙裡に女性が対象となりがちである。行動計画の趣旨からも父子家庭についても目を向けていただきたい。
- ◆生活福祉課の母子福祉資金貸付及び自立支援給付金の支給については、今後も引き続ききめ細やかな対応をお願いしたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。

今後とも行動計画に沿って着実に事業をすすめていくことが必要である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策（5）高齢者の虐待防止

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業№62)性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.62)「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室 男女平等人権課	高齢者虐待予防と被虐待者の保護支援について適切な情報提供をし、関係機関の連携を深めます。	[高齢者]虐待対応として実務者会議の下部組織である緊急受理会議、個別ケース会議を開くことで個々のケースに適切に対応した(38回開催)。[男女]高齢であるDV被害者の相談に対して連携をとり適切な支援を行った(対象件数6件)。職員が高齢者DV虐待対応についての講座に参加し、情報収集を行った。	B 総じて昨年度並みの実績と評価される。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】

A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。

【提言】

◆高齢者間のDVと高齢者に対する虐待は分けて捉えてほしい。高齢者虐待に対する男女平等の視点について、会議を通じて関係者に周知を図られたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

総じて昨年度並みの実施状況と評価される。

今後とも各所管で連携して高齢者の支援に取り組んでいくことが必要である。

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策 (1) 庁内における男女共同参画

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)  
 (事業№63・64・65)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価																																																														
(No.63.) 審議会等の委員における性による偏りの解消	政策経営課 男女平等人権課	平成28(2016)年度までに、審議会等の委員において、一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにします。審議会等の特性を分析して、審議会ごとに詳細な目標値を設定し、女性ゼロの審議会等をなくします。政策経営課と男女平等人権課と連携して、各課に対して情報提供と啓発などのポジティブ・アクションを行います。	[経営]担当課から提供のあった名簿について現行の集計表を更新した。[男女]市報に、男女共同参画週間の情報提供記事を掲載し、女性の審議会委員公募への積極的応募を呼びかけた。	C 【政策】政策経営課から全庁的な働きかけが必要と考えられる。 【男女】市報で応募を呼びかけた点は評価できる。																																																														
(No.64.) 庁内の職域の偏りの解消	職員課	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。	今まで女性の配置が少なかった分野に積極的に女性を配置(財政課、環境計画課、下水道課ともに平成25年4月)。	B																																																														
<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事務系女性職員比率推移 (4月1日現在)</td> <td>議会</td> <td>16.7%</td> <td>16.7%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>政策</td> <td>15.4%</td> <td>19.2%</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>17.5%</td> <td>21.0%</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td>市民生活</td> <td>42.2%</td> <td>47.8%</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健</td> <td>43.6%</td> <td>46.2%</td> <td>44.9%</td> </tr> <tr> <td>子ども福祉</td> <td>47.1%</td> <td>46.7%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>4.5%</td> <td>4.8%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>都市建設</td> <td>10.5%</td> <td>7.9%</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>都市開発</td> <td>16.7%</td> <td>16.7%</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td>66.7%</td> <td>40.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>選管</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>33.3%</td> <td>33.3%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>50.0%</td> <td>44.4%</td> <td>44.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31.9%</td> <td>32.3%</td> <td>32.2%</td> </tr> </tbody> </table>							平成23年	平成24年	平成25年	事務系女性職員比率推移 (4月1日現在)	議会	16.7%	16.7%	33.3%	政策	15.4%	19.2%	23.1%	総務	17.5%	21.0%	24.4%	市民生活	42.2%	47.8%	41.9%	福祉保健	43.6%	46.2%	44.9%	子ども福祉	47.1%	46.7%	37.5%	環境	4.5%	4.8%	13.6%	都市建設	10.5%	7.9%	8.1%	都市開発	16.7%	16.7%	16.7%	会計	66.7%	40.0%	40.0%	選管	0.0%	0.0%	0.0%	監査	33.3%	33.3%	33.3%	教育	50.0%	44.4%	44.4%	計	31.9%	32.3%	32.2%
		平成23年	平成24年	平成25年																																																														
事務系女性職員比率推移 (4月1日現在)	議会	16.7%	16.7%	33.3%																																																														
	政策	15.4%	19.2%	23.1%																																																														
	総務	17.5%	21.0%	24.4%																																																														
	市民生活	42.2%	47.8%	41.9%																																																														
	福祉保健	43.6%	46.2%	44.9%																																																														
	子ども福祉	47.1%	46.7%	37.5%																																																														
	環境	4.5%	4.8%	13.6%																																																														
	都市建設	10.5%	7.9%	8.1%																																																														
	都市開発	16.7%	16.7%	16.7%																																																														
	会計	66.7%	40.0%	40.0%																																																														
	選管	0.0%	0.0%	0.0%																																																														
	監査	33.3%	33.3%	33.3%																																																														
	教育	50.0%	44.4%	44.4%																																																														
	計	31.9%	32.3%	32.2%																																																														
(No.65.) 女性管理職の登用促進	職員課 男女平等人権課	平成28(2016)年度までに、管理職の女性比率10%を目指します。そのために、女性管理職登用の妨げになっている要因と対策を検討するなど、庁内における女性管理職の登用にむけた取組みを促進します。(現状:管理職総数66人、女性管理職数3人、女性管理職比率4.5%・平成23(2011)年10月1日現在)	[職員]平成24年度は特に取組みなし。[男女]事業を行っていない。	D 【職員】実績が下がっている。【男女】次年度以降何らかの働きかけを検討してほしい。																																																														

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価  
**D**

協議会(総合)評価  
**C**

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】事業の実績が不十分のため。  
 【提言】  
 ◆本施策は市の行政の根幹にかかわる問題であり、所管の評価がDというのは問題である。特に市の政策経営中枢課である政策経営課においては「事業を行えなかった」という回答で済ますのではなく、積極的に取組むとともに市としての方向性を示していただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度に比して成果をあげられたとまではいえなかったためこのような評価となった。政策経営課では、平成25年度中に審議会等の委員の特性分析を行い、併せて男女平等人権課においても庁内に審議会等の委員任命の際には男女比に配慮するよう周知を行われた。以前より課題となっていた女性管理職登用については、課題解決を図ることから平成25年度に入り管理職の昇任選考制度を導入し、女性管理職の積極的登用に努めている。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（2）地域における男女共同参画

【事業評価の視点】  
 ①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか  
 【男女平等推進の視点】（国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より）  
 （事業№66・67・68）市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらず誰でもが対等に参加できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.66) 男性の地域参画の促進	公民館 男女平等 人権課	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男性が地域でのつながりを広げることのできる機会をつくります。	[公民]男性のための食生活講座、お父さん応援講座など男性を対象にした講座を開催。対象を男性に限定していないものの、農業体験、社会問題講座といった男性参加者が多く予想される講座も実施。[男女]平成24年度は直接の事業を行わなかった。	C 【男女】計画担当課として、次年度以降の取組みを示してほしい。
(No.67) 市民活動への支援	協働コミュニ ティ課	情報や場の提供を通じて、さまざまな市民活動に対する支援を行います。	市民活動センター登録団体の連携を目的に登録団体の交流会を実施した。 第1回 19団体29名参加 第2回 13団体18名参加 第3回 9団体20名参加(NPO・企業から女性ゲストを招聘) 第4回 10団体20名参加 第5回 8団体23名参加 第6回 8団体34名参加 市民活動フェスティバル 25団体出展	B
(No.68) 女性リーダーの育成	男女平等 人権課	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。	平成24年度は女性リーダーの育成を主目的とする講座は実施しなかったが、各種講座を実施する中で女性のエンパワーメントを図った。また、情報誌を市民編集員と共同で作成し、配布した。	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価の基準】  
 A=前年度よりも実績が上がった  
 B=前年度と同様の実績があった  
 C=前年度より実績が下がった又は前年度よりも達成状況が下がった  
 D=実績がなかった  
 達成=計画所定の事業内容を達成した  
 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉  
 【理由】昨年度と同程度の実績という点では評価Bが妥当と思われるため。  
 【提言】  
 ◆今後は、男性の地域参加を促進するためには何が必要かという観点で施策を実施してほしい。特に男性対象の講座は、参加人数を指標として明示すべきである。  
 ◆特に、女性リーダーの育成に向けて積極的に取り組んでいただきたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉  
 総じて昨年度並みの実施状況と評価される。  
 今後は特に男性の地域参画促進に取り組んでいくことが課題である。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策 (3)新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

【事業評価の視点】

①計画に沿った事業を行ったか ②事業実施の際に男女平等推進の視点を盛り込んで行ったか又は実施した事業内容は男女平等・共同参画の観点からみて適切・効果的であったか ③事業実施により、男女平等推進の観点からみて成果を挙げることができたと考えられるか

【男女平等推進の視点】(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)

(事業№69・70)市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずなくだれもが対等に参加できること

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の24年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.69)都市計画・防災分野への男女共同参画	都市計画課 くらしの安全課	まちの将来像を定めるマスタープラン策定の場など、都市計画の分野への女性の参画を推進します。 ◇防災・災害時の方針決定の場へ女性が参画し、リーダーとなれるように積極的に参加を呼び掛ける等、人材の育成を図ります。 ◇防災分野における固定的な性別役割分担意識を解消するため、防災訓練や防災関係の会議等によりいっそうの女性参加・参画を図ります。 ◇女性の視点を取り入れた避難所運営の確立のため、避難所運営に関する方針決定の場への女性の参画を図ります。	[都市]平成24年度の「まちづくり市民会議」委員の委嘱に際し、女性参画を推進する取り組みをした。[くらし]女性の防災会議委員を増やすことを視野に入れ、国分寺市防災会議条例を改正し、委員の選任方法として「その他市長が特に必要と認める者」を追加。条例改正後、女性1名を防災会議員として委嘱した。	A 総じて所管課より働きかけをした結果、女性委員の比率が増えたため。
(No.70)農業経営への男女共同参画	経済課	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	○平成25年2月に認定農業者を対象としたパソコンを使用してのPOPチラシ制作に関する研修を開催 ○平成25年3月に女性の農業者対象とした、交流&バス見学ツアーを開催 ○家族経営協定締結者数(平成25年3月末現在)20人	B

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
A

協議会(総合)評価
A

【評価の基準】  
A=前年度よりも実績が上がった  
B=前年度と同様の実績があった  
C=前年度より実績が下がった  
又は前年度よりも達成状況が下がった  
D=実績がなかった  
達成=計画所定の事業内容を達成した  
休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】昨年度よりは実績をあげたため。  
【提言】  
◆まちづくり市民会議の女性委員数が基準に照らして少ない。少なくとも4割は越えることが望ましく、あと3人の女性委員の増員を望みたい。  
◆くらしの安全課の防災会議員として女性1名を委嘱したことは評価するが、「多くの女性に参加していただき、積極的に意見を取り入れながら検討を進める」という自己点検票の記述自体が、男女平等の観点からは残念な姿勢である。「意見を取り入れながら検討を進める」ではなく、行動計画事業内容にある3つの◇に則り、防災・災害時の方針決定の場へ女性が参画しリーダーとなれるように、具体的な取り組みを通じて人材の育成を図るとともに、防災分野における固定的な性別役割分担意識の解消等、いっそうの女性の参加・参画が図られることを望む。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

都市計画課・くらしの安全課で、関係する会議の女性委員参加比率を向上させるため、積極的な働きかけをしたことは評価される。今後は女性の視点を活かした避難所運営の具体化に向けて取り組んでいくことが必要である。

## IV 数値目標の達成状況

数値目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。

### 数値目標

事業名	数値目標	計画策定当初	平成24年度
庁内におけるワークライフ・バランスの推進	男性職員の育児休業取得率について対象者1割の取得を目指す	5%(1人)	7.6%(1人)
審議会等の委員における性による偏りの解消※	審議会等の委員において一方の性が4割を下回らないようにする	女性委員比率 29%	女性委員比率 34%
女性管理職の登用促進	市の管理職の女性比率25%を目指す※平成24年度計画より目標値10%	6.3%(4人)	3.3%(2人)

※【各種審議会等における女性の割合 H24】

#### I 行政委員会(地方自治法第180条の5参照)

名称	庶務担当課等	根拠法令等	委員数	うち男性	うち女性
教育委員会	庶務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	5	3	2
選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	地方自治法第181条	4	3	1
農業委員会	農業委員会事務局	農業委員会等に関する法律(13人)・国分寺市農業委員会の委員の定数に関する条例(2人)	15	14	1
固定資産評価審査委員会	総務課	地方税法・国分寺市固定資産評価審査委員会条例	3	3	0
監査委員	監査事務局	地方自治法第195条	2	2	0
			I 委員数合計	29	4
			I 女性委員割合	14%	

#### II 付属機関等 法律・条例により設置されている委員会等(地方自治法第202条の3等)

付属機関名	庶務担当課等	根拠規定	委員数	うち男性	うち女性
国分寺市表彰審査委員会	秘書課	国分寺市表彰条例	5	3	2
国分寺市オンズパーソン	総合情報課	国分寺市オンズパーソン条例	1	1	0
国分寺市行政改革推進委員会	政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会設置条例	8	7	1
国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	政策法務課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会設置条例	12	9	3
国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	政策法務課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会設置条例	5	4	1
国分寺市補助金等審査会	財政課	国分寺市補助金等審査会条例	5	3	2
国分寺市公共調達委員会	総務課	国分寺市公共調達条例	5	5	0
国分寺市政治倫理審査会	総務課	国分寺市政治倫理条例	5	3	2
非常勤職員等公務災害補償等審査会	職員課	国分寺市議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例	3	3	0
国分寺市職員懲戒審査会	職員課	国分寺市職員懲戒審査会設置条例	3	2	1
国分寺市職員倫理審査会	職員課	国分寺市職員倫理条例	3	2	1
国分寺市公益監察員	職員課	国分寺市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例	1	1	0
国分寺市特別職報酬等審議会	職員課	国分寺市特別職報酬等審議会設置条例	8	6	2
国分寺市国民保護協議会	くらしの安全課	国民保護法・国分寺市国民保護協議会条例	32	29	3
国分寺市防災会議	くらしの安全課	災害対策基本法・国分寺市防災会議条例	31	28	3
国分寺市小口事業資金融資審査委員会	経済課	国分寺市小口事業資金融資条例	0	活動実績なし	
国分寺市商店街近代化等事業資金助成審査会	経済課	国分寺市商店街近代化等事業資金助成条例	0	活動実績なし	
国分寺市消費生活審議会	経済課	国分寺市消費生活条例	5	2	3
国分寺市被害救済委員会	経済課	国分寺市消費生活条例	6	4	2
国分寺市認定農業者審査会	経済課	国分寺市認定農業者審査会設置条例	5	5	0
国分寺市男女平等推進委員会	男女平等人権課	国分寺市男女平等推進条例	10	4	6
国分寺市民生委員推せん会	生活福祉課	民生委員法	14	10	4
国分寺市障害程度区分認定審査会	障害者相談室	国分寺市障害程度区分認定審査会設置条例	10	9	1
国分寺市障害者自立支援協議会	障害者相談室	国分寺市障害者自立支援協議会設置条例	11	9	2
国分寺市国民健康保険運営協議会	保険課	国民健康保険法・国分寺市国民健康保険条例	16	15	1
国分寺市予防接種健康被害調査委員会	健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会条例	5	4	1
国分寺市市民健康づくり推進会議	健康推進課	国分寺市市民健康づくり推進会議条例	14	4	10
国分寺市地域包括支援センター運営協議会	高齢者相談室	国分寺市地域包括支援センター運営協議会設置条例	13	8	5
国分寺市老人ホーム入所判定委員会	高齢者相談室	国分寺市老人ホーム入所判定委員会条例	5	3	2
国分寺市介護保険運営協議会	介護保険課	国分寺市介護保険条例	15	10	5
国分寺市介護認定審査会	介護保険課	介護保険法・国分寺市介護保険条例	54	32	22
国分寺市保育費等検討委員会	保育課	国分寺市保育費等検討委員会設置条例	9	4	5
国分寺市立学童保育所使用料検討委員会	子育て支援課	国分寺市立学童保育所使用料検討委員会条例	0	平成10年以降活動実績なし	
国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例	12	4	8
国分寺市環境審議会	環境計画課	国分寺市環境基本条例	12	8	4
国分寺市公害対策協議会	環境計画課	国分寺市公害防止条例	0	活動実績なし	
国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	ごみ対策課	国分寺市廃棄物の処理及び減量並びに再利用に関する条例	15	7	8

附属機関名	庶務担当課等	根拠規定	委員数	うち男性	うち女性
国分寺市まちづくり市民会議	都市計画課	国分寺市まちづくり条例	13	12	1
国分寺市都市計画審議会	都市計画課	都市計画法・国分寺市都市計画審議会条例	16	12	4
国分寺市開発事業調停委員会	都市計画課	国分寺市まちづくり条例	4	2	2
国分寺市建築審査会	建築指導課	建築基準法・国分寺市建築審査会設置条例	5	3	2
国分寺市湧水等保全審議会	緑と水と公園課	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例	5	5	0
国分寺市緑化推進協議会	緑と水と公園課	国分寺市の緑の保護と推進に関する条例	14	11	3
国分寺市交通安全対策協議会	道路管理課	国分寺市交通安全対策協議会条例	15	13	2
国分寺市財産価格審議会	用地課	国分寺市財産価格審議会条例	7	5	2
国分寺市奨学資金審議会	庶務課	国分寺市奨学資金支給条例	10	8	2
国分寺市社会教育委員	社会教育・スポーツ振興課	国分寺市社会教育委員の設置に関する条例	8	4	4
国分寺市青少年委員	社会教育・スポーツ振興課	国分寺市青少年委員の設置に関する条例	10	3	7
青少年問題協議会委員	社会教育・スポーツ振興課	国分寺市青少年問題協議会条例	15	9	6
スポーツ推進委員	社会教育・スポーツ振興課	スポーツ基本法	14	5	9
国分寺市文化財保護審議会	ふるさと文化財課	国分寺市文化財の保存と活用に関する条例	5	5	0
国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会	ふるさと文化財課	国分寺市史跡武蔵国分寺跡保存整備委員会設置条例	10	10	0
国分寺市本多公民館運営審議会	各公民館	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	4	3
国分寺市立恋ヶ窪公民館運営審議会	各公民館	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	2	5
国分寺市立光公民館運営審議会	各公民館	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	4	3
国分寺市立もとまち公民館運営審議会	各公民館	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	3	4
国分寺市並木公民館運営審議会	各公民館	社会教育法・国分寺市立公民館設置及び管理に関する条例	7	4	3
国分寺市図書館運営協議会	図書館	図書館法・国分寺市立図書館条例	10	6	4
			II 委員数合計	554	378
			II 女性委員割合	32%	

### III 設置要綱などにより、市長の私的諮問機関として設置されている審議会等

附属機関名	庶務担当課等	根拠規定	委員数	うち男性	うち女性
国分寺市指定管理者候補者選定委員会	総務課	国分寺市指定管理者候補者選定委員会設置要綱	7	7	0
国分寺市指定管理者評価委員会	総務課	国分寺市指定管理者評価委員会設置要綱	7	5	2
国分寺市就労支援地域連絡会	経済課	国分寺市就労支援地域連絡会設置要綱	6	5	1
国分寺市認定農業者相談支援チーム	経済課	国分寺市認定農業者相談支援チーム設置要綱	7	7	0
国分寺市協働事業審査会	協働コミュニティ課	国分寺市協働事業審査会設置要綱	6	4	2
国分寺市市民活動推進事業等審査会	協働コミュニティ課及び文化のまちづくり課	国分寺市市民活動推進事業等審査会設置要綱	7	4	3
国分寺市文化振興市民会議	文化のまちづくり課	国分寺市文化振興市民会議設置要綱	20	14	6
国分寺市立いずみホール運営委員会	文化のまちづくり課	国分寺市立いずみホール運営委員会設置要綱	6	4	2
国分寺市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画見直し検討委員会	福祉計画課	国分寺市高齢者保健福祉計画介護保険事業計画見直し検討委員会規程	0	平成24年2月報告をもって終了	
国分寺市障害福祉サービス事業者等連絡会	障害者相談室	国分寺市障害福祉サービス事業者等連絡会設置要綱	8	5	3
生活交通改善事業計画策定協議会	障害者相談室	生活交通改善事業計画策定協議会設置要綱	4	4	0
国分寺市障害者個別事例検討会	障害者相談室	国分寺市障害者個別事例検討会設置要綱	10	8	2
国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会	子育て支援課	国分寺市子育て・子育ていきいき計画推進協議会設置要綱	10	3	7
国分寺市要保護児童対策地域協議会	子育て相談室	国分寺市要保護児童対策地域協議会設置要綱	22	13	9
国分寺市環境推進管理委員会	環境計画課	国分寺市環境推進管理委員会設置要綱	12	11	1
国分寺市まちづくり活動助成審査会	都市計画課	国分寺市まちづくり活動助成審査会設置要綱	0	活動実績なし	
国分寺市地域公共交通会議	道路管理課	国分寺市地域公共交通会議設置要綱	13	12	1
国分寺市立小中学校給食費検討委員会	学務課	国分寺市立小中学校給食費検討委員会設置要綱	0	活動実績なし	
国分寺市個別支援委員会	学務課及び学校指導課	国分寺市個別支援委員会設置要綱	35	12	23
国分寺市中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会	学校指導課	国分寺市中学校自閉症・情緒障害特別支援学級等設置検討委員会設置要綱	0	活動実績なし	
国分寺市立第一小学校学校運営協議会	第一小学校	国分寺市立第一小学校学校運営協議会設置要綱	8	6	2
国分寺市立第二小学校学校運営協議会	第二小学校	国分寺市立第二小学校学校運営協議会設置要綱	8	5	3
国分寺市立第三小学校学校運営協議会	第三小学校	国分寺市立第三小学校学校運営協議会設置要綱	8	3	5
国分寺市立第四小学校学校運営協議会	第四小学校	国分寺市立第四小学校学校運営協議会設置要綱	8	5	3
国分寺市立第五小学校学校運営協議会	第五小学校	国分寺市立第五小学校学校運営協議会設置要綱	8	4	4
国分寺市立第六小学校学校運営協議会	第六小学校	国分寺市立第六小学校学校運営協議会設置要綱	8	5	3
国分寺市立第七小学校学校運営協議会	第七小学校	国分寺市立第七小学校学校運営協議会設置要綱	8	3	5
国分寺市立第八小学校学校運営協議会	第八小学校	国分寺市立第八小学校学校運営協議会設置要綱	8	5	3
国分寺市立第九小学校学校運営協議会	第九小学校	国分寺市立第九小学校学校運営協議会設置要綱	8	2	6
国分寺市立第十小学校学校運営協議会	第十小学校	国分寺市立第十小学校学校運営協議会設置要綱	8	3	5
国分寺市立第一中学校学校運営協議会	第一中学校	国分寺市立第一中学校学校運営協議会設置要綱	8	6	2
国分寺市立第二中学校学校運営協議会	第二中学校	国分寺市立第二中学校学校運営協議会設置要綱	8	4	4
国分寺市立第三中学校学校運営協議会	第三中学校	国分寺市立第三中学校学校運営協議会設置要綱	8	6	2
国分寺市立第四中学校学校運営協議会	第四中学校	国分寺市立第四中学校学校運営協議会設置要綱	8	4	4
国分寺市立第五中学校学校運営協議会	第五中学校	国分寺市立第五中学校学校運営協議会設置要綱	8	3	5
			III 委員数合計	300	182
			III 女性委員割合	39%	
			I + II + III 合計	883	585
			I + II + III 合計割合	34%	298

対象審議会等の総数=98

## **V 評価方法の確認事項**

来年度以降の評価に向けて、男女平等推進協議会で以下の事項を確認した。

○事業所管課提出の自己点検票記載事業実績と、計画記載の事業内容がかみ合っていない例がまだ見られる。所管から自己点検票の提出を受けた時点で、事務局である男女平等人権課が、事業実績記載内容を計画記載の事業内容に沿うものに修正を依頼し、調整する必要がある。そのことによって、各所管に男女平等推進の視点が浸透することにつながる。

○あわせて所管課の事業実績は、市民が実体像を把握しやすいような数値をまじえて記入するように事務局より依頼をする必要がある。その際には昨年度実績と比較しやすいデータとなるよう意識すること。

○計画記載の事業内容を達成した所管課は、評価としては計画期間内は以降毎年「達成」とはなるが、自己点検票は毎年提出すること。このことによって事業実施状況を確認していくことができる。

## VI 参考指標

参考指標は、国分寺市男女平等推進行動計画の各重点分野に関連して、男女平等社会形成の進ちよく状況を把握する上での一つのものさしになることを期待して、男女平等推進委員会と協議の上設定した。

経年変化や他市との比較を数値としてみることで、現状分析と今後の課題を設定することに役立てるものであり、その数値自体が目標値となるわけではない。

### 【D V 分 野】

○国分寺市における DV の相談件数

年度	男女平等人権課						生活福祉課
	女性のためのカウンセリング		女性のための法律相談		悩み相談		母子・女性福祉相談件数
	DV相談	計	DV相談	計	DV相談	計	※（ ）はDV件数
平成 20 年度	20	98	10	75			365 (76)
21	21	84	3	61			345 (68)
22	16	72	8	47	71	149	1527 (657)
23	8	74	7	45	89	271	1067 (210)
24	13	51	10	37	71	219	1025 (180)

※男女平等人権課調べ

### 【学 校 教 育 分 野】

○公立小学校教員における職位別男女比（26 市比較）

年次・地域	教員数 (本務者)	性別		校 長		副 校 長		主 幹 教 諭		教 諭	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	1,613	627	986	54	12	60	13	53	38	460	847
立川市	474	182	292	19	1	17	3	14	6	132	261
武蔵野市	276	97	179	9	3	6	6	7	16	75	142
三鷹市	420	160	260	11	4	13	2	20	12	116	226
青梅市	400	166	234	13	3	17	—	21	14	115	202
府中市	633	234	399	15	7	16	6	29	9	174	353
昭島市	320	138	182	11	4	13	2	12	12	102	151
調布市	522	189	333	14	6	13	7	22	12	140	283
町田市	1,214	436	778	32	9	32	10	51	39	321	677
小金井市	261	84	177	8	1	7	2	10	5	59	160
小平市	493	186	307	15	4	14	5	22	11	135	264
日野市	470	180	290	11	6	15	2	22	15	132	247
東村山市	372	157	215	14	1	10	5	15	8	118	186
国分寺市	275	103	172	6	4	8	2	6	14	83	143
国立市	188	80	108	7	1	6	2	9	1	58	94
福生市	160	72	88	5	2	7	—	5	3	55	74
狛江市	174	66	108	5	1	5	1	9	3	47	96
東大和市	249	90	159	7	3	6	4	13	5	64	137
清瀬市	210	83	127	8	1	7	2	12	3	56	111
東久留米市	307	114	193	11	2	4	9	11	8	88	160
武蔵村山市	236	105	131	9	—	8	1	8	9	80	112
多摩市	421	155	266	14	4	15	3	24	14	102	226
稲城市	265	90	175	9	2	7	5	6	7	67	151
羽村市	175	80	95	4	3	7	—	10	2	58	83
あきる野市	271	106	165	10	1	9	2	9	10	77	144
西東京市	486	177	309	15	4	13	7	21	16	128	262

※平成 24 年度学校基本調査より作成

○公立中学校教員における職位別男女比（26市比較）

年次・地域	教員数 (本務者)	男	女	校長		副校長		主幹教諭		教諭	
				男	女	男	女	男	女	男	女
八王子市	884	510	374	36	1	36	4	98	21	340	310
立川市	231	131	100	9	—	8	1	21	4	93	86
武蔵野市	159	92	67	7	—	6	1	14	4	65	53
三鷹市	199	107	92	4	3	7	—	13	4	83	78
青梅市	263	165	98	10	1	11	—	26	3	118	83
府中市	322	175	147	9	2	10	1	28	6	128	126
昭島市	168	100	68	5	1	6	—	15	1	74	59
調布市	238	125	113	6	2	8	—	18	4	93	99
町田市	611	343	268	20	—	19	1	49	20	255	228
小金井市	128	72	56	4	1	4	1	13	4	51	45
小平市	236	132	104	7	1	7	1	23	4	95	90
日野市	242	143	99	7	1	8	—	27	4	101	85
東村山市	213	130	83	7	—	8	—	24	5	91	72
国分寺市	131	79	52	5	—	4	1	19	1	51	45
国立市	81	38	43	3	—	2	1	3	5	30	33
福生市	81	44	37	2	1	3	—	6	3	33	30
狛江市	98	54	44	4	—	4	—	7	3	39	36
東大和市	128	80	48	4	1	5	—	13	1	58	42
清瀬市	118	67	51	4	1	4	1	12	2	47	42
東久留米市	173	98	75	7	—	6	1	15	7	70	59
武蔵村山市	124	77	47	3	1	6	—	10	3	57	39
多摩市	201	113	88	9	—	9	—	23	8	72	72
稲城市	143	79	64	5	1	5	1	13	3	56	53
羽村市	95	54	41	3	—	2	1	10	—	39	37
あきる野市	152	95	57	6	—	6	—	15	2	68	49
西東京市	229	134	95	9	—	9	—	28	2	88	83

※平成24年度学校基本調査より作成

【保育分野】

○保育所入所児童数と待機児童数（26市比較）

市名	平成24年4月1日				前年度比増減			
	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数	就学前児童人口	保育サービス利用児童数	就学前児童人口比率	待機児童数
八王子市	27,347	10,333	37.8%	375	△ 67	277	1.1%	△ 93
立川市	8,888	3,467	39.0%	77	63	178	1.7%	△ 42
武蔵野市	6,146	1,936	31.5%	120	193	147	1.4%	16
三鷹市	8,693	2,788	32.1%	128	40	245	2.7%	△ 69
青梅市	6,351	3,238	51.0%	24	△ 106	△ 15	0.6%	△ 21
府中市	13,963	4,639	33.2%	182	223	277	1.5%	△ 70
昭島市	5,716	2,549	44.6%	46	54	32	0.1%	△ 3
調布市	11,513	3,675	31.9%	180	83	130	0.9%	△ 45
町田市	21,669	6,146	28.4%	293	△ 314	352	2.0%	△ 142
小金井市	5,383	1,660	30.8%	138	108	66	0.6%	23
小平市	9,352	2,680	28.7%	179	147	154	1.3%	46
日野市	9,162	3,460	37.8%	153	△ 47	185	2.2%	31
東村山市	7,859	2,268	28.9%	195	68	84	0.9%	△ 27
国分寺市	5,404	1,823	33.7%	19	△ 26	154	3.0%	△ 20
国立市	3,345	1,230	36.8%	44	△ 3	37	1.2%	7
福生市	2,631	1,317	50.1%	25	△ 89	36	3.0%	14
狛江市	3,332	1,034	31.0%	79	△ 58	45	1.8%	6
東大和市	4,619	1,875	40.6%	64	△ 14	37	0.9%	0
清瀬市	3,497	1,226	35.1%	53	△ 8	22	0.7%	35
東久留米市	5,433	1,872	34.5%	104	△ 38	87	1.9%	△ 3
武蔵村山市	4,225	2,014	47.7%	44	△ 108	42	2.2%	2
多摩市	7,058	2,672	37.9%	140	△ 111	87	1.8%	△ 32
稲城市	5,235	1,822	34.8%	43	30	45	0.7%	△ 8
羽村市	2,967	1,359	45.8%	10	△ 49	82	3.5%	3
あきる野市	4,336	1,804	41.6%	16	31	12	0.0%	△ 22
西東京市	10,010	2,893	28.9%	190	176	99	0.5%	△ 4

※東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課「平成24年度保育所待機児童等の状況調査」より作成

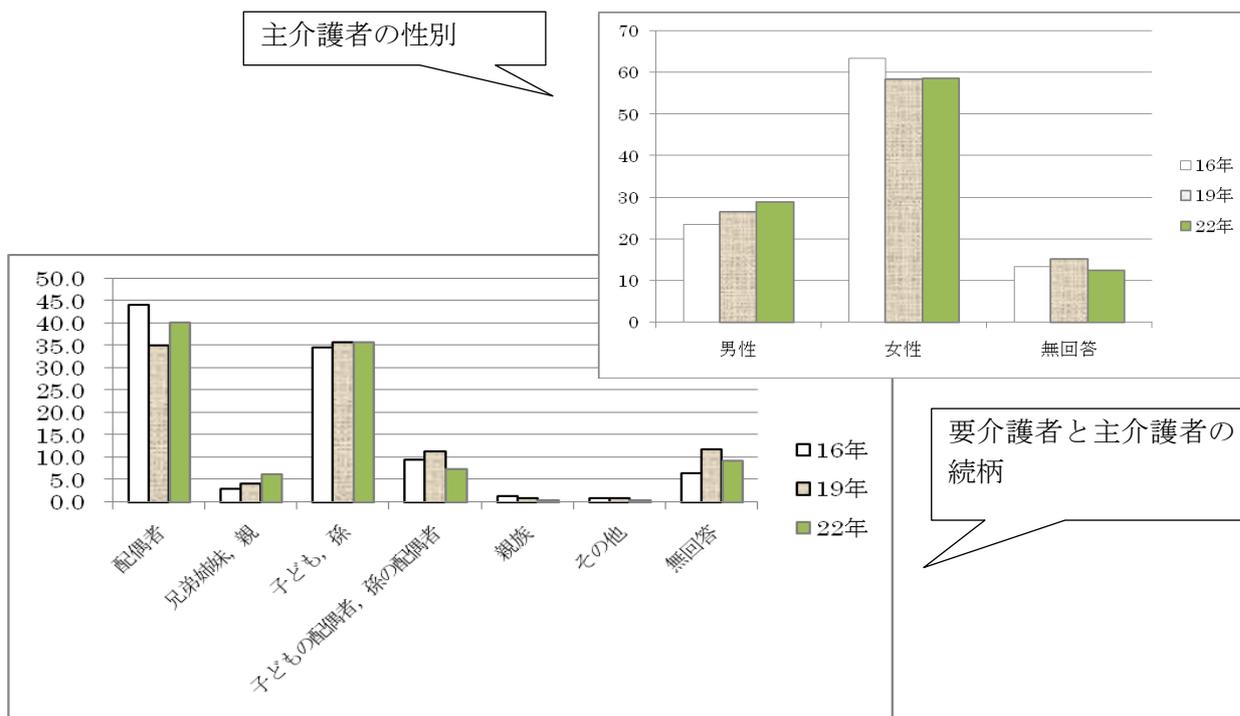
○病児・病後児保育実施状況（26市比較）

市名	病後児保育			病児保育				
	実施・未実施	施設数	定員数	対象	実施・未実施	施設数	定員数	対象
八王子市	実施	3	12	小3以下	実施	2	8	小3以下
立川市	実施	1	4	4ヶ月～小3	実施	1	4	4ヶ月～小3
武蔵野市	実施	2	12	6ヶ月～小3	実施	1	8	6ヶ月～小3
三鷹市	実施	2	8	4ヶ月～就学前	実施	2	8	4ヶ月～就学前
青梅市	実施	1	4	産休明け～就学前 保育施設在籍者	未実施	-	-	
府中市	実施	2	10	5ヶ月～小3	実施	2	10	5ヶ月～小3
昭島市	実施	2	7	1歳～就学前	実施	1	4	1歳～就学前
調布市	実施	2	8	1歳～小3	実施	2	8	1歳～小3
町田市	実施	5	20	病後児1歳～小3	実施	1	4	病児4ヶ月～小2
小金井市	実施	1	4	1歳～就学前	未実施	-	-	
小平市	実施	1	4	6ヶ月～就学前	未実施	-	-	
日野市	実施	2	8	産休明け～小3	未実施	-	-	
東村山市	未実施	-	-		未実施	-	-	
国分寺市	実施	3	12	産休明け～就学前 保育施設在籍者	実施	1	2	産休明け～就学前 保育施設在籍者
国立市	実施	2	6	6ヶ月～小3	実施	1	6	6ヶ月～小3
福生市	実施	2	8	6ヶ月～就学前	未実施	-	-	
狛江市	実施	1	10	小3以下	実施	1	10	小3以下
東大和市	実施	1	6	6ヶ月～小3	実施	1	6	6ヶ月～小3
清瀬市	実施	2	10	1歳～小4	実施	1	6	1歳～小4
東久留米市	実施	1	4	1歳～小低学年	実施	1	4	1歳～小低学年
武蔵村山市	実施	1	4	6ヶ月～就学前 保育施設在籍者	未実施	-	-	
多摩市	実施	1	6	未就学児・ 学童クラブ入所児	未実施	-	-	
稲城市	実施	2	4～6	4ヶ月～小3	実施	1	2～4	4ヶ月～小3
羽村市	実施	1	4	0歳以上 保育施設在籍者	未実施	-	-	
あきる野市	実施	1	4	保育施設在籍者	未実施	-	-	
西東京市	実施	2	10	6ヶ月～小4	実施	1	6	6ヶ月～小4

※保育課作成（平成24年度末現在の状況）

【高齢者介護分野】

○在宅介護における主介護者の性別と要介護者との続柄（経年比較）



※国分寺市市民生活・意向等調査 介護保険実態調査（平成16年，19年，22年実施）より作成

## 【防 災 分 野】

○防災会議における委員の男女構成比（26市比較）

市	防災会議人数	うち女性の人数	女性割合(%)
八王子市	47	8	17.0
立川市	40	2	5.0
武蔵野市	27	2	7.4
三鷹市	34	7	20.6
青梅市	33	6	18.2
府中市	27	4	14.8
昭島市	38	3	7.9
調布市	33	3	9.1
町田市	33	1	3.0
小金井市	29	8	27.6
小平市	33	4	12.1
日野市	27	4	14.8
東村山市	29	3	10.3
国分寺市	33	3	9.1
国立市	24	4	16.7
福生市	27	4	14.8
狛江市	28	6	21.4
東大和市	24	3	12.5
清瀬市	24	5	20.8
東久留米市	22	4	18.2
武蔵村山市	29	2	6.9
多摩市	24	2	8.3
稲城市	18	2	11.1
羽村市	26	4	15.4
あきる野市	34	5	14.7
西東京市	32	4	12.5

※くらしの安全課調べ  
（平成25年8月現在）

## 【モデル事業所】

○事務系市職員の職位別男女比（26市比較）

市名	管理職総数 (A)	うち女性	割合	係長級総数 (B)	うち女性	割合	職員総数 (AB除く) (C)	うち女性	割合	総数 (A+B+C)	うち女性	割合
八王子市	134	15	11.2%	331	31	9.4%	1,171	466	39.8%	1,636	512	31.3%
立川市	67	10	14.9%	158	24	15.2%	399	140	35.1%	624	174	27.9%
武蔵野市	78	5	6.4%	145	48	33.1%	383	201	52.5%	606	254	41.9%
三鷹市	104	14	13.5%	109	24	22.0%	355	162	45.6%	568	200	35.2%
青梅市	62	4	6.5%	129	10	7.8%	387	170	43.9%	578	184	31.8%
府中市	104	8	7.7%	122	14	11.5%	534	292	54.7%	760	314	41.3%
昭島市	56	6	10.7%	102	19	18.6%	282	106	37.6%	440	131	29.8%
調布市	125	17	13.6%	187	63	33.7%	542	250	46.1%	854	330	38.6%
町田市	146	5	3.4%	357	73	20.4%	864	391	45.3%	1,367	469	34.3%
小金井市	70	11	15.7%	95	21	22.1%	255	99	38.8%	420	131	31.2%
小平市	103	9	8.7%	114	24	21.1%	361	136	37.7%	578	169	29.2%
日野市	102	17	16.7%	93	21	22.6%	397	168	42.3%	592	206	34.8%
東村山市	72	1	1.4%	150	29	19.3%	308	134	43.5%	530	164	30.9%
国分寺市	54	3	5.6%	96	21	21.9%	266	112	42.1%	416	136	32.7%
国立市	42	3	7.1%	66	15	22.7%	158	64	40.5%	266	82	30.8%
福生市	50	3	6.0%	91	21	23.1%	190	71	37.4%	331	95	28.7%
狛江市	43	5	11.6%	51	11	21.6%	174	66	37.9%	268	82	30.6%
東大和市	53	2	3.8%	76	10	13.2%	222	88	39.6%	351	100	28.5%
清瀬市	41	3	7.3%	57	13	22.8%	182	89	48.9%	280	105	37.5%
東久留米市	37	2	5.4%	73	18	24.7%	255	113	44.3%	365	133	36.4%
武蔵村山市	51	2	3.9%	97	17	17.5%	237	91	38.4%	385	110	28.6%
多摩市	61	5	8.2%	128	28	21.9%	444	217	48.9%	633	250	39.5%
稲城市	41	2	4.9%	79	26	32.9%	197	67	34.0%	317	95	30.0%
羽村市	59	6	10.2%	72	3	4.2%	157	87	55.4%	288	96	33.3%
あきる野市	45	2	4.4%	116	18	15.5%	179	69	38.5%	340	89	26.2%
西東京市	72	5	6.9%	161	34	21.1%	370	165	44.6%	603	204	33.8%
東京都	1,640	260	15.9%	5,108	1,616	31.6%	12,528	6,641	53.0%	19,276	8,517	44.2%

※東京都については平成23年4月1日現在

## Ⅶ 参考資料

- 資料No. 1 平成 24 年度推進状況内訳書
- 資料No. 2 平成 24 年度自己点検票書式
- 資料No. 3 平成 24 年度会議の開催状況
- 資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要
- 資料No. 5 国分寺市男女平等推進条例
- 資料No. 6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

資料No. 1 平成 24 年度事業推進状況内訳書（所管課提出の自己点検票事業実績を転載）

基本目標 I 男女の人権を尊重するまち

課題1 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

No.	事業名	所管課	事業実績
1	男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課	<p>今年度は、7月15日～2月22日までの間に、男女平等推進センター運営事務事業として6回の講座を実施した。特に反響が大きかった講座としては、女性の視点を取り入れた災害支援を考える講座、高齢者の恋愛を考える講座がある。企画の際には、市が課題としている内容につき、市民が参加したいと思えるようなアプローチ方法(対象者を想定し、講座の内容のみならず、タイトル、開催場所、開催日時の工夫)を課員で検討した。講座の参加者は、男女ともに小学生～高齢者まで幅広い世代に及んだ。参加者が様々な媒体を通して講座の開催を知ることができるように工夫して啓発した結果だと考える。</p> <p>.....</p> <p>講座:6回, 167人参加 他課との連携講座:2回, 44人参加 チラシ配布枚数: 2,110枚</p>
		公民館	<p>○公民館の保育室事業は、親子それぞれの仲間づくりの場・子どもの育つ力を大事にした子育てについて考える場・親の今後の生き方を考える場として取り組んでいる。</p> <p>○保育室に子どもを預ける経験や仲間との学習を通して、固定観念や思い込みを問い直し、改めて女性や男性の生き方を見直す学習を目指した。絵本などを取り上げ、男性が仕事・女性が家庭という性別役割分担から見えてくる課題等について話し合った。</p> <p>.....</p> <p>幼い子のいる親のための教室(保育有・・・予算欄に保育予算入れない)親の人数:87回, 延べ1,067人参加</p> <p>保育室活動を考える会など(保育有・・・予算欄に保育予算入れない) 親の人数:40回, 延べ346人参加</p> <p>生活日本語教室(保育有・・・予算欄に保育予算入れない) 親の人数:32回, 延べ265人参加</p> <p>保育室(教室+考える会+生活日本語の合計数を入れる)保育室に子どもを預けて活動している親の人数:357回, 延べ3,717人参加</p> <p>お父さん応援講座:2回, 81人参加 男性のための食生活講座:3回, 45人参加 人権講座:5回, 51人参加</p>
		保育課	<p>○保育園では男児・女児とも分け隔てなく平等に保育を行っている。低年齢児のうちから男女平等を認識できる環境を構築し、生涯にわたって男女平等意識が身につく幼児期の教育を行っている。</p> <p>○保育所職員の中にも男性職員(特に保育士)が増えつつある。それにより児童は男女両性から平等に守られ、育てられているということを実感できるように工夫して保育を行っている。また、保護者に対しては男女の保育士が協力しあいながら保育を行う姿を見せることで、両性による子育ての仕方や児童の成長の喜びを感じとれることを知ってもらう機会を作った。</p> <p>.....</p> <p>公立保育園男性保育士数・保育士に占める割合: 4人(対象者の6%)</p> <p>私立保育園男性保育士数・保育士に占める割合: 16人(対象者の8%)</p> <p>男性保育士による出前保育・講座を行う(回数・参加世帯数): 1回, 24世帯</p>

2	男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等 人権課	<p>○「シングルになった～シングルマザー・シングルファザー」をテーマに、市民編集委員とともにセンター情報誌を発行した(昨年度までの年2回から年1回の発行になったが、ページ数を4頁増やした)。</p> <p>○講座を開催するときには必ず市のHPのイベント情報に掲載し、ワンクリックで講座のカラーチラシが見られるようにした。</p> <p>○市民が見やすいように、市のHPの男女平等人権課事業の小見出しを変えた(例:「相談事業」→「悩んだ時には」)。</p> <p>○図書資料室の蔵書点検をし、市民ニーズにあわせて手に取りやすいように配架の工夫をした。</p> <p>○図書館のHPから、図書資料室の蔵書リストを閲覧できるようにした。</p> <p>.....</p> <p>男女平等推進センター情報誌発行:1回, 2,500部発行 図書資料室貸出数:延べ120人, 延べ212冊</p>
		図書館	<p>市内各図書館で、男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を、継続的に購入し、提供した。</p> <p>市役所等(国・東京都等を含む)が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供するように留意している。</p> <p>市立図書館ホームページで、ライツこくぶんじ(男女平等推進センター)図書資料室の所蔵情報のページを設置した。</p> <p>.....</p> <p>男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書の受入冊数:23冊</p>
		総合情報課	<p>市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等人権課と連携して、男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等を尊重した広報活動を行なった。</p> <p>広報連絡会議を開催し、参加した広報連絡員を通じて全庁的に男女平等の視点に立った記事作成を促した。</p> <p>.....</p> <p>市報発行:24回      広報連絡会議:2回, 延べ47人参加</p>
3	国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等 人権課	<p>ハーグ条約の締結を控え、条約締結による影響と、異なる法制度・文化・習慣を背景にする国際結婚の楽しさ・困難さについて、市民に情報提供するための講座を、文化のまちづくり課・国際協会と共催で開催した。</p> <p>.....</p> <p>講座名「出逢いは国境をこえて～国際結婚でみつけたマイハピネス」:1回, 16人参加</p>
		公民館	<p>地域に住む外国人の日本語学習支援、及び市民との交流を目的とし、日常生活での日本語使用において、出来るだけ不自由のないよう、また活動が制限されないことがないよう、日本語の基本的な知識・語法を生活レベルで習得をめざすことをねらいとし、春学期(4月～7月)、秋学期(9月から12月)、冬学期(1月から3月)で全32回実施。</p> <p>.....</p> <p>外国人のための生活日本語講座:32回, 265人参加</p>

	文化の まちづくり課	<p>国際理解講座を開催する国分寺市国際協会へ補助金を支出。</p> <p>●国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施)</p> <p>第1回「アメリカはどう変わるのか—特に米大統領の視点から」6月30日実施, 参加者44名</p> <p>第2回「アラブ諸国の政治動向と中東の今後」9月15日実施, 参加者33名</p> <p>第3回「変貌する大国インドの現状—最近のカースト制や貧富の格差など」12月8日実施, 参加者28名</p> <p>第4回「プーチン大統領と今後のロシアの行方について」3月23日実施, 参加者33名</p> <p>.....</p> <p>講座:4回, 138人参加</p>
--	---------------	--

課題1 男女平等意識の醸成

施策(2) 学校における男女平等教育の充実

No.	事業名	所管課	事業実績
4	男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	<p>○国分寺市男女平等推進行動計画における基本目標の達成を踏まえ, 人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために, 授業研究やリーフレットの作成を年4回行った。</p> <p>○市独自のいじめに関する実態調査を年間4回実施し, 性差にかかわらず相手を大切にすることの大切さについて, 啓発を行った。</p> <p>○各中学校では毎年度全国中学生人権作文コンテストに参加している(応募作品のうち13編が男女平等・共同参画をテーマとしていた)。</p> <p>○平成24年度は国分寺市が多摩東人権啓発活動地域ネットワーク協議会主催の人権メッセージ発表会の担当市であり, 四小と五小の児童が作文を発表するとともに司会・舞台係を担当して道徳性を養うきっかけとした。</p> <p>.....</p> <p>人権教育推進委員会(分科会を含む):4回 人権作文コンテスト応募作品数:865編 人権メッセージ展(9月8日土曜開催):293人(市外含む)</p>
5	性別にとわられない職業意識の醸成, 進路指導	学校指導課	<p>児童・生徒の望ましい勤労観・職業観をはぐくむために, 中学生を対象とする職場体験活動を3日間実施するとともに, 義務教育9年間を通じたキャリア教育を推進している。具体的には, 平成24年度は中学校全校で1年生又は2年生が職場体験を行った。さらに「生き方」指導を基本としたキャリア教育・進路指導推進委員会を開催した。</p> <p>.....</p> <p>中学生職場体験活動参加者数:5校, 3日 キャリア教育・進路指導推進委員会:2回</p>
6	教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	<p>各学校においては男女が互いの違いを認めつつ, 個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解されるために, 学習指導要領に基づいて, 男女平等教育の適正な実施に努めている。また, 教員研修では, セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため, 各学校における服務事故防止研修を年2回実施している。毎月の校長や副校長の連絡時に, 服務事故事例を使いながら事故防止のための啓発を図っている。</p> <p>.....</p> <p>服務事故防止研修会:2回</p>

課題1 男女平等意識の醸成

施策(3) 庁内における男女平等意識の徹底

No.	事業名	所管課	事業実績
7	職員への男女平等研修の実施	職員課	<p>男女平等研修としてはじめて、庁内研修「ワーク・ライフ・バランス」研修を全職層を対象に実施した。</p> <p>例年どおり、新任研修及び重点課題研修として「セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修」を実施した。</p> <p>東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」に職員を派遣した。</p> <p>.....</p> <p>ワーク・ライフ・バランス研修：1回、31人参加 セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修：1回、19人参加 東京都市町村職員研修所研修「男女共同参画社会形成研修」への派遣：1回、2人</p>
		男女平等人権課	<p>○新人研修において、課長がセクシュアル・ハラスメント防止についての講座を実施した。</p> <p>○直接の研修は行わなかったが、職員課主催のセクシュアル・ハラスメント防止研修に、当課のデータベースを参照して講師を紹介し、講座につながった。</p>
		保育課	<p>庁内研修及び東京都職員研修所主催の男女共同参画社会形成研修に職員を派遣した。</p> <p>.....</p> <p>庁内職員研修参加職員数：1回、3人参加 男女共同参画社会形成研修：1回、1人参加</p>
		子育て支援課	<p>児童館・学童保育施設として、子どもたちの男女平等の意識形成など配慮するよう職員会議等での事例研究や情報交換をする。</p> <p>.....</p> <p>職員会議の場所を各児童館・学童保育施設での設定とし、施設環境を見ながらトイレのスリッパの色や施設内掲示物の表記など男女平等を意識している設定であるか情報交換する：4回、84人</p>
8	職員意識調査の実施 男女平等に関する	職員課	男女平等に関する職員意識調査は実施しなかった。
		男女平等人権課	<p>○直接の職員意識調査は実施しなかった。</p> <p>○男女平等推進行動計画評価のための自己点検票を、各課職員に提出してもらった。そこから所管が男女平等推進の意識をもって業務を行っているか、所管により差が大きくみられることが読み取れたため、次の行動計画評価に関する自己点検票書式において更にその点を分かりやすく示せるよう書式に工夫をした。</p>

課題1 男女平等意識の醸成

施策(4) 男女平等に関する実態把握

No.	事業名	所管課	事業実績
9	市民意識・実施調査 男女平等に関する	男女平等 人権課	平成 22 年度に実施した国分寺市民意識・実態調査の概要を情報誌に掲載し、市民に 情報提供した。 ..... 情報誌掲載:1 回, 2,500 部
10	資料・データ等の整備	男女平等 人権課	○男女平等推進状況評価報告書を 9 月に発行し、行動計画の推進状況と市が行って いる男女平等推進関連事業についての情報提供を行った。○図書資料室の蔵書点 検をし、資料・データ等が市民に対して分かりやすくなるように配架した。○平成 22 年 度に実施した国分寺市民意識・実態調査の概要を情報誌に掲載し、市民に情報提供 した。

課題1 男女平等意識の醸成

施策(5) 男女の人権に配慮した表現の推進

No.	事業名	所管課	事業実績
11	メディア・リテラシー(情報活用能力)を 育成する学習機会の充実	人権 男女平等 課	平成 24 年度は特に該当事業を実施できなかった。
		公民館	講座の中でメディアの持つ力を学び、受け身になるだけでなく、複眼で物事を見ていく 力を育てていくことの大事さを話し合った。 ..... 幼い子のいる親のための教室:5回, 70 人参加
		学校指導課	情報教育・ICT 教育活用委員会を年2回, 情報教育・ICT 教育活用研修会年1回開催 し,その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い, 情報教育 の推進に努めた。情報モラルを高めるよう各学校において指導をした。携帯電話やイ ンターネット犯罪から身を守るための研修を6校で実施した。 ..... 情報教育・ICT 活用推進委員会:2回開催 ・ 情報教育・ICT 活用研修会:1回開催 情報モラル研修会:1回開催
12	男女平等の視点での 市刊行物等の見直し	総合情報課	○各課に所属する広報連絡員を対象にした「広報連絡会議」において、記事作成時の 諸注意事項として、文章・イラスト等について、男女平等の観点から市報等の記事を 作成するように周知を図った。また、年 24 回発行の市報記事において、男女平等の 観点が欠けている入稿記事については、記事入稿前に総合情報課と担当課とで調整 を図った。 ○また、年 24 回発行の市報記事において、男女平等の観点が欠けている入稿記事 については、記事入稿前に総合情報課と担当課とで調整を図った。 ..... 広報連絡会議の開催:2回, 延べ 47 人参加

		人権課 男女平等	平成 22 年度に作成したガイドライン案から進展しなかった。
		公民館	公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、人権を尊重した表現を行っている。 ..... 公民館だより「けやきの樹」の発行・配布:13 回
13	表現のガイドラインの普及 「男女平等の視点による	人権課 男女平等	男女平等の視点による表現のガイドラインが作成・発行できていない。
		総合情報課	ガイドラインは発行しなかったが、各課に所属する広報連絡員を対象にした「広報連絡会議」を開催し、男女平等の視点にたった記事作成を啓発した ..... 広報連絡会議:2回, 延べ 47 人参加

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

No.	事業名	所管課	事業実績
14	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等 人権課	若年層ではないが、高齢者に向けて性と生を考える講座を開催した。そこで講師から、「高齢世代の方々には、古い男女教育がされ、性教育が不足している(自身のからだも相手の体もよくわからない)。言わなくても分かると思い、言葉でのコミュニケーションの不足などが心の行き違いの原因となっている。性は生殖、快楽のためだけでなく、コミュニケーションの一つ。若いころからの積み重ねが中高年の性の豊かさを左右する。自身の気持ちを伝え、相手の気持ちをくみ取るコミュニケーション能力や思いやりが不可欠。自身と相手の体、更年期などによる変化について、最低限の知識を身につけておく必要がある」と情報提供された。講座後半に参加者が意見を話す時間を多く設け、それぞれの立場から熱い思いが語られた。 ..... 講座名「いま本当に知りたい大人の恋愛～ときめく心は元気の素」開催:1回, 23 人
		子育て 支援課	若年層がたがいの性を理解し尊重するために、日常の児童館において、児童が自然な関わりをもてるよう配慮している。小学生から中高生などの若年層が、同空間にて自然な形で相手と調和をとれる場の設定として、館内宿泊を実施する。また、児童館と学童保育所および中学生障害児保育が実施されている施設においては、日常的に幅広い学年の関わりが持て、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。 ..... 児童館館内宿泊の実施(6館):11 回, 714 人参加
		学校 指導課	小学校4年生の体育では、体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。 ..... 小学校における対象授業:各2時間 中学校における対象事業:各3時間

15	HIVや性感染症などに関する情報提供	人権課 男女平等	平成 24 年度は特に該当事業を実施できなかった。
		健康推進課	基本的に HIV・性感染症は、都の事業であるため、センター内にポスターの提示や相談時・講座実施時における啓発資料(リーフレット等)の配布を実施している。健康推進課では、相談時に対応(質問に答えるなど)したり、保健所で行っている無料の HIV 検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。
		学校指導課	小学校6年生の体育の学習指導では、病気の予防について取り上げる中でエイズの理解と感染者に対する接し方を指導し、中学校3年生の保健体育では、感染症は病原体が主な要因となって発生すること、感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること、主体の対抗力を高めることによって予防できることを指導している。こうした教育活動をとおして、HIV や性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図っている。 ..... 小学校における対象授業:各1時間 中学校における対象授業:各1時間

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(2) 性差や年代に応じた健康支援

No.	事業名	所管課	事業実績
16	性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	女性講座(女性のがん予防・乳がん子宮がんなど)を実施した。また、全世代共通の悩みである睡眠についての講座(睡眠の質と睡眠障害について)を実施した。その他、ママ講座として育児中の母親をターゲットとした講座も実施した。女性・ママ講座においては、保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。 保育(託児)数:9名 ..... 女性講座(女性のがん予防・乳がん子宮がんなど):1回, 12人 睡眠についての講座(睡眠の質と睡眠障害について):1回, 19人(1:18) ママ講座(子どもの歯・薬・ママのリラックス体操):1回, 9人
17	性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	○20歳以上の女性を対象に、骨粗しょう症検診を実施した。実施期間:平成24年6月7(木)~11日(月)*9日と11日午後は除く ・乳がん検診は、40歳以上の女性を対象として、4月~翌年3月に国分寺市公衆衛生センター及び東京都がん検診センターで実施し、2,201人受診した。 ○子宮がん検診は、20歳以上の女性を対象として、4月~翌年2月に国分寺・小金井・小平市内の指定医療機関で実施し、2,460人受診した。 ..... 骨粗しょう症検診:1回, 632人受診乳がん検診・子宮がん検診:4,661人受診

18	妊産婦への支援	健康推進課	<p>妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介。また、アンケートにて妊娠に対する気持ちや協力者の有無、出産後の就労等について確認。必要に応じて個別相談に応じている。妊婦・産婦・新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)、乳幼児健診の実施や3・4か月児健診と同時実施の産婦相談事業を実施している。</p> <p>.....</p> <p>母子手帳交付件数:632人 妊産婦・新生児訪問件数:1,795人(実)1,922人(延) 助産師による電話訪問:363人(保健士含)</p>
----	---------	-------	--

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み

No.	事業名	所管課	事業実績
19	広報啓発活動による普及	男女平等人権課	<p>○啓発講座を3回開催した。</p> <p>①「パパ、ママを怒鳴らないで～DV家庭の子どもたち」講座目的:暴力を日常的に見て育つことは子どもの人生に大きな影を落とす。子どもたちへのケアはどのように行うかという実践も含め、支援者の研修も兼ねて講座を行う。</p> <p>②「なぜ母と娘はむずかしいのか～新しい親子関係を築くための処方箋」講座目的:DV被害を未然に防ぐため、自分と母、自分と娘の関係の見なおしを図る。</p> <p>③「桶川ストーカー殺人事件被害者遺族の証言～最愛の娘が被害にあった日」講座目的:デートDVは単なる恋愛関係のもつれではなく、加害者が自己中心的に行っている犯罪行為であることについて市民に啓発を行う。</p> <p>○啓発リーフレットを市内医師会・歯科医師会全加盟医療機関に30部ずつ送付し、広く一般市民の目に触れるようにした。</p> <p>.....</p> <p>啓発講座開催:3回, 95人 リーフレット配布数:5,000枚</p>
20	「デートDV」に関する啓発	男女平等人権課	<p>「桶川ストーカー殺人事件被害者遺族の証言～最愛の娘が被害にあった日」という講座を行い、デートDVは単なる恋愛関係のもつれではなく、加害者が自己中心的に行っている犯罪行為であることについて市民に啓発を行った。</p> <p>.....</p> <p>講座開催:1回, 41人</p>
		子育て支援課	<p>児童館の中高中生タイムの実施により、中学生・高校生または17歳以下の若年層が自然の形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を日常会話として出来るような場の設定をしている。</p> <p>.....</p> <p>中高生タイムの実施 :365回, 1,041人</p>
21	学校教育における暴力予防教育	学校指導課	<p>いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間4回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査も年間1回実施している。調査の結果は当事者への直接対応のほか、道徳の授業で生命尊重の視点を伝えたり、保護者向けリーフレットを配布したりして反映している。また、相談窓口の紹介チラシを配布している。</p> <p>.....</p> <p>いじめに関する実態調査:4回 《文部科学省》問題行動調査:1回 いじめ防止児童会・生徒会フォーラム:1回, 100人</p>



		子育て支援課	関係部署と連携を密に行うとともに、DV被害者の住所を加害者等に知られないよう、システムより出力する郵送物等については、自動出力を行わないよう所管システムにおける情報管理を徹底して行った。また、平成25年1月以降は新システムの導入のもと、新たに福祉部門共通で情報を共有することにより、さらに情報管理を徹底して行った。
		男女平等 人権課	DV防止連絡会を開催し、住民基本台帳制度におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置の一部改正について情報を共有した。市で導入した福祉系新基幹系システムにおける取扱いについて、共通認識を深め、取扱いの課題について話し合った。 ..... DV防止連絡会:4回、延べ45人参加
26	さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等 人権課	外国籍の被害者に対して対応可能な弁護士を探してほしいという相談者からの要望を受け、当課で法律相談を依頼している弁護士を通じて情報を提供した。精神障害を持っている相談者に対して、わかりやすく、丁寧な対応となるよう配慮した。 ..... 外国人である相談者への対応(パキスタン):1回、1人 障害者である相談者への対応:4回、2人
27	民間シェルターへの 財政的支援	男女平等 人権課	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、昨年度に引き続き補助金の支給を行ったが、市全体の補助金額の見直しの影響により、10%補助額を削減した。 ..... 民間シェルター連絡会への補助金支給:1回、270,000円
28	被害者の自立支援	生活福祉課	一時保護を行った被害者世帯については、被害者世帯の状況に応じて、入所施設に配置されている心理職等専門職、医療機関、児童相談所、その他関係機関と連携し、日常生活上の問題解決を図るため、日常の生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行い、計画的かつ継続的な支援を行った。また、一時保護に至らない相談者については、継続的な相談を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図った。
		男女平等 人権課	男女平等推進センターにおいて相談を実施した。自立を希望する相談者に、ハローワーク、マザーズハローワークの活用の仕方を情報提供した。離婚を希望しているが、手続きがわからないという相談者に、図書資料室の書籍を貸出すとともに、法テラスの活用方法などの情報提供をわかりやすく行った。 ..... 女性のための悩みごと相談:219回 女性のための法律相談:37回 女性のためのカウンセリング:51回
29	安全確保とケア 子どもの	子育て 相談室	相談の中でDVが疑われる家庭を把握した場合、男女平等人権課や母子自立支援員などの紹介を行ったり、他市よりDVで逃げてきた家庭の支援を行った。また、母子自立支援員と定期的な連絡会を行い、支援状況の確認を行った。 ..... DVが絡んだ相談件数:21件 母子自立支援員との連絡会の開催件数:12回

	保育課	<p>保育所は厚生労働省の定める保育所保育指針に基づいて業務を遂行している。児童虐待のような保護者による不適切な養育等が疑われる場合には保育課や家庭支援センター、児童相談所などの関連機関と連携を図りながら対応することとされている。公立、私立に係わらず DV・虐待等が疑われる児童の早期発見に努め、保護者への指導、関係機関への通報などの適切な対応を行った。</p> <p>.....</p> <p>要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数, 対象児童数:29 回, 9人</p>
	子育て支援課	<p>日常的に直接子どもたちと関わりながら、児童虐待の早期発見に努める。虐待と疑われるケースについて、関連機関とケース会議を開催し、情報を共有した。親子ひろばでは、乳幼児親子を対象に健康推進課と連携して、ミニ相談会を実施して地域での相談ができる環境を作る。</p> <p>地区連絡協議会に参加し、児童虐待について、関係機関の役割と連携のあり方について情報交換を行う。</p>
	学校指導課	<p>各学校及び子ども家庭支援センターや児童相談所等が連携し、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努める。また各学校に、児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応の充実を図った。児童・生徒虐待対応担当教諭研修会を1回開催した。</p> <p>.....</p> <p>児童・生徒虐待対応担当教諭研修会:1 回, 15 人</p>

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

No.	事業名	所管課	事業実績
30	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課	<p>○男女平等推進センターにおいて各種相談事業を実施した。</p> <p>○市内医師会・歯科医師会加盟の全医療機関(161)に、30部ずつ啓発リーフレットを配布した。</p> <p>○庁内関係部署の相談対応フローチャートを作成し、関係課に配布した。</p> <p>.....</p> <p>女性のための悩みごと相談:219回 女性のための法律相談:37回</p> <p>女性のためのカウンセリング:51回</p>
31	二次被害の防止 関係者からの	人権課 男女平等	<p>DV 家庭で育った子どもたちへの支援を目的とする講座を開催し、子ども家庭支援センター、保育園、健康推進課、学校教員に参加を呼び掛け参加につながった。</p> <p>.....</p> <p>講座名「パパ、ママを怒鳴らないで～DV 家庭の子どもたち」実施:1 回, 15 人</p>
		職員課	<p>東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」に相談員を派遣した。</p> <p>.....</p> <p>東京都市町村職員研修所第3ブロック合同研修「セクシュアル・ハラスメント相談員研修」:1 回, 2 人</p>

32	「DV防止連絡会」による 庁内連携の強化	男女平等 人権課	DV防止連絡会を平成23年度までの年2回開催から年4回開催に増やし、庁内関係機関の連携フローチャートを作成・配布し、会議の都度DV防止連絡会で検討すべき課題を明確にし、所管に持ち帰って対応して次の連絡会でその対応について報告するという流れを確立した。従来DV防止連絡会と別に男女平等関係相談員情報交換会を設けていたが、これをDV防止連絡会に組み入れるような形にし、DV防止連絡会にも各課相談員が一部オブザーバーとして参加できるようにして情報の共有を図った。 ..... DV防止連絡会:4回、延べ45人
33	庁外の関係機関との連携強化	男女平等 人権課	市内医師会・歯科医師会加盟の全医療機関(161)に、30部ずつ啓発リーフレットを配布した。 ..... 啓発リーフレット配布:5,000部
34	手続きの一元化についての検討	男女平等 人権課	福祉系基幹システムの導入をしたため、情報の共有化とセキュリティの確保について検討をはじめた。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止

No.	事業名	所管課	事業実績
35	セクシュアル・ハラスメントの防止の取組み	男女平等 人権課	平成24年度は特に該当事業を実施できなかった。
36	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課	セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会を初めて開催した。また、セクシュアル・ハラスメント相談員研修に職員課から2名が参加している。 ..... セクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会:1回 セクシュアル・ハラスメント相談員研修:1回, 2人
		学校指導課	各学校の校務運営組織にセクシャル・ハラスメント相談員を位置づけた相談体制を一層充実した。また、セクシャル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクシャル・ハラスメントの防止に役立てた。平成23年度から学校要覧に相談員名を記載している。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(5) 人権侵害を予防するための支援

No.	事業名	所管課	事業実績
37	ストーカー等の防止の取り組み	くらしの安全課	<p>学校や警察から寄せられた不審者情報を生活安全・安心メールで配信し、注意を呼びかけた。また、国分寺駅周辺につきまとい勧誘行為防止重点地区において、警備員を配置し、つきまとい勧誘行為防止パトロールを実施した。住宅街、児童・生徒の通学路等においては、庁用車による青色防犯パトロールを実施することでストーカー等を含む犯罪発生を抑止を図った。さらに一部の地域ではあるが平成24年11月から本多連合町会に公民館車両を貸し出し、本多地区において青色防犯パトロール(月～金のうち週3日の夜間)が開始され、地域住民による防犯パトロールの活動支援を行った。</p> <p>.....</p> <p>生活安全・安心メールによる不審者情報の配信回数:22回(平成25年3月末現在登録者数14,643件※平成24年3月末現在登録者数14,178件で3.3%増)。 国分寺駅周辺地区におけるつきまとい勧誘行為防止パトロールの実施:245日</p>
		男女平等 人権課	<p>講座「桶川ストーカー殺人事件被害者遺族の証言～最愛の娘が被害にあった日」を開催した。</p> <p>.....</p> <p>ストーカー等の人権侵害についての講座開催:1回, 41人</p>

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(6) 子どもにとっての男女平等

No.	事業名	所管課	事業実績
38	「要保護児童対策地域協議会」による連携の強化	子育て相談室	<p>代表者会議、実務者会議、個別ケース会議を通じて各機関との連携、支援を行った。DVの目撃は心理的虐待である事の周知を行った。また、民生委員、児童相談所、学校等の関係機関による地区連絡協議会(四者協)においても学習と交流をし、連携を深めた。</p> <p>.....</p> <p>個別ケース会議開催数:34回 個別ケース会議参加機関数:39機関</p>
		男女平等 人権課	<p>要保護児童対策地域協議会実務者会議に参加し、DVと児童虐待の関係について関係者間に情報を提供した。また、DV防止連絡会や日常業務など、要保護児童対策地域協議会以外でも、児童虐待予防と児童の保護支援について関係機関と連携を深めた。</p> <p>.....</p> <p>要保護児童対策地域協議会実務者会議参加:2回</p>

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(7) 性犯罪被害者の支援

No.	事業名	所管課	事業実績
39	性犯罪被害者支援のための広報・啓発活動	男女平等人権課	平成24年2月に犯罪被害者等支援条例を施行し、性犯罪被害者を含めた犯罪被害者等の相談窓口を設置した。 ..... 犯罪被害者等支援相談窓口啓発リーフレット配布:400枚

基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参画できるまち

課題4 就労における男女平等の推進

施策(1) 事業者への啓発と支援

No.	事業名	所管課	事業実績
40	雇用における男女平等に関する実態把握	男女平等人権課	平成24年度は特に該当事業を実施できなかった。
		総務課	国分寺市公共調達条例を平成23年第4回市議会定例会へ付議した。その後、継続審議を経て、平成24年第2回市議会定例会にて可決し、平成24年6月28日に公布、同年12月1日に施行となった。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んでいる。 ..... 調達推進委員会開催回数(平成20年度11回)、(平成21年度13回)、(平成22年度3回)
		経済課	計画に掲げている該当事業については、具体的な対応は出来ていない。
41	雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等人権課	男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。 センター発行情報誌に「女性の貧困はなぜ見えにくいのか」の書評を掲載し、女性の貧困が再生産性労働(アンペイドワーク)の主たる担い手であることと密接にかかわっているという情報を提供し、広く情報誌を配布した。 女性の起業・再就職支援講座を開催した。 ..... 「もう一度働きたいあなたへ」掲載期間:12~3月 情報誌ライツこくぶんじ44号発行:2,500部 起業・再就職支援講座「私らしい子育てと仕事の両立のしかた」:1回,8人 東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で共催セミナーを開催した。 .....
		経済課	男女雇用平等推進セミナー:1回,63人

42	就労支援ネットワーク化の推進	経済課	就労困難者等の就労支援および地域雇用創出を図るため、関係団体による国分寺市就労支援地域連絡会を設置。 関係団体: 東京しごとセンター多摩／ハローワーク立川／国分寺市社会福祉協議会／多摩信用金庫 ..... 国分寺市就労支援地域連絡会の開催 2回
----	----------------	-----	---

課題4 就労における男女平等の推進

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

No.	事業名	所管課	事業実績
43	市の調達における男女平等推進 事業者評価制度の検討	総務課  人権課 男女平等	国分寺市公共調達条例を平成 23 年第4回市議会定例会へ付議した。その後、継続審議を経て、平成 24 年第2回市議会定例会にて可決し、平成 24 年6月 28 日に公布、同年 12 月1日に施行となった。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んでいる。 ..... 調達推進委員会開催回数(平成 20 年度 11 回)、(平成 21 年度 13 回)、(平成 22 年度3回) 今年度は指名競争入札参加に関わる指名等の補足資料とするようなデータ整備を求められなかったため、当課独自には特に事業を行わなかった。

課題4 就労における男女平等の推進

施策(3) 起業・再就職への支援

No.	事業名	所管課	事業実績
44	再就職に関する 情報提供・支援	人権課 男女平等	○男女平等推進センター内に「もう一度働きたいあなたへ」という特集記事を掲示したり、新聞記事などの情報を掲示して、女性のための再就職支援情報を積極的に提供した。 ○託児をつけて女性の起業・再就職支援講座を開催した。 ..... 起業・再就職支援講座「私らしい子育てと仕事の両立のしかた」: 1回, 8人参加
45	起業に関する情報 提供・支援	人権課 男女平等  経済課	託児をつけて女性の起業・再就職支援講座を開催した。 ..... 起業・再就職支援講座「私らしい子育てと仕事の両立のしかた」: 1回, 8人(託児6人) 小口事業資金融資あっせん制度について、市報、市ホームページ等で周知している。 ..... 平成 24 年度あっせん決定実績 小口(運転, 設備): 女性事業者 9 件 / 87 件中 平成 24 年度あっせん決定実績 小口(創業) : 女性事業者 1 件 / 6 件中

課題4 就労における男女平等の推進

施策(4) 働き方における格差の是正

No.	事業名	所管課	事業実績
46	事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等 人権課	男女平等推進センター情報誌に書評記事「女性の貧困はなぜ見えにくいのか 再生産労働概念からの再検討」を掲載し、女性の無償労働について情報を提供し、商工会、市内信用金庫、JAに配布した。 ..... 男女平等推進センター情報誌 44号:1回, 2,500部
		経済課	男女雇用機会均等法等の啓発パンフレットを庁内に配架し、情報提供を行った。都の事情により今年度は共催でセミナー開催をできなかった。
47	市民にむけた情報提供	男女平等 人権課	男女平等推進センター情報誌に書評記事「女性の貧困はなぜ見えにくいのか 再生産労働概念からの再検討」を掲載し、女性の無償労働について情報を提供し、公民館・図書館等市内各所に配布した。男女平等推進センター図書資料室の労働・女性労働コーナーに図書資料を購入・配架した。女性のための就労支援情報コーナーを設置し、関係機関からのパンフレットや冊子による情報提供を行った。 ..... 男女平等推進センター情報誌 44号:1回, 2,500部
		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナーを共催で開催した。関係機関からのチラシ等を掲載するとともに関係窓口などに配架し情報提供を行った。 ..... 労働セミナーの開催(共催):4日間(参加延べ人数 258人)

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(1) 「ワークライフバランス(仕事と生活との調和)」の推進

No.	事業名	所管課	事業実績
48	ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	男女平等 人権課	平成24年度は特に市民向けの対象事業は行わなかった。
		経済課	東京都が主催するワーク・ライフ・バランス普及啓発イベントの広報を行った。 ..... イベントチラシの配架:1回
49	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員課	○前年度に引き続き、超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。通年で原則として超過勤務を命じないこととした。また、超過勤務を命じる場合も、夜間の実施を自粛し、原則として始業前に行うようにした。超過勤務を命じる場合は事前に職員課長に届け出ることとし、時間も原則として午後9時までとした。○男性の育児休業取得率は低く、取得者数も2名と前年度と比較して増加していない。男性職員が取得できる育児参加休暇については時間単位でも取得可能ということもあり継続して取得率は高い。 ..... 男女平等人権課と共同で男性の育児参加を啓発するチラシを配布した:1回, 全職員ワーク・ライフ・バランス研修:1回 31人, 年度中に新規の対象者となった男性職員(新生児が生まれた職員)のうち、育児休業を取得した人の数:対象者13人中1人(7.6%)

ライフ・バランスの推進	庁内におけるワーク・	男女平等 人権課	<p>庁内の掲示板に、「おとうさんといっしょ ボクたち育休とりました」というタイトルで、男性職員の育児休業取得者の体験談(国分寺市で初の男性育児休業取得者と初の男性係長育児休業取得者)を職員課と共同で作成・掲載して、育児休業制度の情報提供をした。</p> <p>.....</p> <p>啓発チラシ掲載:1回</p>
-------------	------------	-------------	--

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(2) 子育てへの支援

No.	事業名	所管課	事業実績
50	男女がともに子育てをするための意識づくり	健康推進課	<p>両親学級は毎月1回土曜日のひかりクラス・平日2日間コースのわくわくクラスを4回開催。</p> <p>ひかりクラスはパートナー(父親)が主に実習・体験する内容となっている。</p> <p>.....</p> <p>両親学級ひかりクラス(月1回 土曜日):12回 594人うち男性272人</p> <p>両親学級わくわくクラス(平日2日間コース):4回 149人うち男性22人</p>
		子育て相談室	<p>通園教室の家庭支援骨子に基づき、4月の保護者交流会、5月の父親参観・講演会、9月の父子園内宿泊訓練、3月の親子行事、卒園式と通園教室の父親に焦点をあてた事業を父親が参加しやすいように土日に行事を設定し、積極的な行事への参加を呼び掛けると共に、父親の育児参加の意識向上を狙って支援を行った。通園教室の定員が20名であるが、平均すると15名以上の父親が参加しており、参加率は高い。</p> <p>.....</p> <p>父親参加行事:5回 父親計77人(保護者交流会 母19:父16, 父親参観・講演会 母12:父16, 父子園内宿泊訓練父15, 親子行事 母15:父12, 卒園式 母20:父18)</p>
		子育て支援課	<p>親子ひろばを中心とする子育て・子育て支援に関わる団体、市民が参加し、市とパートナーシップをもって活動している円卓会議の充実を図るため、市との協定をもって実施する調整を図る。</p> <p>父親参画事業として、駅前子育てサロン・スポーツセンター親子ひろばを土曜日開催実施する。</p> <p>児童館は毎週土曜日は開館し、父親が子どもを連れて来館しやすい環境を作る。</p> <p>.....</p> <p>親子ひろばフェスウィーク(親子で参加し楽しめる行事設定):土・日開催, 4回, 405人</p> <p>おやこでたのしくリミック(児童館まつりの中で実施):日曜日, 1回, 46人</p>
		男女平等人権課	<p>一緒に料理をしていくことで、父親と子どもがお互いの良さや個性を認めながら深くかわっていきけるきっかけとし、父親が育児に積極的にかかわっていくことを目的として、講座名「パパと一緒にデコ蒸しパン作り! 見つけようパパのいいところ、わたしのいいところ」を健康推進課と共催で開催した。</p> <p>.....</p> <p>男性の育児参加支援講座:1回, 28人</p>

51	保育サービスの充実	保育課	<p>○待機児童解消のため、4月1日に認可保育所2施設を開園し定員 200 名を増員した。また、既存園の定員拡大を図り、61 名を増員したことにより市内認可保育所定員数が 1,638 名から 1,899 名へと増加した(定員数:平成 20 年度 1,218 名, 21 年度 1,276 名, 22 年度 1,358 名)。</p> <p>○待機児童数は平成 23 年度の 39 名から 19 名に減少した。(待機児童数:平成 20 年度 70 名, 21 年度 101 名, 22 年度 74 名)</p> <p>○翌年度開園を目指し定員 100 名の施設の開設準備に着手した。</p> <p>○保育サービス充実のため、病後児保育に加え病児保育事業を1施設(定員2名)で開始した。</p> <p>.....</p> <p>認可保育所の新規開園数, 定員拡大の状況(増加した定員数・施設数):261 人, 2施設 待機児童の状況:減少数;39 名→19 名 病児保育の開始:定員数;2人, 1施設</p>
		子育て支援課	<p>○学童保育所の三季休業中(春・夏・冬休み)保育時間での午前8時 15 分開所の実施。○学童保育所延長保育試行実施(4/1~7/20の期間 19 時まで保育)。○指定管理業者による運営移行により、第一光町学童保育所においては、8時~19 時までの保育実施。○指定管理業者による運営移行により、ひかり児童館においては 19 時まで開館時間延長となった。</p>
52	子育てを支え合う関係づくり	子育て相談室	<p>○毎月行われる講習会で父親対象の講習会を行い、育児の参加のきっかけづくりを行った。また、土曜日開催を増やす事で父母が参加しやすい日程を設定した。</p> <p>○ファミリーサポート援助会員講習会を行い、援助会員数増加を図った。</p> <p>.....</p> <p>講習会の参加人数:301 人 ファミリーサポート新規援助会員数:33 人 ファミリーサポートセンター活動件数 :2,626 回</p>
		子育て支援課	<p>○子ども・子育て円卓会議を定期的を開催し、子育て支援に関する団体及び市民と市内の子育ち・子育ての環境の充実を図った。</p> <p>○国分寺地域の親子ひろば事業を展開し、子どもの育ち、子育ての悩みなどへのサポート充実を図った。</p> <p>.....</p> <p>子ども・子育て円卓会議:9回, 289 人 親子ひろばの実施:1,533 回, 45,118 人 親子ひろば研修の実施:3回, 80 人</p>
53	子育てに関する総合的な相談・支援	保育課	<p>○保育所に入所する児童の保護者に対する支援は、日々の送迎の際の対応、相談や助言、連絡や通信、懇談会や行事など様々な機会を活用し行った。懇談会や行事は父母のどちらもが参加しやすいように土曜日に開催した。</p> <p>○家庭で子育てをする保護者に対しては、各保育所が地域支援事業を行い、子育て家庭に対し施設・設備の開放、子育てに関する相談や援助、子育て家庭の交流の場の提供・交流の促進、地域への子育て情報の提供を行った。</p> <p>○児童虐待への対応については、保育所は保護者による不適切な養育等が疑われる場合には、保育課や子ども家庭支援センター、児童相談所などと連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図った。</p> <p>.....</p> <p>公立保育園での地域支援事業の開催数, 参加者数:62 回, 312 人 要保護児童対策協議会・個別ケース会議の開催数, 対象児童数:29 回, 9人 地域支援・子育て支援のための専用施設の設置, 2施設</p>

		子育て相談室	<p>○家族や近隣に育児協力を得ることが困難で、育児支援を必要とする家庭に育児支援ヘルパーを派遣し、安心した子育てができる支援を行った。</p> <p>○保護者が何らかの理由で一時的に養育できない場合にお子さんを短期間預かるショートステイ事業を行った。</p> <p>○虐待通告をはじめ、18歳のお子さんを持つ家庭の相談を電話、面談、訪問などで対応した。</p> <p>.....</p> <p>育児支援ヘルパー派遣数:55件, 53家庭, 1,688.5時間          ショートステイ利用数:5回, 4家庭, 27時間          平成24年度の相談対応件数(個別ケース会議など会議参加回数含む):7,898回</p>
54	子ども連れで利用しやすい施設整備	子育て支援課	<p>○ベビーシートやベビーキープの設置目標値20箇所の設置完了しているため、利用者への案内を行い、わかりやすい場所への案内掲示した。</p> <p>○親子ひろばマップ、ぶんじふれあいマップ、市報掲載の行ってみよう親子ひろば・親子のあそび場に赤ちゃん・ふらっとマークの表示をいれてもらった。</p>

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(3) 介護への支援

No.	事業名	所管課	事業実績
55	介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等人権課	<p>男性も女性も、「自分らしい最後を迎えるために、生前から人生のエンディングについて考え、準備するという」ことを情報提供する講座を行い、男性が自立した生活について考える機会を提供した。</p> <p>.....</p> <p>講座名「これでラクラク遺品整理～親のため・夫婦のため・自分のため～」:1回, 64人</p>
		高齢者相談室	<p>介護予防の普及啓発に関する取組等:</p> <p>○市全体を対象に講演会を行うとともに、委託地域包括支援センター及び地域相談センター(市内5か所)を介護予防に関する情報発信の場とし、高齢期からの健康づくりや介護に関する情報提供(介護予防に関する普及啓発を行う事業、家族介護者支援に関する事業等)を、それぞれの地域で特色を生かして実施した。</p> <p>○家族介護者交流会とのタイアップ企画として、介護者以外の方にも参加を募り、家族介護を題材とした短編映画の上映会を行い(2回)、それぞれが介護で担う役割をイメージし共有する機会を設けた。</p> <p>.....</p> <p>介護予防に関する普及啓発を行う事業(教室、地域づくりのためのサロン等)の開催: 47回, 1,098人</p>
56	介護への支援	高齢者相談室	<p>介護予防の取組:</p> <p>○生活の不活発等により介護を要する状態に至ることを未然に防ぐため、生活機能に低下(疑念)を生じている方を把握し、機能低下の進行を予防するための事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善等)を委託により市内2会場において実施した。参加者が自身のみでなく身近な家族の状態にも関心を持ち、介護予防の取組を広げていけるような視点で実施した。</p> <p>○家族介護者教室・交流会: 委託地域包括または地域相談センター(市内5か所)を拠点に、家族介護者教室・交流会を実施した。交流会と教室を一体的に行う企画が増加した。うち1センターでは、昨年度定例化した男性介護者を中心とした懇談会を継続</p>

			<p>実施した。</p> <p>○認知症高齢者家族懇談会(きさらぎ会, 市内3会場にて実施)について, 引き続き開催支援を行った。</p> <p>.....</p> <p>家族介護者教室, 交流会の開催: 17回, 延べ 259人</p> <p>通所型介護予防事業(運動器機能向上・口腔機能向上・栄養改善): 445回, 延べ 2,238人</p>
		介護保険課	<p>認知症サポーター養成講座を金融機関・郵便局を始め企業等を対象にして行った。また, フォローアップを兼ねた公開講座を開催し, 職員だけではなく市報等で市民等の参加を募集し, 好評を得た。年間 14回開催し受講者が 390人程になった。</p> <p>.....</p> <p>認知症サポーター養成講座: 14回, 390人</p>
57	介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	<p>○総合相談における実績(直営地域包括支援センター, 委託先地域包括支援センター・地域相談センター6か所の実績) 22,294件</p> <p>○権利擁護に関する相談(成年後見制度・高齢者虐待・消費者被害・地域福祉権利擁護事業等) 1,278件</p> <p>○高齢者虐待に関する対応(国分寺市高齢者虐待防止ネットワーク実施要綱に基づく緊急受理会議・個別ケース会議の開催) 38回</p> <p>(まとめ)</p> <p>総合相談は地域包括支援センター・地域相談センターにおける実績が昨年度より増加。また相談内容がセンターだけでは解決できないものが増え, 関係機関との連携を図り多職種での支援体制をとった。対応において専門的な助言を必要とする場合は弁護士・精神科医・学識者等に依頼し関係機関が適切に支援が実施できるよう調整を行った。</p> <p>高齢者虐待においては「高齢者虐待防止ネットワーク実施要綱」に基づき適宜支援法支援の協議・検討, 未然・防止のために地域包括支援センター・地域相談センター, ケアマネジャー等介護保険事業所向けに研修を開催した。</p> <p>.....</p> <p>支援困難ケース事例検討会: 8回(1回につき 10人程度)</p> <p>高齢者虐待対応研修: 1回, 49人</p>

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(4) 生活の安定と自立の促進

No.	事業名	所管課	事業実績
58	高齢者の自立支援	高齢者相談室	<p>○地域包括ケア体制を推進するため, 地域ケア会議等各種会議において「認知症高齢者を地域で支えるために」をテーマに地域における高齢者への支援の現状を共有し今後必要とされる基盤整備について協議・検討を行った。</p> <p>○市内の全地域包括支援センター・地域相談センター職員による全体会を開催し, 相談拠点として取り組むべき課題の抽出とセンターの業務遂行に必要なスキルの習得のため研修会を行った。</p> <p>○地域包括支援センター・地域相談センターの各職種による連絡会を開催し専門職として地域で取り組む事業等の確認・課題解決に向けた協議検討等を実施</p> <p>.....</p> <p>地域ケア会議・小地域ケア会議・各種専門部会: 18回, 475人</p> <p>地域包括支援センター・地域相談センター全体会: 3回, 87人</p>

			地域包括支援センター・地域相談センター職種別連絡会:11回, 102人
59	障害者への支援	障害者相談室	<p>身体障害者相談員, 知的障害者相談員が福祉センター及びひかりプラザで, 月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応している。また, 電話による相談も随時受けており, 障害福祉サービスなどの情報提供も行っている。市内には, 3事業所が相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センター I 型があり, ここにおいても種々の相談を受け, 情報提供を行っている。また, 障害者就労支援センターでは, 障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに障害者と事業所とのコーディネートを行って, 実績は上がっている。</p> <p>.....</p> <p>身体障害者・知的障害者相談員相談実績:577人 地域活動支援センター相談実績:25,180人 就労支援センター相談実績:5,332人</p>
60	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課	<p>ひとり親家庭(母子世帯)の経済的自立を支援するため, 母子福祉資金貸付の貸付及び自立支援給付金の支給を行った。</p> <p>.....</p> <p>東京都母子福祉資金貸付の貸付:568件, 69人, 41,841,980円 自立支援給付金(高等技能訓練促進費):108件, 9人, 14,241,000円</p>
		子育て相談室	<p>申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。</p> <p>ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。</p> <p>.....</p> <p>ひとり親ホームヘルプサービス利用数:10家庭 ひとり親ホームヘルプサービス派遣回数:708回</p>
		子育て支援課	<p>手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関連する諸制度については, ホームページや窓口説明用チラシにて情報を提供し, 広く制度の周知を行うとともに, 市民課や生活福祉課, 子育て相談室等の関係部署と綿密な連携を図ることにより, 対象となる相談者に対しては前年度と同様に児童扶養手当(国), 児童育成手当(都)及びひとり親家庭等医療費助成(市)の支給・助成を適正に行った。</p>
61	外国人への情報提供	文化のまちづくり課	<p>「外国語版くらしのガイド～子育て情報版」を4言語(やさしい日本語, 英語, 中国語, 韓国語)で発行した。妊娠, 出産, 子育て, 入学などにかかわる手続きの流れや市役所での窓口, サービス・支援制度, 医療機関, 外国語で対応可能な相談窓口の情報提供を行った。</p> <p>.....</p> <p>配架部数:約700</p>

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(5) 高齢者の虐待防止

No.	事業名	所管課	事業実績
62	「高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議」による連携の強化	高齢者相談室	<p>高齢者虐待防止ネットワーク実務者会議は開催しなかったが, 虐待対応として実務者会議の下部組織である緊急受理会議, 個別ケース会議を開くことで個々のケースに適切に対応した。</p> <p>.....</p> <p>緊急受理会議・個別ケース会議の開催:38回</p>

	男女平等 人権課	<p>会議の開催はなかったが、高齢であるDV被害者の相談に対して常日頃から連携をとり適切な支援を行った。職員が高齢者DV虐待対応についての講座に参加し、情報収集を行った。</p> <p>.....</p> <p>高齢者DV・虐待相談件数:6人</p>
--	-------------	---

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(1) 庁内における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績																																																												
63	審議会等の委員における 性による偏りの解消	政策経営課	<p>担当課から提供のあった名簿について現行の集計表を更新した。</p> <p>.....</p> <p>各種審議会等の女性委員割合(平成25年5月27日現在、政策経営課において把握している数値):26%(総数504人の内)</p>																																																												
		男女平等 人権課	<p>6月15日号市報に、男女共同参画週間の情報提供記事を掲載し、女性の審議会委員公募への積極的応募を呼びかけた。</p> <p>以下はその記事の抜粋。</p> <p>○市は政策・方針決定過程への女性の参加を進めています。</p> <p>市民が政策・方針等の意思決定の場へ参加する手段の一つである、審議会等委員に占める女性の割合は、現状国分寺市では3割以下です。男女平等推進行動計画では、平成28年度までに一方の性が原則として全体で4割を下回らないようにすることを目標の一つとして掲げています。男女双方の多様な意見を政策に反映し、活力ある地域社会とできるよう、各種審議会の委員公募の際には積極的に応募してください。</p> <p>.....</p> <p>関連記事の市報掲載 1回</p>																																																												
64	庁内の職域の偏りの解消	職員課	<p>今まで女性の配置が少なかった分野に積極的に女性を配置した(財政課、環境計画課、下水道課ともに平成25年4月)。</p> <p>.....</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成23年</th> <th>平成24年</th> <th>平成25年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会</td> <td>16.7%</td> <td>16.7%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>政策</td> <td>15.4%</td> <td>19.2%</td> <td>23.1%</td> </tr> <tr> <td>総務</td> <td>17.5%</td> <td>21.0%</td> <td>24.4%</td> </tr> <tr> <td>市民生活</td> <td>42.2%</td> <td>47.8%</td> <td>41.9%</td> </tr> <tr> <td>福祉保健</td> <td>43.6%</td> <td>46.2%</td> <td>44.9%</td> </tr> <tr> <td>子ども福祉</td> <td>47.1%</td> <td>46.7%</td> <td>37.5%</td> </tr> <tr> <td>環境</td> <td>4.5%</td> <td>4.8%</td> <td>13.6%</td> </tr> <tr> <td>都市建設</td> <td>10.5%</td> <td>7.9%</td> <td>8.1%</td> </tr> <tr> <td>都市開発</td> <td>16.7%</td> <td>16.7%</td> <td>16.7%</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td>66.7%</td> <td>40.0%</td> <td>40.0%</td> </tr> <tr> <td>選管</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>監査</td> <td>33.3%</td> <td>33.3%</td> <td>33.3%</td> </tr> <tr> <td>教育</td> <td>50.0%</td> <td>44.4%</td> <td>44.4%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>31.9%</td> <td>32.3%</td> <td>32.2%</td> </tr> </tbody> </table> <p>事務系女性職員比率推移 (4月1日現在)</p>		平成23年	平成24年	平成25年	議会	16.7%	16.7%	33.3%	政策	15.4%	19.2%	23.1%	総務	17.5%	21.0%	24.4%	市民生活	42.2%	47.8%	41.9%	福祉保健	43.6%	46.2%	44.9%	子ども福祉	47.1%	46.7%	37.5%	環境	4.5%	4.8%	13.6%	都市建設	10.5%	7.9%	8.1%	都市開発	16.7%	16.7%	16.7%	会計	66.7%	40.0%	40.0%	選管	0.0%	0.0%	0.0%	監査	33.3%	33.3%	33.3%	教育	50.0%	44.4%	44.4%	計	31.9%	32.3%	32.2%
	平成23年	平成24年	平成25年																																																												
議会	16.7%	16.7%	33.3%																																																												
政策	15.4%	19.2%	23.1%																																																												
総務	17.5%	21.0%	24.4%																																																												
市民生活	42.2%	47.8%	41.9%																																																												
福祉保健	43.6%	46.2%	44.9%																																																												
子ども福祉	47.1%	46.7%	37.5%																																																												
環境	4.5%	4.8%	13.6%																																																												
都市建設	10.5%	7.9%	8.1%																																																												
都市開発	16.7%	16.7%	16.7%																																																												
会計	66.7%	40.0%	40.0%																																																												
選管	0.0%	0.0%	0.0%																																																												
監査	33.3%	33.3%	33.3%																																																												
教育	50.0%	44.4%	44.4%																																																												
計	31.9%	32.3%	32.2%																																																												
65	女性管理職の登用促進	職員課	<p>平成24年度は特に取組みなし。</p> <p>.....</p> <p>平成25年4月1日現在の状況:管理職総数60人、女性管理職数2人、女性管理職比率3.3%</p>																																																												
		男女平等 人権課	<p>平成24年度は特に該当事業を実施できなかった。</p>																																																												

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(2) 地域における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績
66	男性の地域参画の促進	公民館	講座数は少ないが、男性を対象にした講座を開催した。また、対象を男性には限っていないが、男性参加者が多い講座も実施した。講座に参加したことをきっかけに、地域行事に活動の幅を広げている参加者もいる。 ..... 男性のための食生活講座:2回, 81人                      お父さん応援講座:3回, 45人 農業体験講座:100回, 1860人                      社会問題講座:3回, 81人
		男女平等 人権課	平成24年度は特に該当事業を実施できなかった。
67	市民活動への支援	協働コミュニティ課	市民活動センター登録団体の連携を目的に登録団体の交流会を実施した。第1回 8月31日市民活動フェスティバル写真上映会・意見交換会 19団体 29名参加第2回 9月27日見つめなおしてみよう!! 団体活動&会員拡大大作戦 13団体 18名参加第3回 10月23日NPOから見た地域振興・企業から見た地域振興(NPO・企業から女性ゲストを招いて実施) 9団体 20名参加第4回 11月22日NPOから見た地域振興・企業から見た地域振興第2弾 10団体 20名参加第5回 12月20日都市農業 8団体 23名参加第6回 1月19日地球環境について考えてみよう(南極はいま~23.5度の傾き~) 8団体 34名参加市民活動フェスティバル 5月20日 来場者数400人 25団体出展 ..... 団体交流会の実施:6回, 144人      市民活動フェスティバルの実施:1回, 400人
68	女性リーダーの育成	男女平等 人権課	平成24年度は女性リーダーの育成を主目的とする講座は実施しなかったが、各種講座を実施する中で女性のエンパワメントを図った。また、情報誌を市民編集員と共同で作成し、配布した。 ..... 男女平等推進センター主催講座:6回, 167人 男女平等推進センター情報誌発行:1回, 2,500部

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(3) 新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績
69	都市計画・防災分野への男女共同参画	都市計画課	平成24年度の「まちづくり市民会議」委員の委嘱に際し、女性参画を推進する取り組みをした。具体的には、公募委員を募集するにあたり、託児の実施を市報に記載した。記事の掲載に先立ち、すでに託児や保育を実施している課(男女平等人権課、保育課、本多公民館)に対してその基準や方法についてヒアリングを行ったうえ、年齢、人数の割合、保育者の資格、場所など具体的に課内で検討した。また、識見委員の委嘱にあたり、従前は男性委員の比率が高かったため、女性委員を最優先として依頼した。 ..... まちづくり市民会議 女性委員数(全13名中): 3人

		くらしの安全課	<p>女性の防災会議委員を増やすことを視野に入れ、国分寺市防災会議条例を改正し、委員の選任方法として「その他市長が特に必要と認める者」を追加した。条例改正後、この条項に基づき日頃から熱心に防災活動を行っている女性1名を防災会議員として委嘱した。</p> <p>「避難所生活における男女のニーズの違いを踏まえた対策」や「避難所運営への女性の参画」について国分寺市地域防災計画に明確に位置づけた。</p> <p>.....</p> <p>国分寺市防災会議の女性委員の人数(平成 24 年度末時点): 3人</p>
70	男女共同参画 農業経営への	経済課	<p>○平成 25 年2月に認定農業者を対象としたパソコンを使用したのPOPチラシ制作に関する研修を開催</p> <p>○平成 25 年3月に女性の農業者対象とした、交流&amp;バス見学ツアーを開催</p> <p>○家族経営協定締結者数(平成 25 年 3 月末現在)20 人</p> <p>.....</p> <p>女性認定農業者の研修参加人数: 2人</p> <p>国分寺市の女性農業者の交流&amp;バス見学ツアー参加人数: 2人</p>

資料No. 2 平成 25 年度自己点検票書式

記入例

【記入見本】

平成24年度 国分寺市男女平等推進行動計画 自己点検票		事業No.	1					
担当課	男女平等人権課			担当者名	〇〇 〇〇			
男女平等推進の視点	男女平等社会を実現するための基本理念(国分寺市男女平等推進条例第3条第1項より)							
	1号	性別にかかわらず誰もが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること						
対象事業	基本目標	1	男女の人権を尊重するまち			事務局で事業ごと・シートごとに挿入した。		
	課題	1	男女平等意識の醸成					
	施策名	(1)	家庭や地域における男女平等の意識づくり					
	事業名	①	男女平等に関する学習機会の提供					
事業内容	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男性への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組みます。 ・男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知・多様な団体との連携による広報・公民館保育室事業の実施 ・男女平等の保育、幼児教育の促進・若年層とともに進める事業の実施・市民の作品募集による意識の普及							
事業実績	●事業実績を書いてください。 (例) 女性のエンパワーメントを目的に講座を開催した。他団体との連絡会を初めて開催した。 今年度は、7月15日～22日までの間に、男女平等推進センター運営事務事業として6回の講座を実施した。特に反響が大きかった講座としては、女性の視点を取り入れた災害支援を考える講座、高齢者の恋愛を考える講座がある。企画の際には、市が課題としている内容につき、市民が参加したいと思えるようなアプローチ方法(対象者を想定し、講座の内容のみならず、タイトル、開催場所、開催日時の工夫)を課員で検討した。講座の参加者は、男女ともに小学生～高齢者まで幅広い世代に及んだ。参加者が様々な媒体を通して講座の開催を知ることが							
	●特記事項 ※行動計画規定外の事業で、関連事業として実施し、成果をあげたものがあればご記入ください。評価の際に加点します。 何か記入があれば意欲を評価時に総合評価数値換算時に1点加点する。							
	●数値化可能な事業について、回数、参加者数(男女比)、予算などを書いて下さい。 (例) 講座、他団体との連絡会、啓発チラシ配布など							
	回数(回)	人数(人)	予算(円)	その他				
講座	6	167	159,820					
他課との連携講座数	2	40	52,000					
チラシ配布枚数				2110枚				
事業の評価	●下記の各「評価の視点」から見て、前年度と比べた推進状況(A～D)を評価してください							
	事業評価の視点							
	男女平等に関する学習機会の提供は行われたか	①計画に沿った事業を行ったかという視点からの評価。	当年度(n) 評価	数値換算	前年度(n-1) 評価	前年度(n-2) 評価	前年度(n-3) 評価	前年度(n-4) 評価
	市民にむけての意識啓発の方法は、適切で、効果的であったか	②事業実施の際に、男女平等推進の視点を盛り込んで行ったかどうか、もしくは、事業実施の内容が男女平等推進の視点から見て適切・効果的であったかという視点からの評価。	A	4				
	事業実施により、男女平等に関する市民の理解を進めることができたか	③事業実施により、男女平等社会の実現の観点から成果をあげることができたかという視点からの評価。	B	3				
評価理由	講座ごとに主な対象者を想定し、新聞・タウン誌等を含めて対象者が手に取りやすいような媒体を使って広報を行った。市のようなテーマの場合には、参加しやすいような切り口、タイトルをつけて講座を開催した。							
評価理由	講座の際に実施したアンケートによると、講座受講前後で「意識が変わった」と回答した方が、平均して80%以上であったため							
評価の説明	【評価の基準】 A=前年度より実績があがった B=前年度と同様の実績があった C=前年度より実績が下がった D=実績がなかった 達成=計画所定の事業内容を達成した 休止・廃止=計画所定の事業内容が休止・廃止になった 【数値換算の方法について】 各事業評価の視点における評価につき、A=4 B=3 C=2 D=1 達成=4 休止・廃止=1点として合計点を事業評価の視点数3で除し、各アルファベットの規定点を超えるものについては☆をつけてプラス評価とした。							
	●計画改定時(24年度)と比べた場合の推進状況			●総合的に見た場合の当該年度の推進状況				
			B☆					
●二重線囲みで示した、男女平等推進の視点から見た今後の課題及び次年度以降の取組み予定 性別役割分担意識は、世代、時代背景によっても様々である。社会状況と地域課題を把握して、市民要望を受けてメニューリストの開始など多様な主体に効果的な情報を届けるとともに、対象者と情報期日を分析して有用なアプローチ方法を検討する必要がある。男女平等施策を市全体に広げていくためには、当該単独だけでなく、多様な主体との協働・連携が効果的であるため、積極的に働きかけを行う。								
●課題を解決するために連携の必要な所管課 講座はできるだけ他課等と共催にする								

### 資料No.3 平成25年度会議の開催状況

#### (1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成25年5月10日	1 年間スケジュールと今年度評価手法の説明 2 指標の取扱いについて 3 評価作業グループ分け（責任者決め） 4 次回以降の委員会日程検討
第2回	平成25年6月20日	1 施策推進状況の検討（各グループからの報告） 2 ヒアリング対象課検討
第3回	平成25年7月10日	1 ヒアリング（生活福祉課および学校指導課） 2 意見交換
第4回	平成25年7月24日	1 施策推進状況評価審議
第5回	平成25年8月7日	1 施策評価内容の最終調整 2 答申案審議

#### ○平成25年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

氏名	所属等	任期	選出区分
小松 清	三多摩医療生活協同組合	H24/4/1～H26/3/31	1号委員 （男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表）
深田 友子	多摩でDVを考える会	H24/4/1～H26/3/31	
渡辺 みづゑ	フェミニネット奏	H24/4/1～H25/5/31	
星野 明美	同上	H25/6/1～H26/3/31	
廣田 昌子（副委員長）	国際ソロプチミスト国分寺	H24/4/1～H26/3/31	
高浜 洋平	一般市民公募	H24/4/1～H26/3/31	2号委員 （公募市民）
筒井 隆志	一般市民公募	H24/4/1～H26/3/31	
吉田 英子	一般市民公募	H24/4/1～H26/3/31	
苫米地 伸	東京学芸大学准教授	H24/4/1～H26/3/31	3号委員 （識見を有する者）
眞鍋 倫子	中央大学教授	H24/4/1～H26/3/31	
谷口 郁子（委員長）	編集者	H24/4/1～H26/3/31	

#### (2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	平成25年4月17日	1 評価スケジュールについて 2 今年度評価の手法について 3 委員会諮問事項について
第2回	平成25年8月27日	1 施策推進状況評価について （委員会答申と専門委員会報告をもとに）

○平成 25 年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役 職	氏 名
副市長(会長)	樋 口 満 雄
市民生活部長(副会長)	中 村 秀 雄
政策部長	内 藤 達 也
総務部長	本 橋 信 行
福祉保健部長	内 野 修 宏
子ども福祉部長	根 本 裕 之
教育部長	小 山 則 夫

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第 1 回	平成 25 年 8 月 12 日	1 事業推進状況評価検討（課題 1～3）
第 2 回	平成 25 年 8 月 21 日	1 事業推進状況評価検討（課題 4～6）

○平成 25 年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

所 属	氏 名	任期
政策部総合情報課広報広聴担当係長	藤 川 浩 二	H25/7/1～H27/6/30
政策部政策経営課	荻 野 寛 之	H25/7/1～H27/6/30
総務部職員課人事・研修係主任	岩 垂 亮 二	H25/7/1～H27/6/30
市民生活部経済課消費生活・就労支援担当係長	幡 野 浩	H25/7/1～H27/6/30
市民生活部文化のまちづくり課生涯学習・文化振興担当係長	千 葉 昌 恵	H25/7/1～H25/8/15
市民生活部文化のまちづくり課生涯学習・文化振興担当係長	遠 藤 照 子	H25/8/15～H27/6/30
福祉保健部生活福祉課庶務係長	新 井 宏 伸	H25/7/1～H27/6/30
福祉保健部健康推進課健康推進担当係長	有 賀 真 由 美	H25/7/1～H27/6/30
福祉保健部高齢者相談室高齢者福祉係長（副委員長）	久 保 祐 司	H25/7/1～H27/6/30
子ども福祉部子育て支援課児童館・学童保育係主任	石 川 理 江	H25/7/1～H27/6/30
子ども福祉部子育て相談室子ども家庭支援センター相談支援係	山 川 恭 子	H25/7/1～H27/6/30
教育部庶務課庶務係主任	吉 沢 浩 二	H25/7/1～H27/6/30
教育部学校指導課統括指導主事	松 浦 素 明	H25/7/1～H27/6/30
教育委員会国分寺市立第二小学校技能係長	山 口 悦 子	H25/7/1～H27/6/30
教育委員会並木公民館長（委員長）	木 場 理 恵	H25/7/1～H27/6/30

## 資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要

### 1 計画の目的

本計画は、国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

### 2 計画の位置づけ

- (1) 国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき市が策定する、男女平等推進に関する施策についての基本的な計画です。
- (3) 「課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」の「施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み」から「施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく、国分寺市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に相当します。

### 3 計画の期間

第4次国分寺市長期総合計画の実施年度に合わせ、期間を平成20(2008)年度から平成28(2016)年度の9年間とします。平成23(2011)年度に計画の見直しを行い、平成24(2012)年度から中間見直し計画を施行しました。

### 4 計画の推進

#### (1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会(以下「推進委員会」)」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的あるいは市民の見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人、公募市民3人、識見を有する者3人の10人で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織である「国分寺市男女平等推進協議会」(以下「推進協議会」)により、男女平等推進施策の総合的な推進と調整を行います。

#### (2) 市民、事業者等との連携と協働

男女平等推進をめぐる課題は、あらゆる分野に深く根ざしています。男女平等社会の実現にむけて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことが望まれます。

#### (3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

#### (4) 行動計画の効果的な進行管理

計画をより実効性のあるものとするために、年度ごとに推進状況の報告を行い、進捗状況を示します。また、国分寺市男女平等推進条例第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

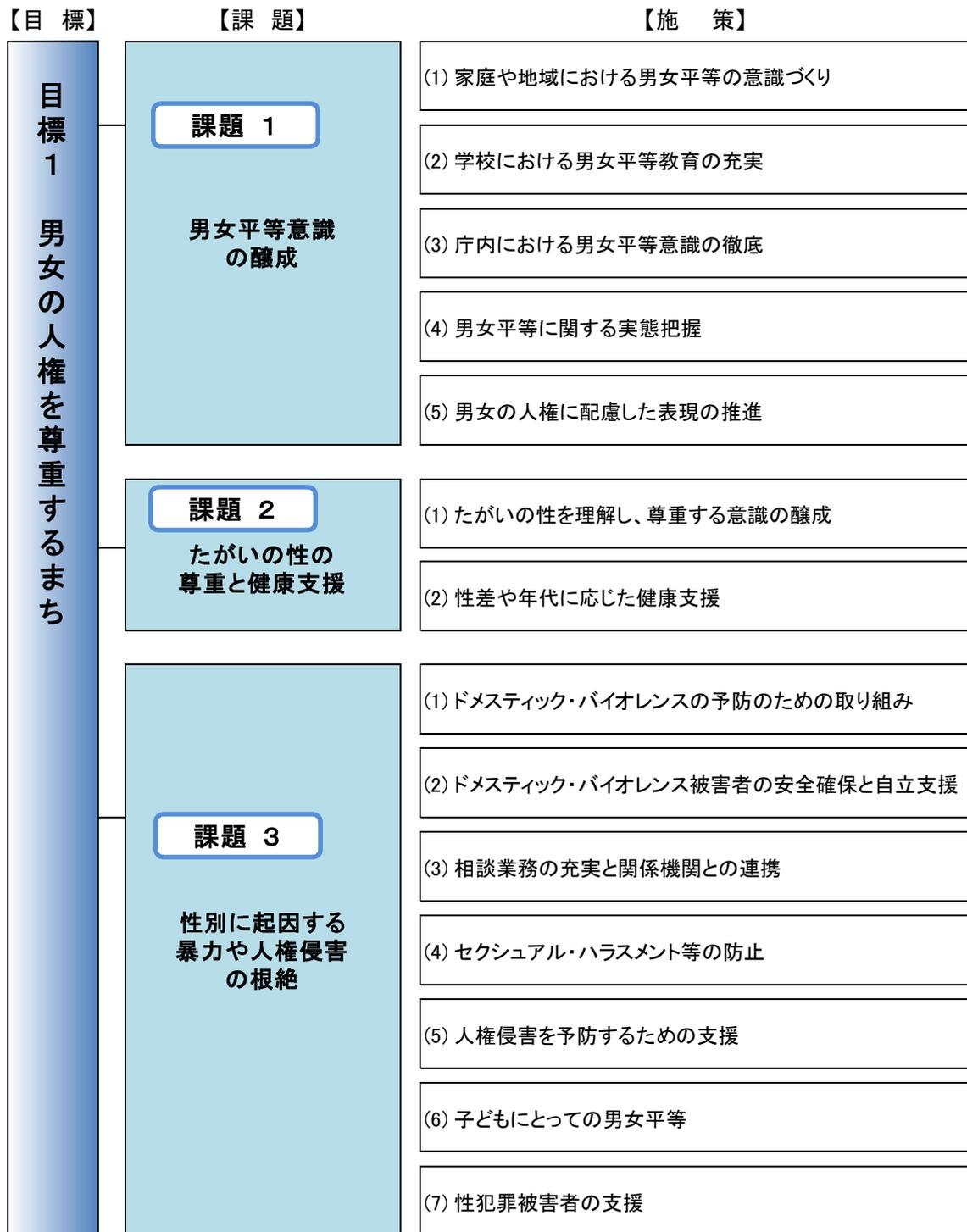
進捗状況の評価にあたっては、評価基準を明確にし、それをもとに評価した結果を計画の見直しに反映します。

## 5 計画の基本理念

本計画に基づき施策を推進するにあたっては、国分寺市男女平等推進条例第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダー（社会的性別）による固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育てや介護等家族としての役割を果たすことと、職場や地域等において活動することを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組みと密接な関係があることを認識して、取組みを推進すること。

6 計画の体系



【目標】

【課題】

【施策】

目標 2 男女が平等に社会参画できるまち

課題 4

就労における  
男女平等の推進

(1) 事業者への啓発と支援

(2) 男女平等の視点による調達の様子の検討

(3) 起業・再就職への支援

(4) 働き方における格差の是正

課題 5

男女共同参画  
を支える  
環境の充実

(1) ワークライフバランス(仕事と生活との調和)の推進

(2) 子育てへの支援

(3) 介護への支援

(4) 生活の安定と自立の促進

(5) 高齢者の虐待防止

課題 6

政策・方針等の  
意思決定への  
男女共同参画

(1) 庁内における男女共同参画

(2) 地域における男女共同参画

(3) 新たに取り組むを必要とする分野への男女共同参画

## 資料No. 5 国分寺市男女平等推進条例

平成 19 年 3 月 29 日  
条例第 10 号

目次

前文

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)
- 第 2 章 性別による権利侵害の禁止等(第 8 条)
- 第 3 章 基本的施策(第 9 条・第 10 条)
- 第 4 章 具体的施策(第 11 条—第 17 条)
- 第 5 章 男女平等推進センター(第 18 条—第 22 条)
- 第 6 章 苦情等への対応(第 23 条・第 24 条)
- 第 7 章 男女平等推進委員会(第 25 条・第 26 条)
- 第 8 章 雑則(第 27 条)

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和 63 年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで奪われることがあります。ドメス

ティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第 1 章 総則  
(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の理念に基づき、国分寺市(以下「市」という。)における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。  
(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場とともに協力し合い、責任を分かち合う社会をいう。

- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれつきの生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。)による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、

性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。

- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。
- 5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理

念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

## 第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第2項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

## 第3章 基本的施策

(行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総

合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更に当たっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

## 第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女が生涯を通じて健康な生活を営む

ことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第14条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第15条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第16条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第17条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 男女平等推進センター  
(設置)

第18条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター(以下「男女平等推進センター」という。)を設置する。

(位置)

第19条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目46番地8

(愛称)

第20条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第21条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 情報及び学習の機会の提供
- (2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供

(3) 相談に関する事業

(4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(管理及び運営)

第22条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第6章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第23条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第24条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第7章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第25条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。

- (2) 男女平等推進行動計画の進捗状況に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる委員 10 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
- (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4 人以内
- (2) 公募により選出された市民 3 人以内
- (3) 識見を有する者 3 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (委員会の会議)
- 第 26 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成 11 年条例第 26 号)第 5 条(会議の公開)ただし書の規定に該当する

場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 6 委員会の庶務は、市民生活部男女平等人権課において処理する。

## 第 8 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第 9 条第 1 項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止)

- 3 国分寺市男女平等推進委員会条例(平成 3 年条例第 8 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第 3 条第 2 項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第 25 条第 3 項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

(国分寺市立女性センター条例の一部改正)

- 5 国分寺市立女性センター条例(平成 6 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

## 資料No. 6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

平成10年8月24日  
訓令第15号

### (設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。  
(平成19年訓令第25号・一部改正)

### (所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。  
(1) 男女平等推進施策の総合調整  
(2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。  
(3) その他男女平等推進施策に関する重要事項  
(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

### (組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。  
(1) 副市長  
(2) 政策部長  
(3) 総務部長  
(4) 市民生活部長  
(5) 福祉保健部長  
(6) 子ども福祉部長  
(7) 教育次長  
(平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号一部改正)

### (会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。  
2 会長は、推進協議会を代表し、推進協

議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正)

### (推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。  
(平成16年訓令第24号・一部改正)

### (男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。  
2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。  
(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

### (専門委員会の組織)

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。  
(1) 政策部 2人以内  
(2) 総務部 1人  
(3) 市民生活部 2人以内  
(4) 福祉保健部 3人以内  
(5) 子ども福祉部 2人以内  
(6) 教育部 4人以内  
(平成19年訓令第27号・全改、平成21年訓令第24号・一部改正)

### (専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。  
2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。  
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。  
(平成16年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が召集し、委員長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(任期)

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平成19年訓令第25号・追加)

(意見の聴取等)

第11条 推進協議会及び専門委員会(以下「推進協議会等」という。)は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。

(平成16年訓令第24号・追加、平成19年訓令第25号・旧第14条繰上・一部改正)

(庶務)

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部男女平等人権課において処理する。

(平成14年訓令第5号・一部改正、平成16年訓令第24号・旧第10条繰下・一部改正、平成19年訓令第25号・旧第15条繰上)

(委任)

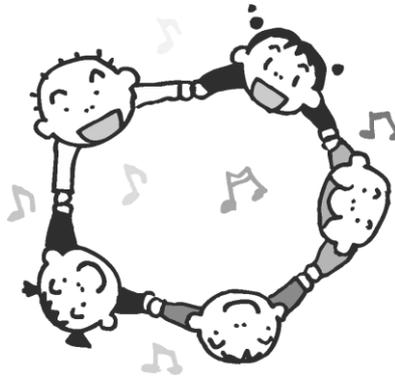
第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

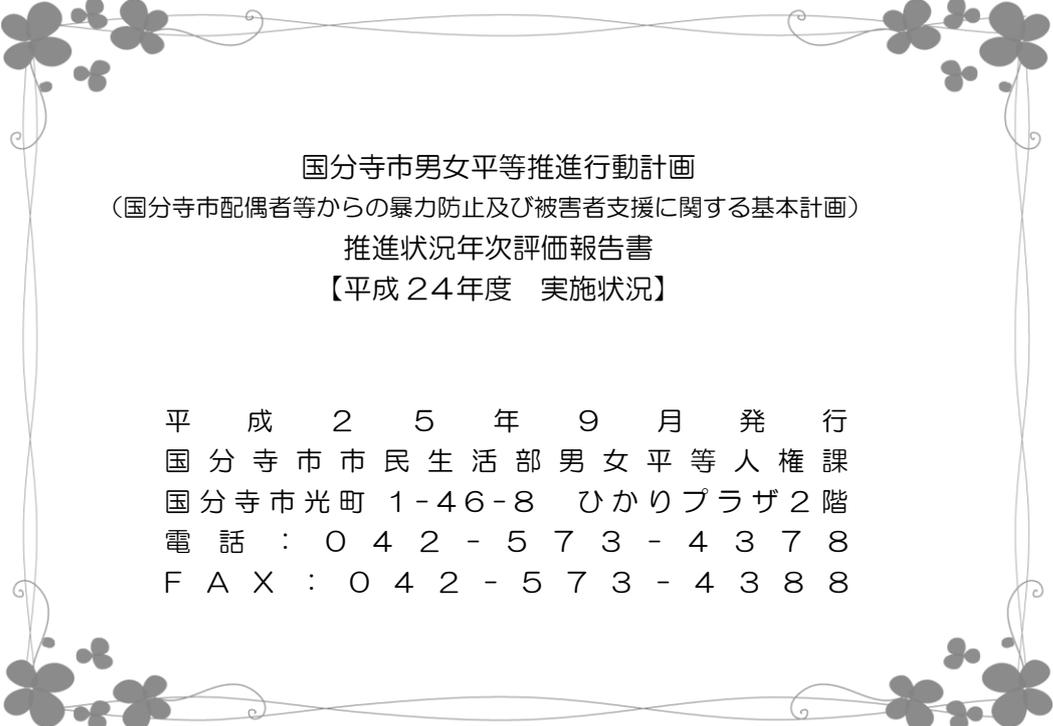
(平成16年訓令第24号・旧第11条繰下・一部改正、平成19年訓令第25号・旧第16条繰上)

附 則

この訓令は、平成10年9月1日から施行する。

[以下略]





国分寺市男女平等推進行動計画  
(国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)  
推進状況年次評価報告書  
【平成24年度 実施状況】

平成25年9月発行  
国分寺市市民生活部男女平等人権課  
国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階  
電話：042-573-4378  
FAX：042-573-4388